

大八  
神幡  
伏  
蘇  
原  
縁  
完

257  
147

特21  
557

八幡大神伏敵原縁

明治

40 7 25

内交

伏敵原縁序

父は執松田敏足翁に敬神尊王愛國の  
士あり亡父常よ云ふは之を今も世能  
く文乃人多し而して國崇む通し國  
體を知れは亦希なり況して是を  
その身は修め身を行ふも亦唯其前  
は松田敏足に在り其人は亦可なり

蓋し父も能く氣を知られりし事り道  
の齡もやと古稀は達しし事は致くして  
著述は漢事し今たひ依敵原縁を  
あはれもよしれどなりし日清の一日露  
の兩役は玄海より灘を往きし事遙か  
澳の島を科したり日赤海の海戦の様  
をまゝの河に引け居る事し事跡よ元

寇り事成もたれぬし今八幡大神より御  
威成りし事仰きまはれりぬ今松田  
翁の書にまゝは頌徳篇を如何にら  
む其大意の事成りし事はまゝもれりら  
ゆへあり言もむしは神事なりし事なりん  
父は世人をも頼りし松田翁の御國  
成護身す八幡大神より神徳をこころす

修業の跡や敬神尊王愛國の  
道心と志とあるを世に傳へし  
遠くも奉は清くひはなもり

## 東京丸山亭

世澤庵主人書

### 編述緒言併例言

指を折りて。かくなふれば今は三十年にあまる過去となりぬ余明治の六年と云年の十月許筑紫の道の口宗像の郡なる彼名にしおふ澳津島に候直として渡在しに長き夜の折からとて岩打つ波に夢破られ寝られぬまゝ月の明きに端居せばやこゝやをら巖に構へし檻に據は東には長門の嶋を鐘の岬小屋方山願みすれば壹岐のしま松浦のおき背振雷雲の浮岳なにと臆ながらに見わたされ彼唐人が吟びし三五夜中新月の色二千里の外も遠からせと云へるさへ思ひ出され無量の感に打れ隈なき影に心もすむまゝ惟みれば余かく不慮ずも此大神に仕へ奉る身と成ぬるも將其因縁なくてや有む。さるにても八百萬とます神祇の中に殊に勝とき御徳と御功勳とます此大神の主なる御靈祐の程を。いかで釋ね記し見はやと思ひ起したるぞ此編述の最初なる借一時は國體幽論とや名付けてましと思ひし

斯て年月経るまゝ東西往復するにも大神の御事蹟に縁ある事とも見もと聞もと中

にも八幡大神とは即て女大神の御名なりし由を得見及びぬるに。はた大國主大神事代主大神高照姫大神と御夫妻御親子の御事蹟に繹ね及び我皇室の御代の御隆の時世の轉變より今の現に東西洋の交際自から繁く親しく成ゆくが宛然稻目のほがらしくと明ゆく様なるなどは皆此大神等の種々勞き促がしますが甚靈しく畏く尊き限なるを此國に生れ出たらむ吾輩の其御靈祐を知らず有らむやは知りて世に告さらむは罪多き事とも思はれ將老さらほひては彌よ今日も知られず若し此考按を地下にや埋め果さむかこ斯急はしく筆取る事とはなりぬ

然有れ余こそ斯大事めきても云へ或側の人などは是偶然に然なり來つる事なるを例の迷信思想より種々牽強附會するよなき笑ふも多かるめれど。そも老子に下士は道を聞いて大に之を笑ふ」こ有れば中々に笑はるゝも譽れにこそ

次に此編の行文なも和にもあらず漢にも非ぬ様なる是はた看者に聞ゆ易からむ爲なるをや。儲はさる事と見ゆるし給ねかし

編者謹てしるす

八幡 伏敵原縁目次

第一 宇内進運の妙機及び宗像大神出現の幽契……………第一頁

地輿發展推運の五大神 世界の成立 同氣相求むる原因結果の二大理  
天統は皇室に傳へ地統は出雲神族にて守宰するの説

第二 三女神道中に降り邦國を護衛給ふ原起……………第八頁

道主貴の事 奉助天孫所祭爲天孫の詔命 三代格所載舊記の文

第四 素盞雄大神内外を開き民生の保全を授く……………第十二頁

素尊地輿上跋涉 人皇氏燧人氏の事蹟 内地の開造授産 歲德神の考

第五 韓國の神蹟並に五十猛神の功績……………第十七頁

檀君長白山に降る 筑前國筑紫神社 肥前國温泉岳四面宮 杵島郡聖岳

第五 夫妻大神東方の經營支那文化の發興……………第二十三頁

東王父西王母の事蹟 大昊伏羲氏女媧氏の傳 羅馬大秦國西王母の神蹟

- 第六 大國主大神の漢字の創製杖桑若木の説……………第三十頁  
和字の起原 漢字始製併卜占象形のこと 杖桑とは櫻樹を云 東字の出所  
上世の太木 易傳八卦始作の説 鳥蹟及び科斗の書
- 第七 海外の歸伏及び神祇官中大宮能賣神……………第三十八頁  
大己貴少彥名神東海より來歸の事 神祇官八神殿の祭神の考
- 第八 八幡宮の祭神の説併に神号の原由……………第四十二頁  
玉依姫御名の説 廣幡八幡の神号の考 對馬宗像社々傳 應神天皇神祐の事
- 第九 棚機姫神の神名の由縁併に正八幡……………第四十九頁  
應神天皇宇佐鎮座の原由 筑後姫古曾神社筑前大嶋棚機神社 正八幡の事
- 第十 姫大神海外跋涉經營の徵蹟……………  
由良姫神元の名和多須神 大山積渡神 香春神社祭神考 佐渡大目神社
- 第十一 事代主大神の本縁並に若宮八幡の事實……………第五十九頁  
八重事代主の神名並功德 賀茂松尾祭神考 若宮若八幡及日本總鎮守の説

- 第十二 事代主大神外蕃に入る及大山咋大山積の神名……………第六十六頁  
大山積神名錯乱の考 大山咋神の考 支那四嶽の説
- 第十三 高照姫大神内外交通融和の端緒を爲す……………第七十頁  
賀夜鳴身神社 日矛及び五十跡手の事 豐姬命の考 姫古曾赤留姫の事
- 第十四 阿羅斯等神社の社説及び日矛蘇那曷叱知の考……………第七十八頁  
現人神社由來 三毛入野命渡韓 原田義種の傳
- 第十五 高良神社祭神及び三沼君の説三瀨の起原……………第八十三頁  
鈴鹿氏の説 強石將軍三瀨郡池塹の説 糸嶋郡神代の水城 神籠石姫氏國  
根據地の事 物部膽咋宿稱の事大祝家 日吉聖女宮の事
- 第十六 支那上世に傳る我國光景及び秦氏の歸化……………第九十頁  
列子なる蓬萊瀛洲 富士山及周穆王齊管仲の事 倭人聖皇 唐虞の五臣  
子孫帝位に昇る 伯益の裔日本歸化 秦大津父狼を助 秦氏三社の關係
- 第十七 神功皇后征韓の由來仲哀天皇筑紫行幸……………第一百三頁

熊襲背叛 韓國の交通浸襲 神明の誨告稚日女神 現人神社に神田を寄す  
 第十八 皇后筑紫を平定し賜ふ併櫛田大神の事歴…………… 第百十三頁  
 朝倉郡地方經略山門郡行啓 大若子命鳴鏑を奉る 宮自嶽の由緒……………  
 第十九 新羅國降伏彼土外府制治高麗百濟歸服…………… 第百十七頁  
 三韓奉貢 宇瀨神社及び箱崎神社並に鎮懷石社の事 四神攝津國鎮座……………  
 第二十 橘小戸の舊蹟併櫛田神社博多鎮祭の考…………… 第百廿一頁  
 橘小戸の七徵據 志賀及警固大神の事 山田一の堰 櫛田宮鎮西守護の考……………  
 第廿一 征韓の結果より發興し來る文物美術の進行…………… 第百廿八頁  
 神の誨示は品物の他道理智識に有りして 工藝技術經學舶來の事……………  
 第廿二 八幡大神宇佐出顯及男山に移り王城を鎮護す…………… 第百卅二頁  
 第廿三 神明幽隲武門政權を執り王征復古を竣つ…………… 第百卅六頁  
 王代閑暇怠傲に陥る 保平以來爭鬪尙武に轉する幽理 源平交代政柄を取る……………  
 平氏氏神平野神社の考 源義家 葵巴の紋の傳 日吉山王國運鎮護の由縁……………

目次 畢り

# 大八幡神 伏敵原縁

豊田 松田敏 足著

## 第一 宇内進運の妙機及び宗像大神出現の幽契

現世身の世の歴運漸々進發み到りて今や既に東西洋交通し萬國融和するの機勢斯に就なむとす是世運の將に完全圓滿の域に到着せむとする者にして則ち是自然なる天道の幽隲に出る所以なり爾に審らかに其開展進行の現象を考察るに其芽生夙く千速振神世の初發に發起來りて今の現に果を結はむとす其古來今往に原と果と應ずる誠に符節を合するが如しさて其内外東西を融和し地球上を完全圓滿の域に達せしむるに其機關推運者の有る有りて斯に到らしむる事なるが我古史の記す所によるに素盞雄大神大國主大神宗像媛大神八重事代主大神高照姫大神の五神を抑も此推運者として専ら其進行に關預ます事なり然して終には以上の五神の靈精ぞ



應神天皇則ち八幡大神の神靈と合體永く皇邦を護祐り鎮まり在す事にて斯て其靈精や猶遠く將來無窮に亘り我皇祚の隆昌を誓ひ地上の生民に最眞の幸樂を享得しむる所以なり抑も件の神々は造化神の地輿を生きたる思想方針の使者なるにも自から然有べきは論までも勿き事なり今斯に述る一篇の神話や彼五神が此天道幽隴の發展く現象に始終關係まして純ら力を效し經り營み賜ふ由縁を冥顯に涉りて探尋つゝ記述せむとする者なり

古史の記する所に依るに天地の初發高天原の太空に無始に杳在せる神名は天之御中主神次に高皇產靈神次に神皇產靈神此神々御身を隠し寂寥無象にして座せり之を宇宙の心精と云又之を心靈の混沌と云此寂寥無象聲も無く息も無き間將來億萬年に向ひ天地人生の進化發達を畫策して其一定方針のまゝ開發進行せしめて一點の差吾ある事無し此心精の方針經畫粗成りて始めて地球地球衆星の原素生出す之を形質の混沌とは云へるなりさて天地漸く就る後於是伊邪那伊邪美神てふ肉體の神始めて生出ましき故御祖天神此二神に詔命して此漂蕩る國土を修理固成せ

ご宣賜ひきすべて肉體の就るは修理固成の賦命あ二神此詔命を受けてより大きに此洲土を開造し給ひしなり斯て其大任既に成功するの終りに及ひ則ち御子に天照大神と素蓋雄大神生出ましき斯に父大神甚く歡はして我は生々て生の終に此珍たく貴き御子得たりと殊に愛重んじ給ひて天照大神は天上高天原を知領せ素蓋雄神は天下滄溟を知領せご詔命を下し給ひき嗟呼是ぞ斯れ宇宙億萬歳に瀰り世界の發展を經畫するの原始にして無窮世運の大本基を定立するの所以也扱此本辭は日本書記一書に「伊弉諾尊勅任曰天照大神者可治高天原也云云素蓋烏尊者可治天下也」と見ゆさて此所を本書にては月讀尊は滄海原潮八百重を治すべしと云文なるが其を平田翁の説に月讀尊と云を素蓋雄尊の一名としさて滄海原も潮八百重も皆此地球の事を稱する者と有るぞ如何にも然る説ご聞ゆるまゝ此書全篇此説に従がひて述る者なり

されば此詔命に依り神素蓋之雄大神此地球大主宰の大神と具はり給ふ事なり是れ此神話の淵源骨子なれば看者幸ひに之を記憶に留めて始中終の原因と爲し以て譚

話の原因結果の相應する所以を了觀せられよ

此天照大神天上を治し素佐雄神大國主神以下大地を守宰と皇孫尊歷世現世の君主と具はり給ふ由は古へにては人口に膾炙し幾んど童部の謠にも謳ひし程の事なり  
こと見ゆそは大國主大神の託宣には大初之時期曰天照大神悉治天原皇御孫尊  
專治葦原中國之八十魂神上我親治大地官者言曰訖焉と宣ひ万葉集の歌にては天  
地之初之時久堅之天河原余中路神分分之時余天照日女命天平波所知食登葦原乃水  
穗國袁天地之依相之極所知食神之命等中路天皇之敷座國等云云と見ゆまた仲實朝  
臣の歌には「伊邪那伎のみことの時に定めにき我君久に世にまさむとは」など謳  
へる類皆無窮の世運の天地の初に定まれるの由を云へる者なるを了すべし

惟みるに此一篇の話談や神幽に涉る事實多かるにも今日に於て往々疑ひを脱か  
れざるべし斯に少かりの同き者を舉げて比例に供へむとす「そは古語に火は  
乾けるに就き水は潤へるに從がふ是同氣相求むる者也」と假例は爰に一個の精  
神あり其レ一たび所志の方針を起すや永く宇宙に洋々りて其所志の結果を求め

て止まず於是一旦他の同志同方針の者を相得るや忽ち融和合體して其果を結ぶ  
之を同氣相得るの道と云「其二は凡そ万有結果ある者は必ず原因有て生ト來る  
假例は松樹の千歳を経て翠の色猶新たなるの結果ある者は其發芽の間既に種子  
に硬塩の膏充ち久しきに耐るの原因を具へて然るなり之を則ち原因結果の道と  
云也此二個の道や上に云如く此神話を貫く大理骨子なれば能く記憶して始終を  
玩味せられむ事を

斯て爾來天照大神は日球上天を治し素蓋雄大神は下土地球を治すへき事と定まり  
しざるを故ありて素蓋雄尊は根土幽泉の域に退去ますべき事となりしなり

さて爰に素蓋雄神の事實につき少さか述べ置くべき事こそ有れ洪初天之御中主  
神の恍惚寂寥の心精や始て其造化を發せむとして於是高皇產靈神皇產靈の二神  
顯出せり是支那の古説に「大極是生兩儀」と云ひ或は「太一分而爲陰陽」と  
云者なり故に高皇は生長陽發の氣を司り神皇は消殺陰屈の氣を司る次で伊  
邪那伎伊邪那美神の出顯ありてより全たく此產靈二神の陰陽の徳を承繼して二

氣の功用を悉皆其徳業の上に施こし給ふ蓋し陰陽とは禍福なり善悪なり榮枯なり此天地社會の間に於て相對し積極消極の機を爲す者の符號なりされば天地人生二日も榮枯禍福の交代無るべからず是無ければ万般の循環進化は能はざるなり例之は春陽の生長繁茂せしむるのみにして秋陰之が消衰蕭殺を施さざる時は次して歲月の交代四時の循環を爲す能はざるなり人生又斯の如く禍惡消殺の行はるゝ無き時は老少興廢の交代運轉斯に能はざるなり然れば禍惡消殺や天地人生に於て最も闕ぐべからざるの最要機關たり然して天照大神は父神伊邪那伎の陽徳を繼いで専ら生長福善を司どり素蓋雄神は母神伊邪那美の陰徳を繼いで消殺禍惡を司どります所以なりさては素蓋雄神は天地人生最も闕ぐべからざる要機關の神とませざるも生民の繁生進長を主とする現世に於ては損害無き能はず是遂に此神の幽泉の域へ退去せしめられますの因縁の由て來る所以なり

斯と素蓋雄神は將に幽泉國に歸き給はむこととて先づ天照大神に離別を告むとて大神の天宮に參出まじゝに大神は素蓋雄神に不良の事や有むと其中心を疑ひまじ

いより起りて於是誓約を舉げて其驗を求め給ひたり則ち大神先づ素蓋雄神の十握劍を乞取り之を噬て息吹給ひ三柱の姫神を生まじぬ則ち多紀理姫神市杵島姫神多岐都姫神是なり後に素蓋雄神は天照大神の御髮に纏せる玉を乞取て噬て息吹まじて五柱の男神を生給ひぬ則ち天穗耳神天穗日神天津彦根神活津彦根神熊野久瀆毘神是なり此五柱を平田翁の説に三柱にて二柱は一の御名なるべしと有る説と覺ゆ

此時天照大神は素蓋雄神に告給はく此後に生ませる五柱の男子は物實我物に因て成ませり故自から我御子なりと宣給ひき如是忍穗耳命を始めを殊更に吾御子と宣まじは是皇統の本源の大神に出る由を永く遠く明晰に爲給はむの御義なり此御詞や分の確實なるを重んじ將來遠く千万年の後を思はしめす御意實に畏むべし次にまた告給はく先に生ませる三柱の女子は物實素蓋雄尊の物に因て成ませり故汝の子也と詔別まじき是此三女神は明確に地球大主宰素蓋雄大神の神統にまします所以を詔定め給ふ所以なりさて斯く天照大神の詔別給ふや詔別は詔定め給ふ意なり能味ふべし是後に此姫神を外邦この道の中に降し給ひて天孫を助け奉りて天孫の爲に祭がれませと詔給ひし原因にて誠に尊き御事にて實も畏き造化の

幽契なり天晴看者心を沈めて讀嘗みられよ其神契の原因結果始終相照應ふ者其靈妙に尊き實に覺ゆる涙さへ刺ぐまるゝ事にこそ

以上に依るに抑も此三柱の姫大神は眞に是地球五大洲の大主宰とます素蓋雄大神の御劔に生まじ其威徳を傳へ給ひたる大神なりさればこそ媛神ながら殊に勇剛にまじく將専ら軍陣の事に幸賜深く后来此地與五大洲は此大神の御威に由り靡さ服ろひ一致に纏るへき天命を具はりまじくけるさては其御名の多岐都姫と申すも武勇姫の由に聞ゆる亦神屋楯姫と申すも神彌猛姫の由と聞ゆるなりその神性の勇剛のほど察し奉るべきなり

### 第二 三女神道中に降り邦國を護衛給ふ原起

於是天照大神は斯此御神の自から五大洲を懷服がへ敵國を降伏し給ふべき産靈の賦命有るに由りさてこそ此大神を筑紫の國の北の海の中に降し西北方の外敵を壓へ皇祚の安泰を守護爲しめ給ふ所以なれ則ち神代紀の一書に日乃以日神所生

三女神令降於筑紫洲因教之曰汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也」と見ゆ抑も天地の間神々は八百萬多かれども天照大神の殊さら詔命して天孫を助け奉りて天孫の爲に祭れよと詔給ひしは唯此御神而已にませるなりそは此大地の君皇とます歴世の天皇を守り助け奉るには彼五大洲主宰の神の威徳を承傳へます神の靈護を假らざるを得ざる幽理有るに由る者なりまた斯く深き理り有て歴世天皇の殊に祭祀せ給ふ所以の具はれるより然天孫の爲に祭られませと宣教へ給ひし事聞ゆるたり亦道の中は我國の西北隅外國に向ふ道の中にて即て筑前國宗像郡澳島を云となり

又次の一書に日即以日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐嶋矣今在海北道中號曰道主貴」と見ゆ此文また觀ふれば深き義あるなりそは天神始め此神を天降して宇佐島に居しめ次て今海の北の外國道の中に在しめ給ふ者は専ら外邦を壓へ皇國を鎮め護らしめ給はむの所以なり故に號けて道主貴と云との文意了せらるさて抑も道主貴てふと道は寇敵を征討するを云の義と聞ゆそは

先人も云は古事紀上に天神の國土征服の事を嚴尾羽張神に問給ふ時に尾羽張神の答れし如く「然於此道者僕子建御雷神可遣」此道は此征伐の任は云云なり亦中卷開化天皇紀なる丹波道主王云は是四道の將軍の一人にして丹波の國の征服の主たるの義なり以て道主云の意義を察すべし又同く孝安の御紀に大吉備津彦若建吉備津彦の事を記して針間を道口とし吉備國を言向け和しきと有る道も同ト事なりされば道主貴とある貴は大日賣貴大日賣の貴と同しく至貴主宰の義にて大日賣貴とは日球主宰至貴の神の義大日賣は大地主宰至貴の神の義是より推して道主貴とは外敵降伏主宰至貴の神云の義なり是則ち産靈の神契に本づき天照大神の詔命の大義に由り稱奉る神名なり

さて以上の事實を三代格寛平五年十月の格に宗像大神の事を擧て大政官符に「云云舊記云是天照大神之子也大神勅云汝三神降居道中奉助天孫爲天孫所崇祭者今國家每有禱請奉幣件神是其本縁也」と有り爰に舊記とあるは則ち日本紀の此文を云へる事と聞ゆ此寛平の比までは斯嚴重に舊記の義を傳へて異義有

らざりしなり然るを近來に至り此爲天孫所祭也とある所祭の二字を其訓をイッギマツレと訓て三女神の天孫を助け奉りて諸神を祭り給ふ事となしたりを平田翁を始めて鈴木重胤飯田武卿など皆其説なり抑も此説の出たる原は彼大同本紀の文に皇太神の託宣に云云爲天孫所祭止詔之神今丹波國與佐乃比治乃眞名井爾座且云云御饌都神云云と續ける文に據る事と見ゆるがそは彼外宮の神官などの御饌都神を尊とくせむ爲の偽造に出たる事は彼是古人の飽まで辨まへたる事なるを獨此祭がれよの文を祭けよの義となして彼神八井耳尊の綏靖天皇の御手代として神祇を祀りましよ同義の様云へるはいかで斯は錯たるにや猶此二代格の文に照しても歴代天皇に重く祭られませの義なる事は違無き者なり然るを却て三代格の文を有抑も三女神や天孫降臨の後まで現世に座して神祇を祭らせ給ふの事など有るべくもあらざるなり

猶書紀の一書に素盞雄尊天にて日神に訣別し給ふ時「吾清き心を以て生きたる兒等をは亦姉尊に奉る」と宣ましよ此三女神の事と見ゆて是も已尊は既に幽泉に

退去まさむの御心あるにも此姫神等は大地を保護し皇祚を守衛給ふべき因縁幽契  
 ます神故斯く大神に奉つり無窮に皇統の鎮護生民の祐助に定め給はむ事を希望給  
 へる御意にてぞ有けらし抑素盞雄尊しはしの御荒びにこそ悪き御所爲も有る事な  
 れ全軀は飽まで天照大神に親み愛しみます御心なるより斯く人に親み従がふ性な  
 る手弱女の神を生し得たまふにも其れ自然后来の原縁となりて其神胤の神の大神  
 正統の皇位を守護し給ふ因縁と成たるなりされば吾清き心を以て生したる兒等を  
 姉尊に奉るとは宣まじし事と聞ゆ

第二 素盞雄大神内外を開き民生の保全を授く

斯て素盞雄尊は此國土に降りまし出雲國肥川の川上なる鳥上の地と云に降り着給  
 ひしなり 此は古事紀の説なり日本紀にては韓國に先づ降りましし由に云へり此事は猶下に云べし 此地にて櫛稻田姫に御娶まし御子數  
 多生し給ひつゝ姫の父足摩乳を以て其宮の首となし民庶を治め知らすべき事業を  
 漸次に興しまじし事なりさて夫より韓國及び支那猶西域ともより地球の洲の悉を

往巡りまじし事と見ゆ紀の一書に「素盞雄尊帥其子五十猛神降新羅國居曾  
 戶茂梨之處乃興言曰此地吾不欲居遂以埴土作舟乘之東渡」こ有り抑  
 も素盞雄神の此國土に在て蠢爾の民を開き導くとして東洋の國々を彼是と跋渉り  
 主宰しまじし事は必ず數千年に亘る歲月なりけむかし然して此神は最初は御母神  
 伊邪那美の禍惡を稟傳へまじ肅殺の氣をも含まし勇悍物を害なふ性もまじくた  
 るが彼天上にて重き禊祓に遇給ひてより御心殊に正直に貞しく轉變りまじつゝ父  
 大神詔命有し天下滄溟を經り營みまさむの御志特に専らにしてかく東隅西陲と普  
 く巡らし其開造に勤み給ひしが此國と支那三韓とは一帯水の阻なるにも回々往返  
 し給ふ事と見ゆ

そは出雲風土記意宇郡安來卿の下に「神瀆佐乃鳥命天壁立廻坐之爾時來座此度  
 而詔吾心者安平成詔故云安來也」こあり此文神世の詞言としていと簡單  
 なる云様なれと天壁立とは天壁立極國退立限など云如く此天地の有む限りを云  
 事なれば則ち素盞雄大神が先づ支那韓國を開導し乍其を後繼の神々に禪り傳へ夫

より躬自からは西の方西域印度歐洲米利堅洲などに當時までは草木生茂り茫々固より道も分ざる体なりけむを神の靈怪行爲以て天翔り國翔りも彼五十猛神湏勢理姫神など従がへ種々後來蠢化の民の開明に趣くべき道を準備へ授け巡らしつゝ斯は還り來り給ひし事見ゆすへて神代紀などの事の記しは唯打見ては朝旦と夕晩の事の様な韓國へ降りまじいといひ支那國にて洲土をひらき民庶を教導し此國にかへり來まじい其あいだの年数は幾千年なりけむ固より悠久のは成けむかし

去は平田篤胤翁の説に支那の大古に人皇氏と稱するが此素蓋雄大神にして此國より支韓地方に渡り行き専ら開明を勤め進化を誘ひ給ひしならむに有るは如何にも然るべく考へらるそは太古神人の行動一種奇怪千里の間の自在に行通せらるゝ徳有るに日本と支韓とは一海水のへたてのみに密接しながら交通の有らざる理は無ければあり則ち支那の古書春秋命歷序等に云「人皇九頭乘雲祇車云云分九河依山川土地之勢裁度爲九洲」などある是此大神の所謂浮橋亦磐船云云に乗り雲行して彼土を開造有しを云事と見ゆたりさて其文に九頭とあるは此時支那の全域を山河の形勢に由り九州と分れたるに其九州に往涉り蒼生を保護教化し給ふ事さながら九人の神人有て治むるが如くなりしより九頭も亦兄弟九人とも云し事と見ゆ此以前天皇

氏に兄弟十二人とあるも是と同しく十二州また唐の賈公彦が周禮正義に云燧皇謂人皇に往きわたり治められし由と聞ゆるなり在伏義前風姓始王天下者斗機云所謂人皇九頭兄弟九人別長九州者也政教君臣起自人皇之世至伏羲因之と云へり抑も是素蓋雄神は實に地與人種の元祖なり故に之を人皇氏と云こと見ゆ然して大神彼稻田姫を后妃として足摩乳其皇室の首監たり必ず其下に使令せられし官司も有りて始て人君政治の組織國家社會の秩序など此時に興起せし事と見ゆ是周禮正義に政教君臣人皇より起れりと云傳へし所以なるべしまた一号を燧人氏と云は始て火を燧出て衆庶に火食を教へ導きまじしを以て稱する事と聞ゆたり然して則ち古事記の傳へに御孫胤の神々に奥津日子神竈の神庭津日神庭の神阿斯波神家庭を守なりなど専ら民生に飲食家屋生活衛生の道を導き示し給ひし状なると能く符合せる者なりまた有巢氏と云も同く其孫裔の神等に庶民の住屋に功勞有し神聖を云由に聞ゆたり

又素蓋雄尊は彼豐受姫神を殺しましゝより其神の五穀蠶桑草木など人生の生活衣食の本を成し給ふ神徳自から素蓋雄尊に傳はり遷し事と見ゆそは凡そ化學等にて諸物を和合せしむるに親和力

に因て和合する者と激撥力に因て和合するとの二ツあり然して其理は有形無形に亘されは其後より差別なければ此豐受神と素盞雄神との傳遷和合はかの激撥力に因るものと云べし  
 豐受姫神の稼穀草木を生々人庶の生活を足はしますの功德は全らく素盞雄神に傳遷りたりさてこそ其御子に大年神 此神御子とわれは實はまたの御名 次に宇迦之御魂神 生まら猶御子孫の神に次々御年神山咋神若沙那寶神 稻の守夏之寶神 秋毘賣神 稻の夏秋を以下専ら稼稷物に幸ひます神出生ませる事にて其豐受神の神徳の傳遷せしが明白に察せらるゝなり

此時に至り素盞雄神や純ら御親伊邪那岐神の依命給ふ國土主宰の任を重むト内外人民に生活安居を授くるを以て御心とし則ち其衣食住を満足せしむるに御力を盡しましゝより其御子孫の神等に竈神庭神門戸神山神土神禾穀の神と次々並び出まして生息を蕃昌満足ならしむるなど所謂人種の元祖人皇氏たるの大功業を全ふし給ふ所以なりと觀がへられ誠に尊き事ともになむされは前に舉ぐ出雲の安來に還り來ましゝ時甚く喜ばして吾心安く平ぎぬと宣しゝも詮ずるに御祖の依命ましゝ天下滄溟を退立限り巡らし其開造の道を興し御子大己貴神多紀理姫神等をして

繼ぎ盡勞完成なさしむるの根本を立をへ給ひしにも斯に御身に負ひましゝ大任を脱し給ふ御意にて誠に安く平ぎぬとは宣ましゝ事ならむ是より推て云はむに古來世に稻田姫を稱へて歲徳神と崇め年の始に棚を設けて祭る習慣有しが 此事いつの時し事によ知られぬを古く舊傳等にかゝり或説には吉備公此説をおこされ午頭天皇稻田姫を曆學の祖神とわはげりといへり 歲徳神と云は歲は穀物を云て五穀の祖神にて其事に幸福ある由にて年徳と稱へ祭る所以と聞ゆるにも是はた素盞雄神瀆賀の地にして大に田圃をひらき稻田を墾起し農稼を開き給ふ時此姫神后妃として其御事業を助け成らしめしゝより稻田姫と稱へ稼穀の祖神と崇め齋ぎしなるべし かの足摩乳のはじめに女子が名は稻田姫と答へしとあるは かの事天孫降臨以來前世界の事はおのづから消て皇室の御記録には多く漏たれど民間の古き習慣には彼是遺りたりしを眞吉備大臣など人種生活を授けましゝ祖神なるにも授時の曆神としてはいと理りなるより因循がふて曆神と仰がれし事にや

第四 韓國の神蹟併に五十猛神の功績



斯て素盞雄神の新羅國に降りまじたる云事は彼國にも如何にも然ぞと思はるる  
 傳説ある事なり彼の檀君と云が其れなりと聞て彼是に記せる中先づ東國通鑑云  
 東方初無君長有神降檀樹下立爲君曰檀君國曰朝鮮朝鮮とは東方日出の方  
位に在て朝光鮮かなり  
 どの意と云さて東國通鑑の此文に檀君降臨を唐堯の時  
 の事とするなどは例の荒唐の推量説にて取るにたらず 又東國史畧云檀君姓桓氏名王檢初  
 神人之子桓雄率徒八子降大白山檀樹之下謂之神市在世理世理とは有る者何れも  
荒邈の記事なれども我神聖の彼國に往通降臨して高山の嶺々に在處有し傳説の遺  
りたりと相違無くぞ考へらる大白山とは謂ゆる今平安道に在る長白山なりさて其  
徒八子とは彼五十猛神湏勢理媛其他の神を従がへて降りまじを云なるべし 又神  
世理と云は湏勢理媛の御  
名に由ありて之聞こも 猶神代紀に見ゆる素盞雄神の韓國にて降臨處住の地曾尸茂  
 梨熊成峯また筑前風土記に見ゆる意呂山など今皆其故蹟有りと云傳ふ韓語にて牛  
なり茂梨は韓語頭にて今江原道に在る山の名牛頭山是なりと云また高麗の樂に蘇志摩利と云がありて此  
神の流離辛苦の体を摸したる舞曲なりと云へり次に熊成は雄略天皇紀に久麻那利と有りて三韓紀略に云  
忠清道公洲に熊津熊川公山など号する地なりと有りまた意呂山は筑前風土記に日杵の天降りし山なる由  
云へり由て考ふるに此日杵といふもまた此素盞雄大神を稱するかの様に聞ゆるにも爰に擧たるなるが其  
意呂山は今慶尙道慶州の東南にある蔚山と云へる山是なりと則ち  
意呂は降の由也亦迎鳥細島と云神人も此地より出たりと云へり

猶素盞雄神の新羅國に降りまじ古説の彼是に見ゆるを擧れば谷川氏の説に江  
 州三井寺に在る新羅明神と云も即ち素盞雄神にして新羅國を創造し給ふに因て斯  
 稱する所なりと云へり此事は元亨釋書にも記して天安二年に圓珍法師が歸朝の時  
 従がひ來りて鎮座する所と傳ふる由云へり猶中外經緯傳にも出雲國にも新羅神社と  
 云が有と見ゆまた八阪社舊記集録に云齋明天皇即位二年丙辰八月韓國之調進副使  
 伊利之使主再來之時新羅國牛頭山座瀆佐之雄神神魂齋祭來而皇國祭始  
 依之愛岩郡賜八阪造之姓十二年之後天智天皇御宇六年丁卯社号爲感神院  
 宮殿全造營而牛頭山座之大神乎牛頭天皇奉稱祭禮畢」と見ゆ又中外經緯傳  
 に三國史記の説を擧げて新羅國の始祖脱解と云本多婆那國の所生にて其多婆那  
 と云は倭國東北一千里に在と云事も見ゆたりと云へり又藤原貞幹が説に素盞雄  
 は新羅本史に所謂次々雄也次々雄或作慈充慈充は  
固より悉くは信する能はざるも其素盞雄神の韓國に降りまじ其事蹟の各地に傳り  
有るは異論無き者なり

古事記にまた此大神の生ませる御子神の事をしるして云又娶大山津見神之女名、大市比賣生子大年神」と記し又て下文に其大年神娶神活湏昆神之女伊怒比賣生子大國御魂神次韓神次曾富理神次白日神次聖神」とあり

以上を熟ら考ふるに抑肉體無き精心のみの神等の上に就ては誠に一種靈妙なる  
状態ある者の如し其は肉體ある現の人間の身にては父子と云兄弟といひては明  
白に別体として曖昧無きを精靈のみの神にては父と云子と云も精心の團結物の  
二ツと爲りたるのみにて其が合へば復一ツと爲る事有りといひては子と云も  
分身と云も大抵同じき者にて其状況現世の人間に比しては不測なる者といひて其  
は湏勢理姫と三女神との如き思兼神と兒屋根神との如き健御雷神と經津主神と  
の如き是等其様一体の如く二体の如く或は三体の如く眞に測るべからざる者あ  
るなり此象理を了せざる時は神典は解すべからざるなり

是より推すに大年神と云は素蓋雄神の御子とあれども實には御身を分けたる神と  
見ゆそは素蓋雄神の純ら五穀食物の事に御魂を委ねましたる其精靈自から分りて

即て大年神てふ御名の神と成ましたる事と謂はるこれは現身の世にて商人など商業をつぎつ  
ととなるが如き様なり然してすべて神々其御功業や  
うく昌ひに繁くなるに隨ひ分身し給ふ事と見ゆされは爰にまた御子とある韓の神以下四柱  
の神も是また素蓋雄神の分身の神にて則ち五十猛神の一の御名ともと了らるゝな  
り先韓神とは此神謂ゆる韓國に渡りまし其地の開明の事をとて盡勞ましゝによれ  
る也神名帳にて諸國にまします韓國伊多底神と稱ふるは皆此五十猛神にますなり  
紀傳にも則ち五十猛神にて父神に隨かひ猶太宗秘府略記に「韓神者伊猛命号韓神曾  
韓國に渡り給ひ有功なりし故にもやと有保利神」と云へば是にて定むべしさて曾保利神と稱ふる由は此神素蓋雄尊と共に埴舟  
に乗て空氣の上をそほり立して渡り來ませるよりの御名なるべし次に白日神と申  
すは筑紫國の一名白日別なるが此五十猛神木種を播植給ふに先づ筑紫より始めて  
播植とましゝ由紀に見ゆたるにも故特に此國に精靈を留めましけむかして白日  
國の御魂の神とまじけるより白日神とは稱へし事と見ゆ則ち筑紫國筑紫郡元御笠  
筑紫村筑紫神社と云は式内大の社なるが祭神は五十猛神にませり然して其相殿に  
白日別神と稱ふるを祀れり是白日國の御魂の神として祭れりと社傳に云へり故三

美公が大宰府に客居の時國号起また肥前國南高來郡溫泉嶽神社も祭神は五十猛神なるに 原の四字を書して寄納有しと云社号を四面宮と稱せり是筑紫國は面四ツ有と云へる國なる由にて斯名づく云へ り是社説の傳ふる所なり高來郡の人進藤 行雄氏の談あり 是等より推すに白日神と云が五十猛神一の御名なる異義なかるべし猶口訣に肥前國西南沖有五十猛島」と記せるも或は此高來郡半島を云へるには非ざる歟されは高來と云も高く見亘して渡り來ませるよりの地名にや此溫泉岳は支韓の人の渡り來るに常に目標しとす 山岳なりとぞかれ見亘して來ましけむ また筑前國糸嶋郡野北村と云に由木神社と云が有て祭神素盞雄神と五十猛神なり是等も新羅神社の由にて白木は飯守なるべしとて此一柱の神の外國に往交し給ひしが度々寄りけむが或時に渡りつゝまじし地なるべし

次に聖神と稱ふるは今按ずるに此神素盞雄神と共に支韓の國々を創造し給ひしにも較謂ゆる支那の聖人と云類の功德まじく蠢化の民を導き給ひけむ故かゝる御名を置まじたるにあらむをきて肥前國杵島郡に聖岳とも日自瀧嶽とも書て比自利陀計と稱ふる山あるがいと由ありて聞ゆ但此山は市杵嶋姫神を祭りてあるが此姫

神と五十猛神は御兄弟として常に御魂を合せてます狀に思ゆるにも必ず由ある事なるべし又此聖神及び子孫神を尊神と稱す 世の善に強きは惡きにも強しとあるが此五十猛神はいはゆる八十禍津日神にまじて固禰惡に強き神にますが即てまた善功にも極めて強き神にませり最初素盞

雄神が荒び泣伊佐知て青山を枯山なし泣枯し給ひしに後には此五十猛神が我國中山の盡に樹木を播種しり復枯山を青山と爲ましなり此事を纂疏に説きて進雄尊之暴行勅使青山變枯於是得青山也」とあり神名式に常陸國那賀郡青山神社と云へるが有て鎮座記に祭神五十猛神今属茨城郡在青山村一名大屋彦神と見え是等より推すに必衆と救ふ聖徳の功勳高くせいましけむ

又神代卷なる彼素盞鳴大神の御詞に「韓郷之嶋は是金銀有るにも若書兒の所御國に淨寶有すは佳ら」と詔給ひ其準備と樹木を生と給ひしなき此御父子の其將來を思はず事のいかに深く悲愴にいますや感喜に餘り有る事なり

第五 夫妻大神東方の經營支那文化の發興

素盞雄大神は斯て御祖の大神等の賦命のまに々天下青海原の國々將來開明に進  
 ひべく其端緒を興し其賦命の局を結び給ひしより遂に幽契の定むるまにまに幽泉  
 の國にぞ退去給ひしなる此時御子宗像湏勢理媛神をも從がへましけるに其時出雲  
 大己貴命御齡若くおはしけるにも神性元依寬大温良にまし且大器は遅く成るてふ  
 理勢のまゝ御兄弟とます八十神の爲すがまに々奸謀に陥りましつゝ殆むと亡さ  
 れむとし給ひし其時御母祖刺國若媛其狀勢を甚く憂ひましつゝも大己貴命の神性  
 餘りに仁柔に過させられたるを歎ち斯るからは彼五十猛神の剛猛の神性を稟給り  
 ましてこそ中和完全の知徳をも有ちまさと想ほしつゝ即て紀の國なる大屋彦神  
 五十猛神の御許に急かちやり給ひぎ於是猶御祖神また經策り給ひ則ち素盞雄神の  
 まします幽泉の國にぞ赴かちめ給ひけるにも爰に始めて大己貴神は宗像湏勢理媛  
 神と御夫妻の契を定めましけるなり  
 斯て素盞雄大神は大己貴神の靈德尤も勝れ已尊の御緒を繼し其創立しましたる遠  
 大の御功業を必ず完たく成遂けますべき神材あるを覽はし定めしより斯に其躬自

からの威靈を寓めまゝたる生太刀生弓矢を禪り之を以て汝が庶兄弟を追撥らけ汝  
 此大國の主の神となりはた顯國魂神と具はり其我女子湏勢理媛神を嫡后と君主  
 の位を踐み永く地輿の主宰となり其興敗變遷を自由まさせぬご其事を負せ附け宣  
 命し賜ひけるなり

扱宗像姫大神は御自らは大國主大神の嫡后とならせ給ひ御夫妻共々御力を盡して  
 天の下を經り營みまし蒼生を開き導きつゝ我皇朝に服従ひ懷伏しめ給はむの所以  
 にて其大御心や専らご御父素盞雄神の天下國の悉くの主宰とます天津神々の依命  
 の大義を果し遂まさむの御方針なり其はた産靈天神の立定め給ふ幽契にて所謂惟  
 神なる天地進運の定まれる理數なる者なりされば反復ながら姫大神の御希誓を條  
 を追ひ申せば第一には既にも云へる彼天照大神の道の中に降り居天孫を助け奉り  
 て天孫の爲に祭られよと教ら給ひし詔命の旨を原基と第二には御親素盞雄神の  
 生太刀生弓矢を御夫妻に授けて宇内の主宰を禪り給ふの依命を完うと第三には道  
 主の貴とます御負荷を果し外に向ひ天下を纏めますべき洪大なる御事業を永遠に

向つて完成を期待し給ふ所以なり嗟呼尊きかも嗟呼畏きかも  
 故姫大神の御事業の順序を云へば大國主大神と共に先づ此國內の八十神を追撥ひ  
 攻まつろへ次で韓國支那に往渡らし御子神等を率ゐる四方に手を分ち彼國々を懷柔  
 駕馭の道を施し猶進ましては西域の國々より歐米など洲陸の有む限りを開造し  
 將來八十綱懸て引寄する事の如く恭向ひ來らしめ給はむの準備を整のへ修めまじ  
 くける其事共の支那古代の乗籍彼是に掲げたる夙く平田篤胤翁の擧げ述べられたる  
 其書浩翰一旦によみわさがたき余の見及びたるを併せ聊か記し出るに先づ彼國にて古  
 を其要を取りてつゞめ記するす  
 來決なく世に稱ふる東王父西王母と云へる夫妻の神聖を則ち我大國主神と宗像湏  
 勢理姫を申す事と見たりをば王母傳に云王父生碧津理於東方亦号曰木公  
 王母生千神洲理於西方亦号曰金母」と見たり又老子中經云東王父者青陽之  
 元氣也名曰伏羲西王母者大陰之元氣也」ともまた「乾神號曰伏羲坤神號曰  
 女媧」などあるより考察するにも東王父西王母の伏羲女媧なることは相違無きなり  
 然して王父は碧海に生るごあるに其碧海一ツには碧津また扶桑とも稱して則ち支

那の上世にて日本を斥すの名稱なりさて此木公と云春皇と云或は青帝或は蒼神と  
 云皆王父大昊伏羲氏の別稱にて其則ち我大國主大神なる事決して牽強にあらず非  
 と爲すも非異を云の餘地無き者なり  
 抑も木と云春と云青と云は蓋し東方日本は五行に配して木とし四時に配して春とし五色  
 に配して青とするより東方日本より興りし我大國主神をかく木公春皇或は青帝蒼  
 帝など稱せしなり猶蔡邕獨斷には「帝出千震震者木也言必犧氏始以木德王  
 天下也」と云素問方宜篇には「東方之域天地之所始生也」と云また枕中書には  
 「扶桑太帝住在碧海之中」など彼是の説を合せ考ふるにも伏羲氏の東方日本の産  
 なるご扶桑の嶋洲なる日本の一名なる事ははた疑ひ無き者なり又古書皆同トく大  
 昊伏羲氏及び女媧を風姓と云へり此風姓と云と古く素問に「東方生風風生木」  
 など有る義よりして凡て木に換るに風を以てす周易に木火土金水にかへて風火土金水と云類  
 東方の邦を古へ風と云しなりまた姓ごは説文に姓の字を註して「人所生」と云左  
 傳に「天子建德因生以賜姓」と見ゆ天子有徳の人を建て國に封するに其生出  
 の地に因て姓を賜はると云の義あり 是等に因

て云に伏儀女媧皆風姓とあるからは此二皇東方日本の生出なる無論なり猶帝王世紀に云大昊庖犧氏風姓也母曰華胥中燃人氏没庖犧代之繼天而王云云帝出於震位在東方主春など見ゆまた拾遺記に「春皇者庖犧之別号所都之國有華胥之洲神母遊其上有青虹繞神母久而方滅即覺有娠歷十二年而生庖犧云云布至德干天下元々之類莫不尊云云位居東方以含養蠢化叶于木德号曰木公」と記し又易乾鑿度には「孔子曰上古之時民無別群物未有衣食器用之利於是伏儀乃仰觀象於天俯觀法於地中觀萬物之宜始作八卦以建五氣以立五常以正君臣父子之義度時制宜於是人民乃治君臣以尊臣子以順群生和合各安其性」など云へり此他孔叢子に云「伏羲始嘗草木一日而遇七十二毒」と云事も見ゆ之に由て云へば支那にても醫藥の道も此伏儀の時に創起されし説有し事と見ゆ然るを世に醫藥は神農氏にはじまり由にいふは神農も専ら其祖業を續きて種々發明潤色せられしをば其創始の様傳へしならむ又女媧氏の事の彼是に見ゆたる一ツ一ツを擧れば説文に「女媧古神聖女化萬物者也」と記し列子湯問篇には「昔者女媧鍊五色石以補天斷鼈足以立四極」

なほ有り又禮記の明堂位には其笙簧の製作を始められし事など見ゆたりさて上の五色の石を鍊て天を補なふと云と天とは何を云へるにや解しがたきも彼伊邪那岐神の國修固めの事や八束水臣津野神の國引きの傳へなど引參へて察するにも是我宗像姫大神の殊特の神功を以て山河の崩壞せしなどを禹の水を治めし如く修補せしめ給ひしなごを云ことならむ康熙字典に引ける語に「女媧山在鄖陽竹山縣西相傳煉石補天處」史記の註を引て記せるなごを推て了べきなり又鼈足を斷つこ有るも鼈は神龜にて列子なごに蓬萊を背に負たりし由の古説も有りてそは地輿が一ツの大動物にて山を脊に負たる如きの體なりしならん我八岐の大蛇が脊に檜の木や杉生じ有しと云に同じ者歟是より云へば鼈足とは地球の四方に大地を維持堅固ならしむる柱軸の如き物有けむを既に稍やく球體の成就に隨がひ四柱を廢棄せしなごを云にやさて上なる女媧氏と云ひ西王母と云が則ち我宗像多紀理姫神と定むる時よは其遠大なる神徳後には西方印度波爾斯亞の西陲歐洲までも跋開き治め給ひし事と見ゆそは文獻通考に「大秦國西有弱水流沙近西王母所居處幾日所入」と有り

また此大秦國の事は史記の註に「大秦國從安息條支西過海好風三月乃到弱水在大秦之西」云有る所にて瀛環史畧に據るに波斯漢之安息也云云亞刺伯漢之條支也」と見ゆまた羅馬之東境漢大秦國」と見ゆ然して其西に神蹟あり云へば彼遠き國は八十綱懸て引寄給ふの準備として國の退立限りを覽ら旋らせ給ふなむ其遠大なる神業や想像に餘りある事さもなり

### 第六 大國主大神の漢字の創製杖桑若木の説

熟ら推し勳がふるに當今に行用の漢字と云も實に我神聖大國主神以下の彼國に往通しまし、間の製作に係る者と察せらる然云所以を舉げ論するに先づ第一は文字の原始の我國も彼國も共にト占の象形字に出て其起原の全く同然なる是なり第二は文字中其創製に就ての説が我日本處住の神聖ならでは述得まとき者有る是なり第三には我日本より彼國に航通往返の際ならでは斷つて考へ按得べからざる製字の事實ある是なり以上三條の證據あるなり

さて第一の文字の原始の彼是同然ト占の象形に出る者を演べ證據を論するに我日本ボクの文字の創始の事はト部懷賢の釋日本紀に云「於和字者其起可在神代」歟トボク之術者起自神代云云天神以ト占而ト之乃ト定時日而降之無文字豈可成ト哉」云あり此語より推すに我國文字製作の原始のト占に出るとするは往昔よりの定説と見ゆたり今神代文字四十七字日文傳などに見ゆる所の者と云の中にエアに充るト占なと文字は全くト占の象形文字に相違無きなりまたト部兼俱の神代卷抄の詠に神代の文字凡そ一万五千三百六十字云云龜のトをするに其甲を五ツに分ちて之を五行に配して火を以て炙り其甲の析ける形により自から一万餘の文字を成り云云」と見ゆ今按に我神代のト占は鹿の肩骨を用ひしかり爰に龜トと云へるはト部はすべて漢法により龜甲を用ひし故神代も龜トを用ひし様云へるありまごふべからずさて文字の數の一万餘と云へることは正木考に引たる彌彦傳元文傳などに見ゆたる鹿トの兆形の種々多かるより推すにも或は一万の數にも及ぶ事なるべし然してさにかくト占等ト占の標目が文字の原始なるは異論無き者なりさて以上は我國にて文字の起原のト占に出たりと云の畧説なり

斯て支那の古傳に於ても亦文字の原始の卜占の象形に出たる者とする事また同然なりそは説文に卜字を解して「卜灼剝龜也象爻龜之形」一曰象龜兆之縱横也」と註せり又爻の字の下に「灼龜柄也」とあり猶此他占卦叶等の文字皆卜占の象形に出ざるは無き由註したり是に據るにも彼國も文字の原始の卜占の象形に由て創製せられしとの説は更に異論無き者なり但し彼邦の古書に卜占が文字の原始とまでは云はざれど其卜占の第一要具たる八卦なる者が文字より前に起りて其八卦より漸次文字が發生し出たれば卜占が文字の起原たるは。とにかく然云に憚からざるなり猶其説は新井白蛾の云「古文に天地を々々を作る即ち坤の卦也水の字々々を作る即ち坎の卦也如此者卦即ち文字也但し離の卦を取て火の字とせん事前の坎の卦と混れやすき故に其体を變へ火に作りし者と見ゆ」と云たり此説より推すに卦か悉く文字とは云難けれど其十の八文字の原象となりしは違ひ無き者なり斯く文字本原の彼是共に卜占に出て同然なるや是我國大古に此製作有しを我神聖の航通の際齋し往きて漸次彼國にて増製擴張せられし者と

見ゆ但し彼と我と孰か先なる云べからざる如きも彼伏羲氏以下既に東方嶋洲の出生にして後彼に渡りしと云からには其文字の製作我を先と爲ざるを得ず

第二文字製作の事實に就て我日本處住の神聖ならでは説述し得まどき者有り云は上に記せる拾遺記などに春皇伏羲氏の都せし地を華胥の洲と云ふあるが華胥とは是支那の上世にして日本を稱せし舊名と云さて日本を華胥と稱せし原由は我國古へより櫻華榮爛の美あるよりの稱と聞ゆ抑も櫻花を彼國にて若木或は扶桑と稱せしなりさて櫻樹は我國の美福比類無きを視す麗華なるより自から洲土を代表する名となりて日本を扶桑國とも若木國とも華胥の國とも稱せしなり 若木とは殊にて婉美なるより云ふの名あるべし さて若木の事は彼是に見ゆたるが先づ淮南子天形訓に「若木在建木西」と記しまた楚辭天問に「若華何光」と云其註に「若木何有明赤之光華乎」と有るより察するに若木若華一物にして夙く支那にて日本の櫻樹を賞て斯く名稱し來りし事と見ゆたり 楚辭の文のいかに光ると云ひ明赤の光華有ると云ふを味はゞ疑ひ無からむ者なり其説文の文は「叢音若日初出東方湯谷所登博



桑カサノキ木也蠶カイコ所シ食ク神葉カミハ故コト加カ木キ下カ以ヨリ別ワカ之ヲ「さあり此文の意を推して云に  
 桑の音は若ニにして若木ニ同木なり日輪朝ニ初めて東方日本の湯谷より出る時に日  
 影カゲの登ノる所の地に在る大樹なり即ち榑桑ヒコサウとも稱し即て桑木也彼蠶の食ふ所の神葉  
 神の不測の徳もて蚕カイをシやしなふ葉と云意なり桑カサノキ云は元と同字なりしを故らニ桑の下に木字を加へて桑木  
 の名と別ちとなりと云へるなりさて湯谷ユタは尙書堯典に見ゆたる湯谷と一ツに  
 して上世支那にて日本を稱せし古名なりと云へり日本の地名に擬し稱せしにも有らむさ  
 て櫻樹は日本にのみ有て彼國ニに全く無き者なれば若木ニ杖桑華胥ニなると文字事  
 實の説述は是我神聖の往航ニりて説き述ニしに出る事は斷ニて疑ニひ無ニき者なりされば  
 後世周漢の世に至りての著編ニに述ニたる杖桑若木の説は大古前世界と云べき時代の  
 説を傳聞ニしたるに過ぎざればニ宜存ニするが如く亡ニするが如くなるも然るべき事と云  
 べきなり

第三我國神聖の航通の往返の際ニならでは考按ニし得ニべからざる製字の事實と云者は  
 先ニつ康熙字典ニを引ニたる鄭樵通志ニに云ニ「日在ニ木中ニ日東ニ在ニ木上ニ日杲ニ在ニ木下ニ日杳ニ木若木也日所昇降ニ」さあり是は大古に日本洲土ニに若木といへる喬  
 木ニ有りて雲霄ニを凌ニぎて東海の洋中より望ニまれたり朝日未ニた昇ニらす若木の中央ニに在  
 り是ニに由ニて東ニ字ニを考按ニし日既ニに昇ニりて木の上ニに在ニ是ニに由ニて杲ニ字ニを作り日未ニた昇  
 らず木の下ニに在ニるに由ニて杳ニ字ニを製ニせりと云なり此事古く諸書ニに出ニて淮南子天文訓  
 に「日登ニ杖桑ニ是謂ニ咄明ニ故杲ニ字日在ニ木上ニ」と記し史記ニには「日晡ニ則ニ反景上照ニ  
 桑榆ニ故杳ニ字日在ニ木下ニ也」など見ゆ抑も此杖桑若木は日本内地ニに在ニし喬木ニにし  
 て其木ニに朝日の上下するに由ニて文字ニを作ニせしと云ニに其喬木如何ニに雲中ニに沖ニるも支  
 那本土より望見得ニべきに非ニず然ニれば是我神聖の大古彼土ニに行通の間洋上より一望  
 したる實象ニに由ニて製ニせし者と云べきなり然ニして此喬木か若木なり杖桑なりと云ニひ  
 はた其華の光華美麗ニなりと云類是亦我國の神聖ニならでは斷ニして述得ニまニトニき事なり  
 されば是又漢字製作の我神聖ニに出ニるの一證ニとするに足る所以なり  
 さて右杖桑若木ニを云ニ大樹の我國ニに有ニしと云いと荒邈ニなる説の様なれば此國の古  
 へ地氣厚くして大樹の多かりし彼是ニに聞ニたりそは河内國ニ免ニ寸河の邊ニなりし喬木

豊後國球珠郡の樟木筑後國三池郡の棟木近江國栗本郡の栗木々々見わたるが就中筑後三池郡のは其高サ九百七十丈と記せり其等より推すにも此杖桑と云大樹も有けらし然して其杖桑の朽たる幹株を彼生田國秀の云へる如く富士山にや有けむ抑も富士山の祭神淺間大神木花開耶姫と申すは御鎮座傳記に櫻大刀自神二座靈華木座也大八洲櫻樹始從天上降居也因以爲華開姫命也」と見ゆを伊勢にて朝熊神社と申す倭姫世記に見たりも此大樹朝日の影の翳となりしより朝熊と申すにやあらむまたそを約めて淺間とも稱ふるにや

猶述るに蓋支那にて帝堯の時の洪水以前の事跡を凡て前世界の事とし大抵存ずるが如く亡するが如しなご確實ならず論ずるは凡て世界の一段落を視して以前の状は自から斯様に變遷し到る物なりけらしさて然汪洋に云へる間然すがに磨滅すべからざる古説傳はり有るなりそは彼緯書云類に証べからざる古傳の存ずるは固より確實と云部の六經の中にも彼是見ゆる事なり禮記の月令に「略其帝大皞其神句芒」とある註に鄭玄云此蒼精之君木官之臣自古著徳立功者也大皞宓戲

氏也句芒少皞氏之子」と記しまた淮南子時期に云「東方之極自碣石山過朝鮮貫大人之國東至日出之次樽木之地云云註高誘云樽木樽桑皆日所出之地也」大皞句芒之所司云云註大皞伏羲氏東方木徳之帝也句芒木神司地主也」など見ゆ此他斯様の説彼是に有り上の文東方の極朝鮮を過ぎてと云ひ東日出の次と云また樽桑と云より視ても大皞伏羲氏の本國の我日本なる事は異義を云の餘地無きなり然して尤も精確とする周易の而も孔子の所説たる繫辭傳に「古包犧氏王天下始作八卦云云上古結繩而治後世聖人易之以書契」とある抑も大史公も信を六藝に取るに云所の六經にかく明説有るにも伏羲氏の文字創製の確實また多言を要せざるなりさてまた通鑑外記路史等に倉帝史皇氏其名は頡文字を初められと由見ゆ此倉帝は上古の帝王なる由なるが倉は蒼に通トて青色春に充る字なり則ち春皇蒼帝皆東方木徳の帝皇を稱するに既に云如くなれば蒼頡もまた東方日本神聖なりしならむ然して史記にては黃帝の史臣なりと云へり是を纏め論ずるに同文通考に諸書を引きて伏羲氏は龍の瑞を得て龍書を作り炎帝

神農氏は嘉禾に因て穗書を作り蒼頡は鳥跡に得て鳥跡文を作り高陽顓頊氏は科斗の書を作りし由云へり是に由て云に文字の製は固より一人の手に成たるに非ず三皇五帝の君王時々世を治るに就て有用便宜に隨ひ次々製作したる者を見ゆ然して三皇五帝總て大昊伏羲氏を大祖とし其孫裔瓜蔓蕃昌して歴世王位の居り次々文字を作製せし所以なれば漢字の日本神聖の創製に出るは。こにもかくにも事實あり於是熟ら考ふるに是亦彼素蓋嶋大神の我御子の國をして福利満足せしむると云神策を承繼して大國主大神以下次々漢文字を製し之を后来我國に輸入せしめ一ツには皇邦の文明に便し一ツには同文の國と爲して東洋の交際を融和せしむる神算に出るや推了すべきなり

第七 海外之歸伏及び神祇官中大宮能賣神

大國主神のかく支那を始め西方の國々迄を開き導き我日本に寄せ祖國の開明を賛け奨め給ふ事以上の如くなるが猶爾來相續で間無く百方盡勞さ八十綱懸け引寄せ給ふ事は彼日本書紀崇神天皇七年の所記大三輪の大物主神の御語に告誨へ給は

く「天皇勿復爲愁國之不治是吾意也若以吾見大田田根子令祭吾者則立平矣亦有海外之國自當歸伏」と宣しとあり是此大神幾千歳の往古より支那其他の國々を開造し爰に機熟して漸次我に航來せしめ彼の所長を取て皇邦を裨益せんの神慮なる者なりされは此御代の末任那國り今全羅道なる地にあたり蘇那曷叱知來朝して種々貢獻し且其領内の地に巴紋云が有て動もすれば寇に侵さる於是將軍を請ひ申ししにぞ即て孝元天皇の皇胤鹽乘津命を鎮守として彼國收向はしめ給ひ爾後累代彼地を領治せり是人皇に至て我國が彼に向つて擴張せむ最初なり

さて猶后年に及びても文德天皇の朝に大神常陸國大洗磯崎に顯して託宣有り其御言に「我は大奈母知少比古奈命也昔造此國訖去往東海今爲濟民更亦來歸」と或賤民に憑り誨へ給ひしなりとも此事は齊衡三年十二月常陸の國司の上言せしを文德實錄に載録有し所なり初め此郡の民海水を煮て塩を爲る者あり或

夜半海濱に出しに光耀海面をてらし天に屬けり斯に彼民大に驚きしが其明日海の次に兩ツの怪石あり神造の者と見ゆて更に人作の者と思はれず後一日有り亦廿餘の小石前後左右に顯はれ侍座する体なるが或は沙門に形どりたるなどありて唯耳目のみ無かりしとぞさて後に此神の託宣ありしなり此事奏聞せしより則ち朝廷令して其兩神各々の社殿建設有ける是今の國幣中社大洗磯前酒列磯前神社との兩社なりさて此石像に沙門の形なしたるが有しなと見ゆたるより推すに中央亞細亞印度をぞ往めぐらし其佛さまの教へする者なとをも從へましけむかし左右く萬邦を交通融和せしめ給はむと御鞆躬の限無しし知べきなり

抑も此大奈母知大神一の御名大物主神は凡そ此地上萬有の興廢昌衰悉皆を主宰自由します靈德あるより天神特別の詔命有りて皇祚の鎮衛人生の保祐を依し給ふ所以なりされば神祇官八神殿中大宮能賣神と稱ふるも此大物主神にますと聞ゆそは出雲人富永楯津氏より聞ける所なり此楯津翁と云は本居内遠翁の弟子にして歌學語學に醇き人なり其を彼是に考ふるに蓋八神殿中の大宮能賣神は從來の説にては天太玉命の子鈿女神なりとて先哲皆之に同ト異義無きに

谷川氏の日本紀通證第十卷神紀の下に「於朋望能農之能主之介瀨之瀨杳」御酒の歌を解して神名式なる造酒司に座す神六座を擧げて大宮賣神社四座酒殿神社二座酒彌豆男神酒彌豆女神を擧げ記し次で姓氏錄なる宮能賣神の説を掲けたり是谷川翁の謂ふ所三輪の大物主神の酒を醸す事に幸ひ給ふより推て造酒司に祭れる大宮賣神を姓氏錄に證して大物主神なりと論定せる者なりさて新撰姓氏錄の文には「磯城瑞籬宮御宇神天皇御世天下有災因遣吉足日命令齋祭大物主神災異即止天皇詔曰消天下災百姓得福自今以後可爲宮能賣神」とあり宮能賣とは大日賣宇賀能賣をぞの賣と同トく其靈主と云義と聞ゆ然るを栗田氏の姓氏錄考證に此宮能賣をかり既に宮能賣神とさへあるを神の字をなほし猶言を換て言へば大御代を鎮衛るの宮祀の靈主と云が如きの義なるべし御代鎮衛是ぞ八神殿の本主義なり

抑も八神殿なる大宮賣神が果して鈿女神ならば其位次大饌都神事代主神の下に在るべきなりし縱事代主神はこまれ必ず御饌都神の下には在るべきなり且延喜四時祭式に神祇宮八神殿幣物を記して八神中高皇產靈神と大宮能賣神に馬を奉まつる

とあり是此二神八神中の主とある神にして且男神なるが故と考へらるる以上各箇の事實に由るにも大宮寶神と云は大物主命にいます違無く考へらるるまた此八神殿を鎮魂の義に由る者とし鎮魂は岩屋戸の前に日神を招奉りしに起る夫故鈿女命八神の中に加はり座りと云は一わたり聞ては如何にも宜なる様聞かれ且延喜式令集解等の古書にある如く鎮魂の祭神が所謂八神なる故然想ふはさる事なれども抑も神祇官八神殿は天祖産靈大神の寶祚の永遠鎮護を主義とし降し給へる天津神籬に起原せるをや豈で唯鎮魂のみの義ならむやさるるを産靈神をさへ賦魂の神なる故爰に祭れりなぞ云は更に由無き説ども也鎮魂に八神を祭神とするは八神皆専らと賦魂に根本たる神々なる故なり況や鎮魂祭は舊事記にあるが如く神武天皇の御代に宇麻斯麻治命の十種の神寶の故事に因て執行し始めしが原始なるに八神殿は夫より遙に古へ瓊々杵尊降臨の時に起りたるにも全たく八神殿と鎮魂祭とは隔別の者なるをや

### 第八 八幡宮の祭神の説併に神号の原由

八幡大神具には廣幡八幡大神と稱へ奉る神の其本縁を審らかに釋るに中世來各社にての傳説種々混雜の事有るが如しそは先づ八幡宮の最始根本の御社は豊前國宇佐八幡宮なるに其祭神は延喜式神名帳に記す所三座にして(第一)八幡大菩薩宇佐宮(第二)比賣神社(第三)大帶姫廟神社とあり然して此宇佐八幡宮を直ちに遷したる石清水八幡宮にては其祭神を廿二社註式に記す所「八幡宮三座式外三所内男體一。女體二。神功皇后玉依姬」に見ゆたり然れば宇佐にて比賣神と云が石清水にては玉依姬と有りの混雜あり次に箱崎にては其祭神諸神記に記す所「一應神。二聖母神功。三竈門」と見ゆ然して竈門山の祭神は玉依姬とありて則ち神武天皇の御母なりと云へり又神名帳頭註に云「筑前御笠郡竈門山延喜廿年六月廿一日八幡大神御託宣竈門宮波我伯母御座」と告させ給ふ由記せり

如斯諸書の記す所異同ありて甚た惑はしきが總て八幡宮と稱ふる處の各社にて其祭神應神天皇と神功皇后とは何れの社にても異説なきを今一座の祭神に至つて其説種々錯雜に及べりそは第一に比賣大神と稱へて宗像三女神にますと云説第二に

は神武帝の御母玉依姫なりと云説第三には御託宣に我伯母なりと告まじしに本づき神後の御妹虚空津姫なりと云説第四には其一座には配祀として仲哀天皇を奉祀せり云説も有てすべて以上四説有る事なり

今謹みて以上説々の紛雜せし所以の原を釋るに抑も宗像姫大神の一の御名に玉依姫と申す御名有る事なり是混雜の原因なりさて其御名の説は鈴木重胤の日本紀傳に近江國武佐郡八幡宮社傳に云「田心姫命瀛津嶋姫命市杵嶋姫命此三神号玉依姫命」と有云へり是にて彼是の八幡宮に座す玉依姫と申すは宗像三女神にまして神武帝の御母には非ざと知るべし然るをさは知らず種々云しより疑團に疑團を重ね種々錯雜に至りしなりかの二十一社記などにも云抑も八幡三所と申すは中ノ御殿大に座す也此神同殿不測の事也是海ノ神の女に座す定めて由緒有むと云疑ひも起りしとなり猶玉依姫と云が三女神の一の御名とするには彼是據るべき事跡も寡ならず且古來曖昧なかりし説が皆確明になる類も多きなり今其中の一一二を舉れば山城國なる賀茂御祖神社の祭神を二十二社神體秘記に「玉依姫命大己貴命」とありて同二十二社註式にては「御祖神玉依日咩。別雷御

母大己貴神。別雷御父」と有り然して諸書に別雷は大山咋神と云へり此説に據るも別雷神とは味式高彦根神にして玉依姫とは其御母宗像姫大神なる事異義無き者なり尙此他御名の紛錯より混乱の説見わたると其混乱を訂すさて玉依姫と申す御名の義を鈴木重胤の説に玉由良姫の由ならむとは神名式に隱岐國知夫郡由良姫神社名神「このあるを頭註に大己貴命嫡后瀆勢理姫命」とあり是玉由良の玉を省けるならむ(是造重胤説)と有り今此説を推して考ふるに出雲風土記には眞玉着玉之邑日女命名神云が見高良神社の祭神を玉垂命と申すなどより云へば此女大神御頸玉は更なり御手玉御足玉御髮の飾名神多に目瑩く玉を着きたらむが御起居に由良々々と鳴赫さぬらむを稱へて玉由良姫とは申したるにやこは少さか思よりたるを云のみ猶能く釋ねべし

然して八幡大神の御由縁を審らかに述るに其神名具には廣幡八幡大神と稱へ奉る事にてその他彼これに見たり之に因て考ふるに八箇の幡の天より降たるに由る神号など云は固より牽強の説にて取るに足らずさては御名の義を謹で按ずるに八幡の

八は彌足の義にて神名の起れる由は三女神の廣く彌足らひの幡絹を織弘め給ひし  
 よりそは廣幡八幡と續きたるより考ふるにも御名の義必ずしかいふより外あるの神名と聞ゆたり  
 猶日本紀傳に云「對馬國式外宗像神社の社傳に云神功皇后韓征の時の御幡八流  
 有り此八流の神幡は筑紫胸形明神自よりから織給へる所の幡なるが故に宗像明神とも  
 号し又織幡宗像明神とも号し又は宗像八幡とも号す云云」と有るに依る時は神名  
 式の宗像郡織幡社も宗像大神にはします事知るゝなり」と有り是にて八幡神と  
 は宗像姫大神の一の御名なる事明白にて且ツ神名の義の出る所も確著なりと云べ  
 し但し八幡の八は八流の事跡に由るには非ざるべし廣幡八幡とつゞきたるにも猶彌の義  
 なるべし且八幡の八は八流の事跡より前の御名と聞ゆればなり猶此御幡の事に付ては對馬古蹟集に今の國幣中社  
 對馬國上縣郡木阪村和多都美神社の事蹟を掲げて云「異津山に八幡宮あり舊号和  
 多津美神社日本八幡宮の舊本社なり今按に神功皇后の御篋を神跡とし宗像大神を祭鎮め給ひ神  
 后征韓の時供奉の御旗八流を此州に留め給ふを廟主とす其鈴二口を神寶とす」と  
 ありまた八幡宮本紀に「神后凱旋の時も對馬島和珥津に着給ひ畧其後上縣郡三根

郷の佐賀村に着給ひ此所に御篋八流殘し置たまへり

仁徳天皇四十一年神后の神廟を三根郷の西木阪山に建立し彼御篋を移して神體  
 とす是則ち神功皇后の御社なり其後與良郷の黒瀨の西の山に城を築かれし時城  
 の傍に社を立彼御篋に就たる鈴の有しを移して神體とし城八幡宮と号す其鈴今  
 に於て猶二丸存在せるとなむ」と見ゆ  
 以上の三説の能く符合するにても其説の確實に且御篋の貴重にして尋常ならざる  
 が知られ然して廣幡八幡織幡大神も申す御名稱の既く有し事明瞭なり但し八流  
 の御旗の八より神名の八幡と云が出たりと云は非ざるべし粗いへりそは上にもとにかく廣幡  
 八幡とつゞきたる織幡などの神名より云時には其彌足の御幡をおりたまふぞ神名  
 の出る原なるべし

然して豊前國宇佐八幡宮を八幡宮の根本の社にて此地や神代紀の一書に見ゆたる  
 宇佐島と云へる所なる則ち三女神の始めて降臨し即て鎮まり給ひし社なりさて應  
 神天皇は欽明天皇の廿二年正月に出顯あらせられて御相殿にまします事なり其こ

こを八幡宮本紀に云へらく「此三神(今按に宗像三女神なり)天照大神の勅によりて宇佐島に降臨まします事日本紀第一卷に見ゆたり八幡大神いまた宇佐に顯はれ給はざりし時より既に鎮座し給ひし尊神なれば此御神を以て宇佐の地主の神とし八幡大神を以て賓とす中其後國々に八幡宮を勸請し奉る皆宇佐の例に隨ひて此比咩神を相殿に祭り奉るは宇佐宮は八幡大神始めて顯はれ給ひし所なれば是を根據とし侍る故なり然るを雜書の説に比賣御神を海神の女にて神武天皇の御母玉依姫と稱す云云は無稽の説なり」と云へる眞に宜なる言なり

以上彼是の事情より推し猶考ふるに應神天皇は其始御母神功皇后の御胎にましましし時より神の御言として「唯今皇后始之有胎其子有獲焉」と宣ひ仲哀紀また「天皇在孕而天神地祇授三韓既産之失生腕上其形如軀」應神紀の文と記し世人皆稱へて御胎中にまして國獲ませりなご云しとあるにも此天皇や誠に天神地祇御靈憑給ひて生誕ましくたるは云も更にて彼八幡愚童訓には「大比留女筑前若相山へ飛入給ふ中仲哀天皇の御子としては皇后の御腹にして異賊を亡ぼし」と云ひ雲州

樋河天淵記にては「杵築大神入皇皇后之胎降誕應神天皇」など記せる類古來世の人の専ら云來りし所にて神の殊更御魂を賦て應神天皇と顯はれ御胎内にて海外を御征平有となご胎中天皇の稱廣く遠く世に傳はりし者誠に天言はず人を以て云はしむるといふ者なるべし

第八 棚機姫神の神名の由縁併に正八幡

さて御魂を託て應神天皇と顯れましたる神々は彼是記す如く敷説あれども實は純らと託ましたるは宗像姫大神一の名稚日女神にぞましける事と察せらる然云由も應神天皇崩御有て後年其御靈の三女神の専らと鎮ります宇佐の宮に御蹟を顯ト給へる是其原靈の許に立還り給ひし義由を考へらる然らずは天皇の御靈の縁由も無き遠けき筑紫の裔なる宇佐の地に出顯し給はむやされは宇佐はざる御由縁の地として斯に跡を垂給ふ者なるべし

また立返りて此姫大神の天上にましくし初を考ふるに天照大神かの豊受姫大神



の御體に生たる蠶を取給ひ始めて絹の糸を得て機を織そめまし、時此姫神を稚日女神とも棚機姫神とも申して専ら御機を織給ひし事と見ゆ則ち此御神を棚機姫神と稱へしは此時よりの事なるべしされは此筑紫に下りまして後大國主神と御夫妻として専ら民庶に生活衣食の道を授け與へ給ひしが就中主としては此織幡の道を國々の婦女ごもに教へ授け給ひし事にてさてこそ世に八幡の大神ごも織幡神とも棚機姫神とも稱へ申す事なれ。そは此大八洲の國內盡々往きめぐらし、限り教へ授け給ひけむ故海内到處八幡大神の宮社有らざるなきは此所以なるべし殊に此九州は主として鎮りまし最初に開き給ひし地方にてあれば其宮社も特に多きなるべし此事は遠く支那地方にも聞ゆて彼國にて大古此九州の地をは東海姫氏國ごも瀛洲ごも云へりし此に出たる事ご聞ゆたり

抑も此大神を棚機神と稱へ申す由の其證據を舉れば筑後國御原郡今三井小郡村大字大崎鎮座今郷社に列せらる、姫社神社を古來磐船神社ごもまた棚機神社ごも稱ふる事なり然して此神社の事を肥前風土記郷の條下に云此郷之中有川名曰山

道川其源出郡北山南流而會御井大川昔此川之西有荒神行路之人多被殺害半凌半殺干時卜求崇由兆云令筑前國宗像郡人珂是古祭吾社若合願者不起荒心竟珂是古令祭神社珂是古捧幡祈禱誠有欲吾祀者此幡順風飛往墮願吾之神邊使即舉幡順風放遣干時其幡飛往墮御原郡姫社之社云云」ご見ゆたりさて熟ら考ふるに此崇を爲し給へる神の殊更に阻れる遠き宗像郡なる珂是古の祭仕を希望せし是大三輪の大物主神の大多々禰子の祭祀を希望給へると同義に聞ゆて祖先の神は必ず其血胤の子孫の祭祀を殊更希望し事ご聞ゆたりされは珂是古は宗像郡の人ごあれば宗像の大神の御裔孫宗像君などの氏人なりしならむ。されは其希望給ふ神は宗像大神なりしは論なきなり今に此姫社の社は宗像大神ご高照姫神を祭神とせり然して此神社を古來棚機神社ご稱ふるにて宗像の神を棚機神と稱へ奉る事も亦論無き者なり

此神をまた姫社神社或ひは岩船神社と稱へ來る所以は下に委細に述しふべ

また筑前國宗像郡大嶋宗像中津宮官幣大社宗像神社別宮の境内の西の方に細き流の谿川有り其

川の左右の岸に彦星の社、棚機たなごりの社と稱ふるが有りて其川を天の川と稱せり此社甚  
 微妙みせうかなる社なれども古く石見女いしみのめ臚ら榮えい抄せうなどの書に見ゆて中世に聞ゆる社  
 なる山貝原益軒やまがいはらえきけんの中津宮御事略筑前續風土記等に見ゆたり然して中津宮にて社傳  
 及び口碑くたひに傳ふる所に據るに此彦星の社と云は出雲の大神を祀り棚機社と云は宗  
 像の大神を祀りされば此御夫妻出雲いづみ此地こゝ往ゆき通とほひて御交通みかうつう有あるを斯かく祀り  
 申まをしたる由傳ゆでんへたりされば棚機神とは原宗像はらむねがみ姫神ひめがみを主しゆと唱となへ來りしを後に支那しなの  
 牽牛織女星けんぎうしよくせいせいの天漢てんかんに邂逅かいごうするの説傳せつでんはり來りてより混交こんかうせし者もの見ゆたり  
 また此事に就つき日本紀傳にほんきでんに記しけらく「出雲大社年中大祭の中に七月朔日より五  
 日七日共に神事にて致祭ちさいの趣おもむきに聞ゆるが大に社ては其傳來亡はろびて何の由よしも詳つまびら  
 かならざるが此中津宮なる彦星棚機ひこしほたなごりの社の事より考ふれば然る妻つま定めまの幽事かみことのお  
 はします事ならむ知るべからず記傳きでんなる石見女いしみのめ臚らを合せ考ふべし續風土記  
 に神崎かみさきは大嶋おほしまの北きたに在り昔此嶋の神出雲より初めて此所に着給ふ所といふ」と有  
 るを見るにも昔のみならず常に神の往來かまひおはします御事みことなむ思おもひ量はかり奉たごらる」と

とあり 因よに云大嶋の神職かみ越知正人氏云らく此大嶋を里俗りぞく加自米かみの大嶋おほしまと云ふ加自米とは神集かみとかきて  
 定めなど幽事を議り給ふ事も有るべければいと由あるさまの口碑くたひにこそ

以上彼是の説則ち前の對馬國なる宗像神社の社傳より始めてを纏めて按ふるにも  
 既にも云しが如く此宗像大神や御親神等の大命大業を受繼して未開の民を教へ導  
 き給ひしにも姫神の事なる故殊ことに織機オリハタの道を専らと授けまじ御自らも彌足いやたりひの幡  
 を織給ひつゝ衣服完足の道を海内普く布施あまねとし給ひしなり將人民に於ては其恩願おんらん  
 を永く遠く忘れず稱へ申しより全國大抵宮社の有らざる無きに到りし者もの見ゆ  
 されば此姫大神の神祖素盞雄神すそぬお以來の産靈うぶたまの幽契いけいの制定おきてしまにくを繼承いけんし海内  
 地方々々に跡あとを垂たれ鎮護ちんごします社やしろを正八幡しょうはちまんと稱ふる事ことにや普通應神天皇を主とし  
 氏の和訓わくぶん葉はに「丹後與謝郡板列神社は三女神の体有りて後ろに素尊すその像あり昔板  
 並山ならに有今男山いまたにませり是ぞ正八幡宮とも申すべき歟」と見ゆたり此社は今府中  
 男山村おとやまに座りとぞさて此他大隅國始良郡國分村なる今鹿兒嶋神宮も古來大隅正八  
 幡宮はちまんと稱へまた薩摩國新田神社もしかとなへ霧嶋神宮も舊説きうせつに多紀理たぎり姫神ひめがみを鎮祭ちんさい

せりと云へり然して是等の神社皆祭神は瓊々杵尊彦火々出見尊にませり爰に竊に按ふるに宗像姫大神や既に夙く現世は避まじつゝも猶神靈は常に正統の天皇等に配して世の昌衰興廢を経畧し給ひ其崩御の後には神靈を合せて鎮まり座す事應神天皇の如くなるにや是皆正八幡宮ととなふる所以なるべし猶肥前肥後より西方に五所八幡別宮と稱るが多きも此類の由縁ある事なるべし

### 第九 姫大神海外跋涉經營の徵蹟

斯て宗像大神の諸ろの外國を我國に懷來らしめむの神慮にて三韓支那の國々を開造し民庶を誘ひ歸化せしめ給ふ事古書に其徵蹟彼是に見ゆたりさて大神御自から往渡り開導し給ひしのみならず其御子こます事代主神高照姫神など續々航わたり彼土の民人を誘ひ率ゐて懷柔つゝ來王せしめ給ひし事最も多かりしさて此御母子の神の外國御航通の事狀に付ては種々錯索せる説も多きなり其等を能く訂して釋ぬれば自から明瞭なる者あるなり然るを古來此錯索を解んとする者一人も無かりし抑も此間の

事神世草昧の折からにして幽隱の神跡を以て往返し給ひしより後世肉眼の身より想觀りては信用し難きは固より且紛雜たる説も多々なる事なり熟々此間の事實を考察するに最初素蓋雄神の先づ韓國に降りまして其開祖檀君と顯はれまじしを是天下滄溟を統治て地球萬國を開きませと父神の詔命有しを承遵し外邦を創製し給ふ第一着手なりされば其時多紀理姫及び五十猛神隨從し給ひ彼國より支那地方に涉り夫より天の壁立極として地球の有む限りを巡り覽はし此時まで地輿上人類も幾んど無き程なりしに后来人種蕃息の基礎を經り營み人類の始祖を起し年を追ひ蕃昌を開くの道を立給ひし事と見ゆ斯て多紀理姫は後々大國主神に配しまし其嫡后となり父大神の大業を彌よ擴張の道を勤め遂に地球の東西の大父母として人類の生息を保祐満足し給ひしなり

然して姫大神の彼國に航渡り給ひし事の證蹟の我古書に見ゆたるは延喜式神名帳に隱岐國知夫郡出良比女神社名神大元名和多湏神」とあり其頭註に云大已貴命嫡后須勢理姫命元名和多湏神」と見ゆ此和多湏と云と袖中抄に云隱岐の國にて知

夫利崎といふにわたすの宮といふ神はするなり船出すては其神に奉幣してわたすを祈るごぞ」と見ゆたりかく云へは和多湏とは渡瀨などいふ様の意にて渡海の安全を守護し給ふ神故かく稱する様なれどもさに非ざる事見ゆそは此和多湏と云を一ツには和多志と云て海外に往き渡りて還り來り給ふ神に申す事と聞ゆ其は釋日本紀曰伊豫風土記曰宇知郡御嶋座神御名大山積神一名和多志大神也畧此神自百濟國度來而津國御嶋座云云」と有り此文に據るにも大山積神を和多志神と稱ふるは百濟國より渡り來ませるにより負ませる御名なるを了ら夫より推して和多志また和多湏の神とは總て外國航通の神なる所以を知るべきなり 大山積神三島神とあるはすべて大國主神の御子事 また佐渡國羽茂郡飯岡村に座す度津神社も祭神五代主神を申す事なり猶下に詳細に云べし

また佐渡國羽茂郡飯岡村に座す度津神社も祭神五十猛神なれば韓國に渡り給ふよりの神名と見ゆされは和多湏をまた和多都とも云ふなり

さて上文の延義神名式隱岐國由良姫神社祭神が其れ和多湏神と稱へて則ち宗像姫大神にますを以ても此大神が支韓に渡りまらゝ事は知らるゝを猶其大神の御事歴

の彼是に見ゆたるを綜合して考へ寄せらるゝ事あるなりそは先づ豊前國田河郡香春神社の縁起の文なり其文に曰息長大姫命渡神代唐土經營仁渡給布師木水垣宮崇神御宇本土止歸座豆第一嶽仁靜給布忍骨尊波天津日大御神御子ト而和魂波南山仁鎮里荒魂第一嶽仁示現志云云」とあり管て全社神職赤染氏に問ひたるに此文全社所藏縁起の最初に記したる文なる由此文熟ら考ふるに抑も息長大姫命は固より云までも無く神功皇后を稱申す事聞ゆるを其を神代に唐土經營に渡り給ふと云ひ崇神天皇の御宇に本土とし歸りまらゝと云はむ事は如何に古へに言ひて我國の文人とある人の云べき辞かは必ず其所に由縁あるべく考へらるゝなりされは斯く妄なる様なるを是却て神世來傳はるまにの尊き舊説なるべく想はるゝにゆきて能く思を潜めて思惟して強言の様なれど左の如くにぞ觀想定めたる

豊前國田河郡香春神社は原宗像姫大神と其御子高照姫神との神世御經歷の跡にて此二柱を祭神とせしが此御母子の神は彼素盞鳴大神の宇内主宰の大業を繼承し給ふと天照大神の詔命として道主貴と云す神契を果し給はむとして支韓の國等を

踐涉り經營有らせられ後本土として此國に歸り來給ひ鎮まります社にて後に息長帶姫命に御魂を憑て外國を征伐せしめましゝに自から御魂一ツになりて孰れ姫大神も息長帶姫ごも分ちあへぬ様にて鎮まりましたるより斯く御事蹟の交錯し者ご云べきなり斯云を牽強としも人思はめと彼是を纏め按へわたさは必ず然るべく了せられむ者ぞ

また此香春神社の祭神を神名式其他に辛國息長大姫大目命神社と記しあるに此大目命ご云事古來心得がてに種々説もあり或は目の上比を脱して大比目ならむなどあれを既に上に大姫と云ふれば然重ねて云べくもあらず且神名帳に彼是他に大目神社と云が有るにも文字の謬りとも決めがたし然して大目神社と云が彼是の國に見わたる中に佐渡國羽茂郡に鎮座ある大目神社は祭神知られざるも同ト羽茂郡に並び鎮ります度津神社は祭神五十猛神にて上に謂ゆる韓國より歸り渡りませるより稱せる神名なりさて朝野群載に擧たる永曆四年度津神社の御崇有し時大目神社も共に崇ましゝと有るより察するに必ず此二社聯絡の由緒ある祭神なるべく考

へらるさては必宗像姫大神にて五十猛神と共に御父に従ひ韓國に往通ひましゝ時此佐渡國などにも御船を寄ましゝ事杯ありて並び鎮まります事なるべしさて夫より推考ふるに大目と云目は大日賣大宮之賣字賀之賣などの賣ご同く其事に専ら當りて統守り給ふ由なるべく然云時には此大神は外國を鎮護の事に當り統守り給ふより辛國大目命ごは稱へ申す事なるべく考へらるさては此香春神社の縁起の文は一トわたり見ても必ず眞には古傳の有のまゝを傳へたるいご貴とく珍たき舊辭なりけりさて古傳の簡單なる文にては唐土經營など唯數言上に約めたれと彼上に擧たる文獻通考などの文より推す時は謂ゆる大秦國の西に西王母の所居ある傳ありて跋渉の神蹟歐羅巴洲まで及びしなるべし

## 第十 事代主大神の本縁並に若宮八幡の事實

姫大神の御眞子味式高彦根大神一の御名を積羽八重事代主神と申すなり此大神の御威徳御功業の世にも洪大にまじける事は幾んど筆の及ばざる所先其事代主ご申

す御名の義も彼是の説主まこしては延喜神名式に大和國葛上郡にて鴨都味波八重事代  
 主命神社一座一座は活玉とありまた同高市郡にもあり此御名に由て云に此大神御在世既に父大神  
 に代りまして幾千年間國土の萬有萬事を主宰自由し給ひしにも其威德洪大無限に  
 至り給ひし事にて則ち積羽都味波も書けりこは八重の枕詞の体にて凡そ社會の有こある事  
 物の繁しき鳥の翅はの重かさなりたるが如く八重百重なるを其まゝ遺のこさず知り主宰し給ふ  
 の由にて積羽八重事代主神とは申すなりさて其萬有を成敗生殺し自由し給ふ威靈  
 の特に嚴重にます事は彼古事記に掲げられたる御自ら稱り上あませる御詞に「惡事  
 も一言善事も一言に言離く神葛木之一言主大神」と告つませるにても知られ凡て社  
 會の有事は一切萬物萬事の死生榮枯成否興廢の悉皆此神の一言に由り吉凶成否を  
 岐わかたざるは無き事と見ゆたり其靈威の洪大察せらるゝなり。さてかの天孫降臨の際  
 現世の御政事より其他萬般天神の詔命のまにく二念なく譲り避奉ります其智仁  
 勇に勝れます申すも更なり然して斯く顯あはには事を避さましたるも猶幽冥事は御心  
 の隨まに取行はせ給ふ事と見ゆ既に人皇の世となりても神武天皇綏靖天皇二代の大

后は則ち此大神の御息女なりし是御正統は天照大神の御系統にて傳はります猶  
 御外戚統は地祇出雲神の御系統にて傳へますの義なるべし是然爲ながら天神の御  
 慮ごころに出て斯爲てこそ地祇の御守護も厚かるべき所以を經らせ給ふ事ならぬ猶父大  
 神大國の御言にも此神百八十神の神の御尾前となりて仕奉らば違ふ神はあらと  
 宣り然して百足らず八十隈手に隠りて候ひなむこ申し給ひしは御親子に亘りての  
 將來までの御誓ひと聞ゆたり

されは我國家に於て一大事ある機會に際しては必ず此大神の關り經らせ給はぬ  
 は無き事なりそは神功皇后の御征韓の時も此大神の第一に種々の託宣御誨ありし  
 は更なり天武天皇の壬申の年の乱にも「吾者立皇御孫命之前後以送奉干不波而  
 還焉今且立官軍中守護之」と此神の宣給ひし由日本紀また古事談に住吉大明神  
 の託宣云昔伐新羅之時吾爲大將軍日吉爲副將軍其後伐將門之時日吉爲  
 大將軍住吉爲副將軍」と宣まらゝと有るなどにて知らるゝ事にて猶幽冥中の御  
 守護の現世人の知らぬ事こそ多からめさては父大神已命の御魂の次に此高彥根神

と事代主神の御魂を大和なる飛鳥葛木の神奈備に座しめて天皇の近き御守神と奉りまし、由出雲國造の神壽言の文に見ゆ平安の都となりては下賀茂と松尾に鎮り座て近き御守まじ猶比叡の山にも王城の鎮護こしおはし座、事なり武家が鎌倉に兵權を執るに及むでは伊豆國三島の座て守護を垂れ東京にては麴町區永田町に鎮座して猶も王城を護衛しますとなり猶海内各地に此神の鎮りますすが國幣社以上になります攝津國長田神社下野國二荒山神社同宇都宮神社豫伊國三嶋神社出雲國美保神社磐城國都々古別神社土佐國土佐神社等なり

然して此大神の斯く較著なる神徳ます事は其原大國主神多紀理姫神と云此國土に最も勢力盛むなる二柱大神の御中に生出まじ其威靈を繼ぎ數千年間此地球を治宰まし、勢力と天孫降臨に至り一旦に天神の詔命のまに、少かも躊躇す此國土を避奉りまじ、忠誠を深く天神の賞美し給ひ斯く顯幽の間に自由の威徳を許し給ひしごに出る事と見ゆたり然して此大神御母宗像多紀理姫神と御親とみ尤も厚く何くの社にても御母子御相殿にまじ或は社を並べて鎮ります事比々擧るに堪ずされ

は既に云へる如く御母を八幡大神と申すより此神を若八幡と申す事と見ゆたりすべて八幡宮と云に若宮八幡宮と稱するが各地に多々な是此神御母大神に天神の詔命して道主貴とまじまさせ皇孫及び國土の鎮守を専ら任ト給ひし御威靈を受繼して地方々々を守護し給ふ所以なるべしさて御親子ます社にて其世に聞ゆたるは先づ山城國葛野郡松尾神社また全愛岩郡賀茂上下の社なり上は此高日子根大神下は大己貴大神多紀理姫大神にませり然るを此社の祭神につき種々の説傳はり先づ釋日本紀等に山城風土記を引て加茂建角身命とせし説或は神武天皇なりなど中世來あまねく聞わたりれど彼是確實の説の綜合する所此上の説のまじと聞わたりそは神名帳頭註一宮記等の上社大山咋神下社大己貴神玉依姫神これは既に云とどく宗像神の一の御名なりご記せる説を最も正しき説と聞ゆたり元曆奏上記出雲大社小縁起全たく之と同説なりさて古人の説に加茂とは神の轉語にて頭と云にも通ひたりさては此神百八十神の頭とます由より稱ふるならむと實に然るべしまた此大神を以て神武天皇の皇后五十鈴依媛尊の御父ご記し、事能辨まへ置かざれば曖昧なき者有りそは古事記にては此皇后の生れましたるを大三輪の大物主神の活玉依姫に娶て生せましたる事ごせり然るを日本紀にては此大神の御子ごせり此を能く考察るに新撰姓氏錄大和國神別の條下に「賀茂朝臣大神朝臣同祖大國主

神之後也大田々、禰古命、孫大賀茂都美命（一名大賀茂足尼）奉齋賀茂神社也。有り此文にて定むべし。そは彼活玉依姫に通ひて産しめ給へる御子一男一女ありて一男は天日方奇日方命にして一女は謂ゆる姫踏躑五十鈴依姫なり。然して其奇日方命の四代の孫を大田々禰古命なりされば若し奇日方命が三輪の大物主神の御子とすれば事代主神の御血胤は無きなり。さては加茂氏を稱ふる事は能はざるなり。加茂朝臣と稱ふる上は事代主神の御孫なるや論なしと云へし。

亦此味式高日子根神を一ツに若宮八幡大神と稱へ申す事に就き猶云はゞかく稱ふる事は此大神のみならず御女弟高照姫神をも即て若八幡と稱へしなり。されば諸國にて若八幡宮と稱ふるが多かるは姫大神と高日子根神或は高照姫神を配せ祀りし社なり。然るを中世來八幡大神を應神天皇とせしより若八幡をば仁德天皇とせし者と見ゆ。猶朝野群載に載たる宇佐宮宣命例文に「此宮仁御坐額若宮若姫兩所、大神命毛禮代乃大幣帛遠奉出給。但此兩所去天慶二年閏七月余始天可奉預官幣。伎狀奉定云云」と見ゆ。爰に兩所大神とあるにても高日子根神高照姫神を以て若宮若八幡と

稱ふるが本義なる察すべし。また太宰管内誌に「若宮は本宮の西東向にして云云。神官は矢部樋田兩家あり何れも大神氏なり。是を若宮神主と号す」と記せり。抑も大神氏は上に云如く皆味式高日子根神の裔孫なれば此氏人の奉仕せる是亦若宮の高日子根神を祀れるの一證となすべし。

猶筑前續風土記拾遺宗像郡本木村若宮社の所に云「宗像宮末社記に云「本木若宮大明神二社八月、神事御幸御出なごあり宗像神、若宮なるべし。云云此社今は若八幡宮と稱す」。以上宗像宮末社記の古文なり。其下に編者青柳種麿翁記して云「祭神今は譽田天皇神功皇后武内宿禰とす。されと上に云へる宗像宮末社記の説に従かふべし」と見ゆ。此末社記の説然爲に本郡は神世より宗像大神のまします地なる故かゝる古傳も遺りしなるべし。此他此郡には野坂村に小木神社、萩神社と云が有りて宗像大神。然して上の朝野群載の文なる兩所とあると符合する者と云べし。應神天皇には男女御子十柱にも餘りまし。斯は云者の立願て推んみれば若八幡宮を仁德天皇と云事も彼多紀理姫神なる八幡大神が應神天皇と御魂を合せ給へるより推せば亦其子神等の御魂が仁德天皇の御魂と合ひ給ふ



様の事有むも知らずさればこそ天皇も世に聖ひつり 帝みかどとも稱たふる御方に坐まけめさて斯あるなむ篇首へんしゆに掲かげ云へる同氣相求どうきさうもとむるの自然しぜんの妙契みょうけいに出る者なりけらし凡そ此大神は出雲神族いづもしんぞくの此世を知らし、前世界ぜんせかいとも云べき世には大八洲おほやっしゅうの國內悉ことごとくを自由じゆうの任まき政治せいざちまし、からにや全國に御功業ごこうごふの充みたらしと見みて神名の地名に遺のこれる郡名ぐんに倭名鈔三河伊豆美濃佐渡播磨安藝三河伊豆美濃佐渡播磨安藝など加茂と云が見みる郷名ごうにては猶數多なほかずきなどにて察さつすべきなり抑も此大神の大八洲國內にて威靈畏ゐれいゐくます事は東齋隨筆とうさいずいひつ等に記しせる參議佐理卿さんぎさりけいの筆せられし伊豫國なる三嶋の社額しゃがくにも日本總鎮にっぽんそうちん守三嶋大明神しゆさんしやうだいめいじんと記しまた豫陽盛衰記よゆうせいすいきには「倭國わこくに於おて一宮いちのみやと云は伊豫の大三嶋おほさんしやうより外には無なきなり」と有るにても能く察さつらるゝ者ものと云べし

第十一 事代主大神外蕃くわいはんに入る及び大山咋山積おやまづまの神名

然しかして此大神の御雙親ごたふおやの緒つがを繼つして外邦ぐわいぱうに航渡かうたらし専もつら蠢爾しゆんじの民を進化しんかし將來皇しやうらい洲しゅうに來王らいわうせしめ内外融和いづうわくの道みちを誘いざなひ勤いそみ給たまひし事は上かみにも少すくさか記ししたるが如く

釋しやく日本紀にっぽんぎに云伊豫國風土記いよこくふうどき曰い宇知郡御嶋うちぐんごしやま坐ます神御名かみごな大山積神おやまづまかみ一名和多志大神也いちのみやともしだいじん是神このかみ者所このかみ顯あらは難たが波高津宮なみたかひつみや御宇ごう天皇てんかう○仁に御世ごよ此神自このかみより百濟國ひやくせいこく度來而津國御嶋つくにみごしやま座ま云云いひひらと見ゆ此説このせつを擧あげて大日本史おほにっぽんしに云按お大山積神入おやまづまかみい蕃地ばんち之事このこと莫な所考ところを或ある疑たが素もと美鳴尊みなるのみこと到いた新羅しんら大已貴少彥名おほいけしちひな二神往ふたかみゆき常世國とこよのくに之類乎のちゆいとありまた諸神記しよじんきに「三嶋社さんしやうしゃ伊豆國攝津國伊豫國いずこくしやうつんこくいよこく越智郡大山積神社えちぐんおやまづまかみ中なかつ三嶋賀茂社さんしやうかもちや者來このかみ從より百濟ひやくせい垂た跡あと攝津國しやうつんこく號なづ三嶋さんしやう云云いひひらとも有り和志神わしたかみと云事上このことにも云如く必ず外國ぐわいこくに渡り行き給たまひし神かみに稱なづする事ことなりされば此神御祖神等このかみごおやかみの韓招かんせうの神契かみけいを果はすが爲ために海外ぐわいがいを經へ略りやくし給たまひし事こと是こゝにて確實たしかに知らるゝなり

さて此大神のかく顯あらはれまして鎮祭ちんさいせられ給ふ事上の伊豫國風土記いよこくふうどきの説せつの如く仁德天皇にとくてんかうの御世ごよなる事は古史傳こしでんにも由よある傳でんなるべしと云はれし如く彼仁德天皇かみの御世ごよ比ひは神世かみよの時ときに追次外邦おひつぎぐわいぱうに渡りまして彼土かみの開造かひぞうより後來ごらい内外融通いづつうの基もとをなす機熟かみじよくして崇神天皇すかみの比ひより次々かた還り來かへまし、香春神社かうしゆんじさては外人ぐわいじんも此比このひより漸すすく歸化きけいしそめしなり其中このうちにも此大神は猶皇后しゆこうごの御征韓ごせいかんより應神おうちんの朝あそとなり漢學諸工かんがくしよこう

藝の舶來の事など經り導きまじ我國開明の方略を進めさて仁徳の御宇となり其御歸朝を示し斯く顯はれて鎮座し給ふ事見ゆ凡そ此仁徳帝の御世は難波津を定め給ひし事も見ゆたれば古事とは住吉大神の舟居を作り給へるよりの事ならむとも想はるれば幽冥間此御代ぞ外國の交通に就き種々神々の計策ち給ひけむと思ひ合らるゝ事なり古史傳に大神の出顯を此御世と有るを由ある傳ならむといはれしも此等を考へ寄せられての説なるべし

さて斯に要と辨まふべきは此三島神社の祭神大山積神と云は事代主神の一の御名にして彼加具土神の骸より生まじたる大山積神は全く別神にます件なり此御名の同きより古來之を混雜し擧たるより伊豆伊豫等の三島大神に種々不都合の説は發し來りたる也斯て之を辨まへむに蓋大山都美の都美は先進の説に有る如く都は助辭之の意にて美は持の約なりさては山を主持し給ふ由の稱なりさて按ふるに凡て洲土を鎮護し邦民を守治する神は皆山嶽に由て四方を望み照臨鎮護しますが常なるにも自から地方主宰の神を稱へて山都美神とも山咋神とも稱へし事見ゆを

は支那にて四方の諸侯の長を四嶽と云も此意より出て尙書等のまた詩經の大雅に維嶽降神生甫及申など有るも是嶽に神靈の鎮守し在る由より云なりされは事代主神も常に山々にまじりて地方民人を守治し給ひしより此大山積神と或は大山咋神とも云ひし御名有し事と了せらる古事記に大年神の御子に大山咋神と云があるもかいる功德ます神なりけらし魂合同混一し事有しならむ今の古事記の文は全く此兩所の神を混同して記せりかく見ざれば古事記の此處の文解すべき様なし學者心をひそめて讀味はふべきなり

凡て古來此三嶋の大山積神を御名の同一より加具土神の骸に生まじたる神と爲しハより種々錯誤の説も尠からざるがこは二十二社本縁に加茂神の事を擧て「都味波八重事代主乃神登云加茂家乃陰陽道乃祖都天奉齋也此地神ニテ座寸伊豆國加茂郡仁座寸留三島神伊豫國仁座寸留三嶋乃神同體仁天座寸登云惠利」こあるを正しさ確説と云べし猶攝津國三嶋江の三嶋神と伊豆伊豫の三嶋神三箇の三嶋と稱する御同體の神なるに攝津の三島は神名式に三嶋嶋神社と記し伊豆の三嶋は加茂郡に座すなり是加茂事代主神と同神なる一證と云べしまた上に記せる佐理卿の書れと傍

額に日本總鎮守三嶋大明神と記し豫陽盛衰記には「倭國に於て一宮云は伊豫の大三嶋より外には無きなり」と云へるなど唯なる山の神加具土の御に申すべき神名かは能想ふべし猶此他證すべき事多かれどさのみは略す

抑も此事代主大神は大國主大神の殊に嫡宗とます御子とし聖智至勝の神なるにも其が外邦に往航り未開の民を教化し給ふや彼大國主神なる大昊伏羲氏の緒を継ぎ大に徳業を布ましたるならむが支那其他外邦にて何と稱へしにやそれを知らずほしく思はるゝが平田翁の説にも分明なる事見えず遺憾なり兎に角かならず偉大なる御功業ぞまじつらむ

### 第十一 高照姫大神内外交通融和の端緒を爲す

事代主味式高日子根神に次て支韓外邦を幽護し民人を開き誘ひ御祖神等の大業を繼いで純ら勤みましゝは高照姫大神なり此神媛神ながら父大神の大國魂と云に對へて若國魂神とも稱へしにて其専ら國土經營に勞さまじつゝ國內の成敗存亡をも

預り知しめしけむが知らるゝなりさる御威勢有るから天若日子の特に此神に娶たりしなるべしそも此大神のしか勢力ましけむも嫡后多紀理姫命の御腹なるが一つの所由なるが且殊に此神聖智勝れてまじける此事下にも由る事なるべし諸此神專ごの御名は下照姫神と申せり又た高比賣命記或は高照光姫命舊事とも申せりは御名の義は其容顏の絶勝て美しくますを稱て一向照ると云意ならむ又た高比賣高照姫と申すは御靈徳の高きと御容貌の美はしきを兼合みて下々世間を照らしわたらせ給ふ義ならむ歟亦大己貴神が天皇の近き守神を各々遺し置せられたる中にて出雲國造神賀語に「賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備爾座天」とあるぞ此神にまして大己貴大神の多かる御子の中にて味式高日子根事代主神に次て勢力ましゝ神なる事是にて察せらるゝなり

儲賀夜奈流美神の下照姫にます事は鈴木重胤の説に出雲風土記に「多岐郷所ニ造天下大神之御子阿陀加夜努志多岐吉比賣命座之故云多岐」とある賀夜奈流美神と同神と聞わたるがそは何神ならむと索隠るに決く下照姫命に座せり中神名帳に大和國高市郡賀夜奈留美命神社あり云云」と見ゆ然して久保季滋氏の説に此高

市郡飛鳥神社を賀夜奈留美命を祭れる社なるべくそは和州五郡神社略解と云に  
茅鳴身神社高照姫命也」ごあるに今は此飛鳥神社祭神は事代主神とし別に栢森  
村に云に賀夜奈留美命神社と云が有るは考ふるに此飛鳥神社は加夜奈留美神が  
祭神なりけむを後世事代主神其他を配祀したるが遂に配祀の事代主神を主とす  
るに至りしならむさて今加夜奈留美神社と云が別に栢森村に在るは其別社なりしな  
るべし」と云へる此説の如くなるべき歟

さて此神の御祖神等の大業の發擴をなし給えむとて外邦人を漸次に此國に引寄せ  
内外融和の緒を開き給ふと云事の状を心を潜めて察するに日本紀垂仁天皇の御紀  
に任那國今韓國の慶尚道と全羅道との交間に在る國にて一ツに大加羅國ともいふの人都怒我阿羅斯等一に蘇那曷叱智と有り一名にやと云が白  
石の化したる童女の跡を追て日本に來り難波に詣り其童女は比賣語會神と爲り且  
豐國國前郡今豊前國の豊前郡に至り復比賣語會神今豊前國の豊前郡なり並に二所に祭らる」と記しまた古事記  
にては新羅國主の子名は天之日矛赤玉の化したる美嬢に婚し嫡妻とせしに日矛心  
奢り其妻を罵りたりしに其妻なる嬢子の云けらく大凡吾は汝の妻となるべき女に

あらず吾祖の國に行むとす云て小船に乗て逃遁渡り來て難波に留りぬ此者は難  
波之比賣基會社今豊前國の豊前郡に座す阿加流比賣神今豊前國の豊前郡と謂へる者也」と見ゆまた釋日本紀に引ける攝津風  
必竟の所此日本紀の都努我阿羅斯等と古事記の日矛同し人にて其が上代の事跡且つ神明の  
所爲なるよりおのづから奇怪の事跡とありかくまがひて別事の標になりたる者と見ゆ  
爾熟ら以上の事蹟を觀へわたすに一概に見ては實に一種の怪話にて更に據るべき  
所無き者の如くなるも此事紀記をばトめ姓氏錄國々の風土記諸社の傳記等に見ゆ  
て大抵事實の符合する等より推すに必ず事實有る事と考へらるる諸此は神世にかの  
高照姫神が御父大國主神御母多紀理姫の神御兄高日子根神と共に支那三韓に渡り  
各地を經略し給ひし際神魂をととめ御誓の韓招の念洋々磅礴遠き世に遺り少女と  
化し顯はれ彼天之日矛を我國に誘ひ招寄せ給ひし事と考へらるさて此比賣語會神  
社に云は攝津國西成郡今大阪府西成郡阪市西高津町に在り後に此社に仁德天皇を配祀せり攝津志  
見ゆ世  
人は全く仁德天皇をのみ祭祀せし社と思へるも有る事なり則ち延喜四時祭式の下  
相嘗祭神七十一座の中下照比賣社一座或号ニ比賣許會社ト  
○座ニ攝津國ニとある社なりまた同臨時  
祭式名神祭二百八十五座の中にも載て攝津國比賣許會社一座亦號ニ下  
照比賣トと有るも同し

社なりかく朝廷より重く祭らせ給ふ社なるに意を注ぐべし」

さて此日矛の日本に渡り来りしぞ實に韓國と吾國との關係頻繁の端を爲たりし事にて此日矛の孫五代但馬斐多訶其斐多訶の女子を葛城高嶺姫にして其息長宿稱王の妃となりて息長帶姫皇后を産奉りしなりまた此日矛數世の孫と云へる筑前國怡土の領主五十跡手と云が其祖先來支那三韓に通じ熊襲の國民を煽動し新羅に内應せしめしぞ實に皇后御征韓の原因導火線とはなりたるなり是等自然の妙契にて固より神明の幽陰に出る所以なり本居翁も皇后の御血胤の漢種に出ましたさて日矛が渡り来りし時代は種々紛紜にて或は應神の御世と云播磨風或は垂仁の朝と云日本或は神世に在りとせり土記斯く錯雜なるが彼筑前風土記に有しと云縣主五十跡手の語に「高麗國意呂山自天降來日杵」ともあるを見るに如何にも大古の事跡の様にて其人や實に神聖らしく聞ゆるにも爰に想に日矛と書くは假字にて字義を擬は靈秀子など云如き義にて一人の稱に不ま韓國の上世國土を開きし神聖を稱する稱なるを後の勢威ある國の酋長等亦せん借して各々日矛と稱せしより數人の一人の如くなり

り記事紛紜様となりし者ならむと考へらる。されは筑前風土記なる意呂山より天降來ると云しは素戔雄神か或は五十猛神か亦は稻飯尊などを云事ならむ播磨風土記なる大己貴神と戦ひしと云日矛は五十猛神などの孫裔の彼地に遺りて酋長となり我國に侵し来りし類ならむ古事記に見ゆるは亦其後裔などの君主の様なりし類にやあるべき。かく見されば日矛の事紛らはしくして何いも論定むがたきなり猶都努我阿刺斯等につき下に日矛の事を更に論ずるをまじへ見るべし

偕さて此下照姫命一の御名姫許曾神は亦二ツの御名を豊姫神とも申すにやそは上に記せる豊前國田川郡香春村鎮座式内小の神社其祭神は辛國息長大姫大目命。忍骨命豊比咩命三座と見ゆ然して辛國息長大姫大目神と申すは上に考へて云が如くなれば宗像多紀理姫神に座せり然云より推せば豊姫神は則ち此下照姫神にぞますらむと想はる抑も此豊姫神と申す神筑豊肥の國にて彼是の社に祭られますも其由緒來歴甚た紛雜にて論定しがたきを先づ此香春神社の祭神なる豊姫神を下照姫命と定めて彼是れ總合するに甚た穩當を得るが如し請次に之を述む」

先づ比賣許曾神の下照比賣神にます事は上に掲げたる延喜臨時祭式同く四時祭式の文に彼是御名を舉交へて御同神としたるにて確實なり 然るに或説にては此下照姫を大と云も聞ゆれどそは何の據あつて非せと云にや察する所姫許曾を唯事もなき韓神とれもひ臆断して非せと云へる者と見取るに足らざ されば阿加流比賣神と云も御同神にて阿加流とは下照は頓光なると同義にて此姫の御顔色の美しきに由る者と聞けたり。さて赤留姫許曾神を日本記古事記の記す文のまゝに云へば韓神の而も甚た卑き神の如聞ゆれと願みるに其初め日光の或賤き女の上に刺照して胎みしより察するにも 彼支那の漢高祖の母劉媪の胎みしなど比較しても 是決して卑き神にあらざ亦其生れし童女が遁るゝ時我祖の國と稱て此日本に渡り來りしより見るにも唯に由無き韓神に非せして正しく我日本の神の御靈に由りて生出たりし子なる事異論なきなり然して其童女が渡り來て姫古曾赤留姫神の御許に留まりしと云文の續きに依るにも更に疑かふ所無く高照姫大神 則下照姫 洪初に御父母御兄の神と共に支韓に渡りまし種々開進化導の道に御心を盡し給ひし其御神靈や永く彼地に遺り留りまし斯く或賤女を胎ましめ其童女の因に縁りて彼都努我阿羅斯等或は日矛を誘ひ渡り來らしめ給ひ

し者と見ゆて實に奇と云べく世にも不可測なるは神世韓招の幽契なり

猶此高照姫則ち姫古曾神の神世に常に韓地に行通しかにかく經畫給ひしと察せらるゝは釋日本紀に引ける豊前國風土記に云田河郡香春郷昔者新羅國神自渡到來住此河原即名曰鹿春神とあり此文よりして近來種々の説起り此香春神社の祭神を韓國より渡來の神と爲し遂には忍骨尊までを同じ様にも云做しは能も釋ねざる鹿忽の説なるは勿論なるが其風土記の基づく所は彼宗像姫大神と此高照姫神と其御孫裔の神と常に支韓の國に往渡りまし還り來ましを語傳へたる者なり此香春社に比賣語曾神の祭神とし祭られます事古來社傳に見ゆ神社叢錄にも「祭神比賣語曾神と社家注進」と見ゆたり

偕また上に引ける日本紀垂仁天皇紀の都努阿羅斯等の渡來の條下に彼白石より化せし童女の日本に渡り來りし事を記して「云云詣于難波爲比賣語曾社神且至豊國國前郡復爲比賣語曾神並二處見祭焉」とあり此事古事記傳 卅四 國前郡は豊後なり此はかの豊前の田河郡の香春をかく傳へ誤りたるにやあらむ豊

先づ比賣許曾神の下照比賣神にます事は上に掲げたる延喜臨時祭式同く四時祭式の文に彼是御名を舉交へて御同神としたるにて確實なり然るに或説にては此下照姫を大と云も聞ゆれどそは何の據あつて非ざると云にや察する所姫許曾を唯事もなき韓神とれもひ臆断して非ざると云へる者と見取るに足らざされば阿加流比賣神と云も御同神にて阿加流とは下照は頓光なると同義にて此姫の御顔色の美しきに由る者と聞けたり。さて赤留姫許曾神を日本記古事記の記す文のまゝに云へば韓神の而も甚た卑き神の如聞ゆれと顧みるに其初め日光の或賤き女の上に刺照して胎みしより察するにも彼支那の漢高祖の母劉媪の胎みしなど比較しても是決して卑き神にあらざ亦其生れし童女が遁るゝ時我祖の國と稱て此日本に渡り來りしより見るにも唯に由無き韓神に非ざりて正しく我日本の神の御靈に由りて生出たりし子なる事異論なきなり然して其童女が渡り來て姫古曾赤留姫神の御許に留まりしと云文の續きに依るにも更に疑かふ所無く高照姫大神則下照姫洪初に御父母御兄の神と共に支韓に渡りまし種々開進化導の道に御心を盡し給ひし其御神靈や永く彼地に遺り留りまし斯く或賤女を胎ましめ其童女の因に縁りて彼都努我阿羅斯等或は日矛を誘ひ渡り來らしめ給ひ

も者と見ゆて實に奇と云べく世にも不可測なるは神世韓招の幽契なり  
 猶此高照姫則ち姫古曾神の神世に常に韓地に行通しかにかく經畫給ひしと察せらるゝは釋日本紀に引ける豊前國風土記に云田河郡香春郷昔者新羅國神自渡到來住此河原即名曰鹿春神」とあり此文よりして近來種々の説起り此香春神社の祭神を韓國より渡來の神と爲し遂には忍骨尊までを同じ様にも云做ししは能も釋ねざる鹿忽の説なるは勿論なるが其風土記の基づく所は彼宗像姫大神と此高照姫神と其御孫裔の神と常に支韓の國に往渡りまし還り來ましを語傳へたる者なり此香春社に比賣語曾神の祭神とし祭られます事古來社傳に見ゆ神社殿録にも「祭神比賣語曾神と社家注進」と見ゆたり  
 儲また上に引ける日本紀垂仁天皇紀の都努阿羅斯等の渡來の條下に彼白石より化せし童女の日本に渡り來りし事を記して「云云詣于難波爲比賣語曾社神且至豊國國前郡復爲比賣語曾神並二處見祭焉」とあり此事古事記傳卅四に國前郡は豊後なり此はかの豊前の田河郡の香春をかく傳へ誤りたるにやあらむ豊

後には此神ある事物に見ゆる事なり」とありされば余は國前郡とよます紀の今本の訓により少焉國の前郡とよみたりこれは田河郡は豊前にては西の方よりの道の口となれはなりされど強言かもしらすさて上文の如く下照比賣即ち姫古曾神の韓國より還りて主とし鎮座し給ふ社は彼攝津國西成郡比賣許曾神社と此豊前國香春神社なり。さては此香春神社は三座にて全く大目命と忍骨命と姫古曾下照姫神と鎮ります社なるを延喜式神名帳の祭神にては大目命と忍骨命と豊比咩命とあり姫古曾神と云名は見わざさては豊比咩命とは是姫古曾下照姫神の一の御名なる事推て知了べきなり亦抑も攝津國比賣許曾神社は延喜式に於て「名神大月次相嘗新嘗」ごありて相嘗祭々神僅に七十一座なる其中に撰まれ給ふ最も重き御社なり儲は卑く由無き韓神などにして朝廷いかでかく嚴重の御崇敬あるべきぞ之を見ても其祭神大國主神の御子の下照姫神にますこと明晰に祭せらるゝなり

### 第十三 阿羅斯等神社の社説及ひ日矛蘇那那曷叱の考

亦於是參へ考ふべきの一傳説ありそは豊前國田河郡採銅所古宮八幡宮別社現人神

社の社傳なり先其緣起に曰昔有姫神從新羅國遁來于筑紫國從比咩島到干攝津爲比咩古曾神矣然尙恐其男神之慕後而覓至深欲晦其跡遂來住于豊前國而又爲比咩古曾神矣故是以此神之住所曰香春郷又稱其神曰辛國神也是即在香春第一嶽神也其後果如姫神之言有男神追慕其後而又自渡到來于日本國而先漂着越前司飯浦更遷播磨出干難華遂從但馬到豊前國來住于干香春郷而邂逅焉略自今以後吾與姫神停此地而永可救黎民之疾苦於是鄉民隨其言造備瑞御殿而崇敬焉是即香春第二嶽之麓採銅所村在臺之森阿羅斯等神社也

また社傳の一書に云當社現人大神は神倭磐余彦天皇の御兄御毛入野命新羅の國に渡り王を爲りまし、が此神の裔都努我阿羅斯等命磯城瑞垣宮の御代に比賣神を慕ひて我國に入り越の國氣飯の浦に泊ければ中比賣神は吾豊國に來りて比賣語曾神を爲り玉へるを追ひ慕ひ來りて遂に此香春の嶽の麓臺の森に鎮りましけるに以下要を斯に原田次郎種直は筑前國三笠郡の領主なり安徳天皇蒙塵給ひし時那珂郡



迹驚岡に行宮を營みて忠誠しく仕奉りし其より拾參代の孫原田五郎義種此香春の城主として豊後守と云へり然るに永録四年六月十五日六友義鎮の將田原義堅戸次道雪等大舉して攻撃し程に義種遂に攻破られ敵多數に圍まれ遁るゝに道無く老樹の空洞に身を投せしに猿多く來り樹枝を以て塞ぎける故敵兵其跡を見失ひ立去りけり義種遁れて東山の里に到り天年を以て卒せられぬ其後里民採銅所村字東山なる現人社に合せ齋ぎ祀り嘗て一年此里大に疫癘流行す時に里人の夢に神有告けて曰く吾は原田の靈なり吾阿羅斯等神の冥助に依り敵兵の辱めを免かる爾來彼神に仕へて怠らず今我神祐を請ひ民の病患を救ふべし必ず信仰忽せなるべからず是より村中時日を移さず疫癘治まりけるこそ爾後相殿に祀りて今日に及びされは細川忠興朝臣小笠原忠政朝臣累世君臣共に尊信ありて年々近臣をして代參等有りはた近郷の民の參詣常に斷ざりしこと也さて村民に於て神徳を被りし少なからざりしと云傳ふ

以上現人神社傳の記す所今は唯其十が一二を抄し且要を摘み意を取て寫せる者

なるが此採銅所の神社は香春の別社として古來豊姫神社と稱する社にして其が姫古曾神が祀られまし且都努我阿羅斯等の慕ひ來りし社傳さへ確實なるにも彌よ豊姫神と姫古曾下照姫神と御同神なる事異義なき者なり

また上の社傳に記せる神武天皇の御兄三毛入野命の新羅國に渡りませる事は姓氏錄右京皇別の部に新良貴云云葦不合尊男稻飯命之後也是於新良國即爲王稻飯命者新羅國王之祖也」とあり。かく此書にては稻飯命とあれども日本紀古

事記にて常世の國に渡りませしは三毛入野命とあり御兄弟の間傳へ栗田氏の説にも

北史の新羅傳に其王は本百濟人海より逃れて新羅に入り遂に其國に王たり」と有り是御毛入野命を謬りて百濟人と傳へたるにや」と有り今按するに新羅と任那は同地方にて親く堺を交へたれば此説或は然るべしまた阿羅斯等命の事をも同姓氏錄左京諸蕃の處に大市首任那國人都怒賀阿羅斯止之後也」とあり栗田氏の説に大市と云は倭名鈔大和國城上郡の卿名に見ゆ之を貢へるならむ」と有り是に出て按ふるに阿羅斯止命や少時大和に在住の間或女に娶て生たる子なごより孫裔

傳はり大市氏の祖となりしにや

阿羅斯等の事跡や左右紛雜確定に苦しむ所なるが今聊か余の推量を以て定むるに  
此時代は口實を以て萬般を傳へしより韓人の渡來など大抵彼も是も一人の様に傳  
ふる事なごも有けらし。されば崇神紀の本文なる蘇那曷叱知は任那國の國使に  
て姓氏錄左京皇別吉田連の下に記したる三巴汶の地を獻つり大將を請ひ申す事の使  
にもや有けむ。されば彌摩那の國号を賜ひ赤絹を賚せしなど皆蘇那曷叱知なりけ  
むを阿羅斯等を交錯て其本國に復歸せし様傳しならむさて阿羅斯等と日矛は同人  
なりけむが實の名にて日矛とは上に云借稱にや有む其が來朝は假に崇神帝の朝の初と見れ  
は垂仁の御代の末までは凡そ百五十六年に及べは五代の孫田道間守が朝に仕ふる  
にも至りしならむ彼漢國の金印を受しと云後漢の光武の中元の年も是亦百四五十  
年の後なれば同く四五代の孫にや有けむ亦日矛の渡來を垂仁の三年とするは蘇那  
曷叱知の歸國に混れて斯記せしにや斯見なば彼是に支吾なく有むとぞ思はる  
蓋し上代の人は大抵百歳以上存生せれど比較しては子は早く生みけむ日本武尊の三十歳にして崩じまし  
に御子等の數多ましにて察すべし。されば數代の祖と數代の孫と同時に朝廷に仕ふるなど有けらし夫

にまた云日矛は既に云とく數人にわたる名と見る時には。かの筑前風土記に見わたる五十跡手  
の奏せし意呂山に降りし日矛は元祖の日矛にて來朝せし阿羅斯等の日矛は後の日矛と了すべし

### 第十四 高良神社祭神及び三沼君の説三瀨の起原

猶此筑紫の地にして高照姫大神即ち姫古曾神の御經畧の舊趾ならんと思ひよらる  
、處は筑後國高良の神山なり抑も此高良神社祭神の説は神社叢錄に鈴鹿氏其説を  
述て云「當社按に高良神社祭神の事は武内宿禰と云が舊説にして異論も無きを今に至り  
連胤が臆斷を述むは神慮の恐あれと云云中略其玉垂命てふ御名式の神名帳より外に  
無く武内宿禰の別名と云事も他の書に見ゆ抑も玉垂命と稱へ奉る語勢唯々女神  
どのみ聞ゆるに非ずや諸社根元記諸神記等には高良者藤大臣連保之御事也神号  
曰高良玉垂命以于珠滿珠令奉行之故奉号玉垂命住吉明神之化身也中略  
て此玉垂命と申すは比賣許曾神亦曰下照姫に在て高良山にては玉垂命と稱へ香春峯に  
ては香春神として祭りしにこそあらめ固より相殿には八幡住吉武内宿禰も祭るべ  
し民部省圖帳殘缺に高良玉垂、官所祭玉垂、命也天平、年紀武内宿禰荒木田襲津彦

爲相殿とも見たり然るに武内宿禰を主神と成し來りしは彼蕃神てふ事を嫌ふ中昔の時勢にて比賣許曾神の主たるをかくして武内と云習ひたるが竟に公家にも及ぼしたるなるべし中略武内宿禰と玉垂命一躰異名ならば石清水を治め處々の八幡宮の末社に高良と宿禰とを別て祭るべき由縁無かるべし云云以上鈴鹿氏の所説余は此説を云得たる説と首肯せり但其間鈴鹿氏は比賣古曾神を何くまでも蕃神の卑しき神とせり是余が所見と異なる所なり抑も姫許曾神は大国主神の御子高照姫神なることは上に云へる説にて更に異義無きなり。さてしも高照姫神や彼天若彦の妻と爲まじしこそあれ御雙親に繼して幾千の年の間國土の民を開き導き其生業を興へ萬般を自由に幸福とし若國魂とさへたへられまじ後には大和國飛鳥に鎮まり可夜鳴身神と崇められ永き皇位の御守となりはた韓招の幽契を遠き世に果し外國々を引寄給ふ洪大の功德ます御神なり豈外國の神など侮蔑言に云べき者かは亦今一項尤も興味有る希説こそあれ其は宗像大宮司氏俊の文安元年騰寫せしと云宗像神社古縁起と云に「宗像、先祖強石將軍與住吉大明神、親子土成天垂跡以來三

千貳百歲或現神躰或顯人間異類於征伐皇敵率伏玉事七度也中一日帝大臣常遠課諸國在々堀池塹堰沼水筑後國三妻郡内仁港瀦今堀緒二字瀦郡斯時也筑前怡土志摩兩郡南山中同堤水城瀦流滅彼異賊矣今按に「一日常遠の二字こゝろ得かたし脱字有るべき歟」帝大臣の下

以上の文頗る怪神に似たるも往々實蹟に符合する者有り今之を粗釋了するに宗像の先祖強石將軍は姫大神の神武を褒美せし稱ならむ住吉大神と親子と成てとは幽冥中住吉の神と靈德を協合せ醜敵を伏し給ふを云なりさて三千二百とは荒漠の言ながら其大國主神に配して國土を鎮撫し給ふ歲月は必ず數千年に亘しならむ其間幽顯に出没し或は神明として威靈を顯し或は人間の君王として保護を施し給ふを云なり偕は各地に水城を鑿ち築きなご内叛外浸を防禦し給ふ也そも九州地域は古へ東海姫氏國とも瀛洲とも稱へ姫大神の根據として支韓に向ひ帶方を操縦したまふ所以さては此糸嶋の郡や西北に突出せる地なるにも怡土志摩の南方の山雷山に神籠石と共に水城の舊跡存ト當時の水門の故趾往昔を想像する

に足る者有り云水門は雷山と長糸との二村の間に有りて所謂眞吉備の朝臣の勅を奉り勝寶四年築こと云怡土の古城の城址の傍に根石を残り「と續風土記及び拾遺にも見ゆされと近來兒玉琢か云へる人の説と云に怡土の古城址は雷山のにありき高祖山なる原田氏の城址を怡土の古城の趾なるべし雷山のは遙に上代の所爲と見ゆ」と云へりこぞ然れば其雷山乃を文安宗像古縁起に云所の者に拾遺に根石残り東西に連ること云それ實に神世の遺物ならむ歟

次に「三妻郡内仁港瀧三箇所」と云者余や該郡の地理に暗ければ能知る能はざるは遺憾なり推考ふるに宮本村の邊にや宮本村は筑後志に玉垂神社有りて往昔玉垂命の御船を撃ぎ給ひこと云老松今に有りされば御船山と稱ふるとぞ亦少さか阻りて高三瀧と云も有りて此地は玉垂命の御廟地など云傳へしと云凡て郡中牟田と云地名の各地に有る其池瀧の漸次埋りしを云者にや然して此池瀧を鑿ち給ひしや全たく其根據たる高良山を海灣より揚陸し浸し來らむを防禦給はむの由にぞ有らむ

抑も高良山の神域たる筑後志にも「當山は本州の中央に在て本州は又九州の中間

云云西に面し東を背し嘗て三韓叛襲の不虞を護る所に在て實に國鎮藩屏の奇蹤なり中山頂社地の周圍方十町を限り巨石魚貫てり是を神護石と云俗に蓮華石と云は非也蓋明神此山に鎮座有し時此石を疊て其中央に地を止め給ふと神縁起に見ゆたり」と有り此謂ゆる高良山の地理形勢より察するに神籠石を築き彼三瀧を構鑿ゆるなど斷して人皇以來の事實とは見難く。されば三韓叛襲の不虞を護ると云が如きも猶神世の事なるべし。さては上の宗像古縁起の文に由るにも宗像大神御母子御在世に斯を九州中央の根據地と東海姫氏國の名勢を振ひ東洋を纏絡給ひし神山なりしや違無くぞ考へらる。さて御自身は主と宗像に座てより其蹟は高照姫神を專と此山に鎮まり外に向ては四裔を服し皇猷を衛り内に對しては民生に祉ひし厚産の道を與へ給ひし事と見ゆたり

又神代紀の一書に云云所生三女神者云云號曰道主貴此筑紫三沼君等祭神是也」と有り是亦いと由縁ありて聞ゆそは通釋に云「水沼君は天孫本紀に饒速日命十四世孫物部阿遲古連公水間君等祖」とあり此人は宣化欽明の比の人と同紀に有また物部膽咋宿禰

七世の孫なる由も同紀に見ゆて筑後國三井神社は其祖膽咋宿禰を齋奉れるに相殿  
内宿禰 三女神を合せ祭りて神主となれり云へる説有り」と見ゆ今按ざるに物部  
 膽咋連は神功皇后の征韓に際し武内宿禰と共に仕奉りし人なれば純ら此神に願奉  
 る事など有り御魂を給り此社に後に配祀せしにやあらむ神社殿録筑後國の部下に  
 「物部神」祭神物部氏の祖歟在所詳ナラズ(神位)古文書ニ御井郡正五位下物部名神  
 云云位記紛失天慶七年四月ごあり「又高良神考に云しるす玉垂命は物部膽咋連な  
 るを知るそは祠官の説に武内宿禰と與に應神の朝に實に左右輔弼たり云筑後志  
 畧ニ曰玉垂命三十一世孫曰物部保續保續長子保義始爲大祝其後裔爲鏡  
 山氏保續第四子保通爲大宮司其後裔徙御井郡宗崎因以宗崎氏焉と見ゆ以  
 上諸説を參考するに高良は主祭神は高照姫神にして武内臣膽咋連トを配祀し祭  
 れる云は違無かるべき者歟さて大祝の家は膽咋連の裔孫と聞ゆたり  
 猶筑後國神名帳に三瀦郡從五位下宗形神正六位上玉垂媛命と見ゆ近郡かけては宗  
 形と稱する神社七八社に及びり是等能其由緒を尋ねは必ず其証を得べきなり左右

此國內殊に此三井三瀦の兩郡等は宗像御親子の神に縁故深き地なりと察すべし  
 此高照姫神をまた近江國日吉神社の秘末社社中に祭りて聖女宮と稱す云そは三  
 井社註式に「日吉末社聖女稻荷秘説」と見ゆ又日吉社神道祕密記に「聖女宮女形本  
 地如意輪神功皇后是也云云神功皇后御本地神代下照姫是大已貴尊之御女也」な  
 る見ゆ此神功皇后御本地と云て例の佛者の筆法に出て妄談らしく聞ゆるも彼皇后  
 御征韓の時此下照姫の大神の御魂を皇后の玉体に寄せて種々應護し給ふ事の傳へ  
 有て斯は記したる者と聞ゆ總て姫大神御親子の皇后及び應神天皇に神靈を憑て征  
 韓の御事業を完結せしめ給ふ狀情誠に此の如き者なりけらし詮ずる所初め日矛に  
 靈幸ひて我國に來歸せしめ其が果しては神功皇后の御生誕となり遂に韓國の降服  
 東西の融通に至る者高照姫大神の妙資のせしむる所也  
 猶日吉の末社にて此神を聖女宮と稱へ宗像大神を聖眞子と稱ふる是此御母子の靈  
 徳の神聖不可測にますを頌美して稱へ奉る事と見ゆ。そは日吉山王新記に聖女宮  
 を註して云「託吾非凡女聖女也依神語也」と見ゆ然れば神の託宣によりて聖

女は稱する事と聞たり是より推すに肥前國杵島郡聖嶽は宗像大神を祭りたる山なるに古來之を聖嶽と稱する亦聖眞子聖女宮の御名稱に符合する者歟さて同郡孃子山は或説に此御母子のまじくたりしに依るご如何有む抑も古事記なる出雲神族の御裔に遠津山岬多良斯神と云がますを古人の説にも遠く西陲山崎など行きわたらし虫々の民を開き生育を足はし給ふに由る神名ならむと有るは。いかにも然る説と聞ゆるにも是より推て云はむに此宗像大神及び高照姫神の彼西陲の國々など征わたらし未開の民を教化し給ふにも。いかに聖徳充足ひましくけむ。さればこそ聖眞子とも聖女宮とも稱へ申したる事と想ひやらるゝなり其功德の神聖なりし眞に察すべき者有り

### 第十五 支那上世に傳る我國光景及び秦氏の歸化

以上大國主神より高照姫神まで續次支韓の國に往通ひ開造しまし、事は大抵四千年乃至五千年以上の大古に在る事なれば縱へ支韓に其事蹟遺りあるも。そは總て

存ずるが如く亡するが如く其文獻の徴するに足る者無きに至れり必竟彼土の人士の風として少か後の事實に擬して不確實なれば怪神として取らざるが致す所なるべし。さはれ其經書にこそ取らざれば彼緯書と云側の書共に如何にも我皇洲の上世を云へる者なりと察せらるゝが彼是に見たり是はた我神聖の交通の上世に繁かりし一證にてよろしく好古の士の講究すべき價值ある者といふべきなり今聊さか試みに其推了の及ぶ所を伸るに

其は列子湯問の篇に云勃海、之東不知幾億万里、有大壑焉、其下無底名曰歸墟、云云其中有五山焉一曰岱輿二曰員嶠三曰方壺四曰瀛洲五曰蓬萊云云其上臺觀皆金玉其上禽獸皆純縞珠玕之樹皆叢生華實皆有滋味食之皆不老不死所居之人皆仙聖之種一日一夕飛相往來者不可數焉」と記せり以上勃海とは勃は深くヒ朝鮮樂浪の東面則ち日本に向へる峽の海を云なり幾億万里を知らずご云は例の存びるが如く亡するが如き毎度ある緯書の筆法なり是凡て彼土の往昔日本を神仙の國と見做しより云者なり大壑とは日本海の朝鮮に向へる邊

潮水の地底に朝夕吐吸する一大巨壑ありと云者是なり之を掃墟と云こは海潮の歸し會する所にて謂ゆる潮の八百重なり其中の五山といふ者先方壺とは今の四國伊豫の二並嶋なり瀛洲とは今の西海九州なり蓬萊とは則ち本洲なり然して岱輿員嶠とは今の北海道千嶋等なりや有む此説史記山海經其他彼是に多く見ゆて大抵大同小異なり

又我富士峯を云へる者と覺しきが同篇に見ゆたり其文に「禹之治水土也迷而失塗謬之一國濱北海之北不知距齊州幾千里其國名曰終北云云當國之中有山名壺嶺頂有口狀若員環珠玉數員爲環連之狀也名曰滋穴土氣和亡疾厲人性婉而從物不競不爭男女雜遊不媒不媾云云不天不病有喜樂亡衰老哀苦其俗好聲相携而送謠云云周穆王北游過其國二年忘歸云云管仲勸齊桓公因游遂口俱之其國濕朋諫之曰君舍齊國之社稷從戎夷之國乎此仲父之憂也桓公以此言告管仲仲曰此固非朋之所及也世と有り

以上を亦案するに禹王が水土を治めしや大陸はまなり海外と云へとも博く洲土の

在る限りを探らむと探險的に海に航し樂浪海上より東北に嚮ひ進行して我北陸地方に到りしならむ未開幼稚の時代とて幾千万里を知らざる狀に感せられし事なるべし。さて山を壺嶺と云ひ頂き口狀と云へるなむ決なく富士峯の形狀を其洲土の民人の語る所に得て傳へ記せし者ならむ彼山の頂き噴火口の形狀如何にも壺の如くにして正中甕の如く穿たれ巖峰連り環りたる宛然員環の文字を擬へきの様なり。さては其實地を探りしの話柄に出たるや知るべきなり蓋し大古神人の往通の數はなりしが想像せらるる者あり義楚六帖に「有山名富士亦名蓬萊徐福止此至今子孫皆曰秦氏」こも見ゆ其天せず病せず喜樂して衰老哀苦無しと云類我國の上世素盞鳴大神大國主大神の時代より瓊々杵尊天降葺不合尊の御世の終まで不老不死の國と稱せし世の事實誠に斯の様にぞ有けらし彼管仲が廣聞多識なりし我東方の國風を傳聞して一たひ游觀せむ事を欲せしならむ濕朋が之を諫めしは尋常忠實の人の思想より斯止めしは。さも有るべき事なり管仲又之を評して彼が及ぶ所に非せと云しは其人物の頗る等差有しが知るべし也

また論衡に「周時天下大平越裳獻白雉倭人貢聖草」と記した云「成王之時  
 儂貢暢」とも有り此聖と暢とは同物にて説苑に「天子以聖爲贊聖者百草本  
 也上暢於天下暢於地」なともあり書の洛誥の註に「黑黍曰秬釀以聖草」  
 と云易の註には「香酒也」ともあり抑も此事論語の註なきにも見ゆて彼國にて天  
 神其他を祭るに其降神の式をなすに此聖草を鬱し糞合せて香氣芳郁ならしめ黑黍  
 の酒に和して地に灌ぐに香氣空に昇るや則ち神靈感ずて降臨する所以なり此草或  
 説に我伊豆國の八丈嶋に生植すと云へり然るや否やを知らず

以上の他山海經に南倭北倭と云前漢書に「樂浪海中有倭人分爲三百餘國以歲時  
 來獻」とある類より推すに秦漢以後の交通は更に云までも無く周世以上に於て我  
 國が開關以來既に常に彼國に交通して名を知られて有しは相違なき事なり而して  
 其來獻と云貢朝と云類是等皆我皇室の關する所にあらずして全たく僻陬の酋長等  
 が使人を發して彼の王都に通せし者と見ゆ其は彼都怒我阿羅斯等の來朝せし時穴  
 門の國人伊都々比古が國王なりと稱せしと怡土縣主が漢國に通ずて金印を受けし

類にて知るべきなり

僭斯く爰に上世我と彼と交通の回々なりしを反す復す伸るも上世既に神聖のしは  
 往通して融和を諷り給ひしを確實にす得せしめ二ツには猶かの韓招の天契や  
 所謂因縁果報輪回と云様に年代を経て終に結局に到る所以を世間に悟覺せしめむ  
 との概意なり抑も因縁果報輪回と云妙理は固より佛法の專有せる者にあらす是則  
 ち天地間人生の共有する所の道理なり將猶以下に立返りて我國の古乘の記す所と  
 彼國傳ふる所とを參證交も引きまよへて其天契の符合し到れる實象を賤の小手卷  
 繰かへし〜も江湖に悟了せしめむとする者なり

其は熟々接がふるに既にも云が如く凡て支那上世洲土を創造し草昧を開きしは皆  
 我神聖なりと觀るに俱に總て大昊伏羲氏女媧氏夫妻を以て始祖とする事何れにも  
 異義無き者にて堯舜を始め彼唐虞の五臣と云類皆此系統に出ざるは無きなり然し  
 て此五臣は大洪水の國歩艱難を経て彼國再造の運に中つて各々國土人民の爲に大  
 功勞有しなり于茲天大之に酬ひて后世其裔孫皆天下に主として其果報を受けし



なりを先づ堯舜の帝位に昇しより始て左の如し  
 則ち大禹は洪水を治め洲土を平らけ民に安居を授けたり斯に始めて世襲の王室を  
 興じ夏の治世四百卅餘年を繼續せり次に契は五教を敷て衆民をして永く九族輯睦  
 の道を興へたり故に其裔孫夏に代り成湯商を興じ天下を知る事六百四十餘年に及  
 びし次に后稷は専ら稼植の道を教へて民命の其基を授けたり故に裔孫文武に至り  
 殷に代りて周室八百歳の王家を永續するを得たり次に皐陶伯益父子は堯舜禹三代  
 を助けて種々方面に向つて民に康福を興へたり干斯其裔孫秦の王家を開き周に代  
 りて海内を有ちたり是皆顧みるに天其功勞に酬ひて特に其福祉を孫裔に餘り有ら  
 しむる者なりけらし

斯云が中に秦の王室は僅に三世十有五年にして其帝統斷滅せるが其孫裔實は我皇  
 洲に來航して蔓り數は我神明の寵助を被れり其事實頌る其原縁因由有る者の如し  
 今少さか之を記述するに史記の本紀に「秦之先帝顓頊之苗裔孫曰女脩識玄鳥  
 隕卵吞之生子大業大業取少典之子曰女華女華生大費與禹平水土已成

云云是爲伯翳舜賜姓嬴」こ見ら其註に正義に云皐陶之子伯益也此知大業  
 是皐陶也索隱曰伯翳尙書謂之伯益」と有り竹書紀年に云帝啓二年費侯伯益  
 出就國」とあり之に據るに大費とは費に封せらるゝより稱するなり  
 然して大業大費父子の傳系の出る所を釋ぬるに其父は則ち顓頊高陽氏にして高陽  
 氏の父は帝乾荒乾荒の父は昌意昌意は黃帝軒轅氏の子黃帝は少典の子大昊伏羲氏  
 の孫なり。かく系を連属て見るに彼大費伯益は伏羲女媧夫妻より八世の裔なり。  
 されは我神聖宗像多紀理姬神事代主神よりは最親き神胤を傳へし所の彼五臣の人  
 々なりけり就中大費の伯益は此神胤を傳へて殊に其親しき所以も有つらむ借らも  
 大舜特に之に嬴氏を賜ひしなり

抑嬴氏と云は原海中三神山の一なる瀛洲より出し事と見ゆ山海經の文に「有青邱  
 之國云云是維嬴土之國」と見ら郭註に嬴猶沃衍」と有り然れば瀛州なる我日本  
 九州が姬大神の聖徳に依り萬般の沃饒に衍滿なるより云へる稱ならむ然して彼伯  
 益祖先の蹟を釋ね我瀛州に航り古を稽ふる事なご有し縁故に由り舜の斯く嬴氏を

賜ひしにぞ有るべき儲特に我國の神明の寵助をも賜はるに至れる者ならむ其母を女少典の子とあるが華と云は上に云如く日本に由る文字なればかたし我國に縁ある神人成けむ

儲此伯益の子孫數十代を経て遂に周の王室に代り帝となりぬ之を秦始皇帝と云然して其始皇帝の裔孫三韓を経て日本の歸化し來りて種族漸々蕃昌に及べりそは我古乘たる新撰姓氏錄左京諸蕃の上に「太秦、公、宿禰、秦、始皇帝十二世、孫孝武王之後也男功滿王足仲彦天皇（諡仲哀）八年來朝男融通王（一日弓月王）譽田、天皇（諡應神）十四年來朝率百二十七縣百姓歸化獻金銀玉帛等物云云即使養蠶織絹云云柔軟温暖肌膚賜姓波多、公」と見ゆ猶雄略天皇の御世に至り秦、公酒朝に仕へ奉りて恩寵を被れり爰に天皇分散せし秦の種族の民を集めて酒公に給はりしかは酒公大に喜ひ之を率ゐて絹を織り筥に盛て貢つるに岳の如く大庭に充積たり故大皇甚た嘉し賜ひて号を宇豆万佐と賜ひしとなり是より秦氏漸次に蕃榮たり門族頗る廣まれり酒公とは酒を醸す技能なご有しにや古事記の須々許理或は此酒公を云か然して古語拾遺以下の書に記す所此酒公の絹帛を奉りしより以來年々に彌増し諸國乃貢獻と共に充積む爰に

雄略天皇の御世に及び八丈の大藏を皇宮の側に構へ造る則ち大藏の官を置き酒公を以て其長官となす是より秦氏に長藏連と云も有る事なり

さて秦氏の系圖にては始皇。故亥。武孝。竺區。宋孫。法成。功滿。融通とあれど秦始皇の世より應神帝までは五百年に幾ければ八代にてはいかゞなり三代實錄（元慶七年）に秦始皇十二世功滿王とあれは三世孝武王と有るは十三世の誤なるべし新井白石の説に三韓の辰韓は秦の亡人の乱を避けて逃れ來れるなり故に秦韓とも云へり始め始皇世二年太子扶蘇をして軍を上郡に監せしむ始皇崩し趙高乱を起し扶蘇に死を賜ふと云爰に孝武を始皇三世と云は此時扶蘇ひそかに遁れて辰韓に來り馬韓が土地を與へしにより従ひ來る秦民と國を立て其子を孝武と云しにや數代の後功滿融通が時に至り其民を率ゐて我國に歸化し來りしならむ云云意を取り文を約めて之をしるす今按に此説然るべし然なくては百二十七縣の民庶を一團に纏めて率來らむ事は尋常にては難き事なればなり

さて斯秦氏の人々が日本に舶來り漸々蕃昌し且種々神明の祐護を被り關係の深き所以の者必らず原因の有る者あるべき歟先づ其不測の祐護有しを云へば欽明天皇

紀に云天皇幼くます時或夜夢み給はく人有り御枕頭に來りて云へらく天皇よ秦大津父と云を寵愛たまはば壯大に至りまじ必ず天下を知食なむと覺まして頻に秦大津父てふ者を尋ね給ひしに山脊國紀伊郡深草里にして尋ね得たりしを天皇召て汝何事を爲して斯く神の殊更告げ示し給ふ許の祐を得たりやと大津父答へ白さく別に申べき事も無し唯回に伊勢國に價商の爲罷りしに山路にして二の狼の噬あひ血を流すに逢ひたり臣不便に堪へず手洗ひ口すゝき祈つゝも汝貴き神なるを徒らに生命をな損ひを之間に入り引離ち血を洗ひて去らしめしなり是にや侍らむと奏上けしに天皇賞給ひ優く物給ひ皇祚を踐たまふに至り大藏の省に拜されて其家富饒なるに至りしとぞ

また此秦氏が至貴き社々に彼是關係り仕奉りしも必き其由縁有りけなり。そは先加茂神社にては本朝月令に引ける秦氏本系帳に初め秦氏の女子葛野川に出て衣裳を濯ひしに河上より一の矢ありて流來りしを女子取て家に還り戸上に刺置きしに於是女子夫無くして妊み既にして男子を生り父母怪しみ其夫を問ふ彼兒稍生長り

盃を執しめ父と思はむ人の差と云むに戸上の矢を指し屋の棟を折ち天に昇り去ると云戸上の矢は松尾大明神是也云云意を取り約め記す

次にまた同本系帳に松尾神社の事を記して云正一位勳一等松尾大神御社者筑紫胸形坐中都大神云云大寶元年川邊腹男秦忌寸都理自日崎岑奉請松尾又田口腹女秦忌寸知麻留女始立御阿禮と有り

次に稻荷神社は秦氏の關係れる事は二十二社註式等に引ける山城風土記に云へる文に「伊奈利と稱するは秦家中家忌寸等の遠祖伊侶具稻梁を積み富裕なり仍て餅を用ひて的とする者化して白き鳥となりしと云云此他彼是の書に此稻荷社を伊侶具始て祀る所として秦氏の人禰宜祝となり春秋の祭典等に供給する由等を記する何れも大抵大同の説をなせり

但し此稻荷は世の人出雲種族の神の祭られます社にあらずとして此説を爲すを如何と思ふめれと稻荷三座の中大宮能賣神と云は上篇云が如く神祇官中八神殿の祭神として則ち大物主神の一の御名なる時には則ち此社も出雲種族の神の祭られ給

ふ所なり。さて因に云抑も稻荷は日本の社稷なり則ち大宮賣神と猿田彦神は土地主宰の神にして社の神なり稻倉魂神は穀食の神にして稷の神にますなり而して或説に此神社元明天皇和銅の四年に秦公伊侶具の始て祀りし時には一座なりしが如しと有り若し然爲は其一座は大宮能賣神なりしならむまた祭神中一座を大市姫神と云説あり若然らは大市姫は宗像三女神なるべし  
 借以上を顧みて推考するに頗る牽強の説を爲すが如きも抑も云が如く彼秦室の始祖なる伯益は親しき我神裔なるのみならず乃祖顛頊以來瀛洲なる我日本九州の土に往來して宗像姫大神以下の殊史なる御靈を賜りけむかと斯て伯益其身は遂に許多の功勞有ながら帝位をも踐ず生涯を竟られしも福祿あまりて千歳の下秦室の興立に及びて發輝し帝家を開きしに僅三代十五年にして斷滅せしゆる福祿猶未だ盡さざり其孫裔再たび日本に還り來りて家門大に萌芽を發し漸々蕃榮然して斯く加茂松尾稻荷など出雲種族の神々の祭られたまふ社々に不測にも縁故を生ト關係り仕へ奉る事と成たる者ならめ然して皆これ幽冥より神々の招寄せたまふ所以有りて

一方には因縁果報を果し給ふと同時に舒ろに我日東の國の文明を開發し給ふもの  
 嗟妙なる哉

第十六 神功皇后征韓の由來仲哀天皇筑紫行幸

神明の幽契かく種々方面より發行し到る中に彼神功皇后の御征韓を幽契結果の一段落を視せし者なりそも息長帶姫尊御謚神功皇后の韓國を征服し給ひし其由來を纏ぬるに初め第十二代景行天皇の御宇十二年にあたり筑紫なる熊襲の國民叛きまづる事有と此熊襲と云は薩摩大隅の邊より肥後の西部をかけたの國名なりし今肥後國球麻郡大隅國曾於郡を其古昔の熊襲の名稱の名稱の名残りといへり  
或説に神世に火照命御弟彦火々出見尊と不和なりしも遂に彦火々出見の威力に壓れて屈服しまし、がおのづから子孫まで不平の心事遺傳せられて熊襲の國民となりて常に皇室に抵抗せる者と云それ或は然らむ 然して熊襲叛乱の及ぶ所は幾んど九州全域にあまねく豊前豊後の國々の不逞の民を煽ぎたて豊後の速見直入の縣より豊前の高羽の川上に及ぶ是を西陲の國々の反服常無きの最初なる

而も此地方此比より支韓の國と交通密かに行はれしより往々支韓の誘惑を受けな  
 ざしはく不軌を策りしならむ蓋し上代彼支韓の兇徒戎蠻等が我邊境を浸し、事  
 正史には見る所無きも野史の記す所管に二三のみならざるなり其は神明鏡類衆大  
 補任八幡愚童記其他諸社の縁記等に比々掲ぐる者は火無き所には烟の揚らざる例  
 にて必ず幾分の事實の有て民間等に傳はりし者ならむ就中開化天皇四十八年新羅  
 外寇二十萬三千人」と云が如き彼是に見ゆ二十萬三千人など例の齊東野人の誇大の言に出たるべけれど是此時代を内  
 外交通の發芽せし初なるにも或は浸し來る事なども有けらし然して山家要略記に  
 云對馬島者高麗國之牧也新羅住之開化天皇代從此島襲來」など記せり是等  
 固より據に足らざるも對馬と韓國は實に一峽水の交なれば此時代往通は既に數々  
 なりしなれば我邊備の等閑なりし隙を窺がひ彼が據る所となりしも知るべからざ  
 るなり彼山家要略記は後鳥羽院の御宇天台僧明眞の作せし處こいへば彼比までは  
 古書の傳聞も或は遺りしならむ

亦三國史記に「新羅始祖朴赫居世三年丙寅夏五月與倭國結好交聘」と云ひ

「同八年辛未倭人行兵欲犯邊云云同十一年倭人浸木出島」など記せり然して  
 朴赫居世の三年は我崇神天皇四十三年に當れるが此三國史記の記す所に由るに彼  
 來り我往き時々交際し或は襲來し或は進撃し交戦しはくなりし見ゆ是等皆此  
 西偏の熊襲なまが主として爲し、所爲に見ゆ其應接の頻繁なりしや察せらるゝな  
 り猶其支韓と我九州人と交通事蹟の確證とすべきは彼黒田侯爵家の所藏に係る漢  
 の委奴國王の印なり此印は好古日録以下諸書に見ゆ天明四年甲辰二月廿三日筑前國那珂郡志賀  
 嶋今は粕屋郡字叶崎と云地にて一農夫あり田間の溝を鑿ちたるに土中に大石あるを  
 さいし其下に石を三角形に圍みし中より一ツの金印を得たりし者なり文に漢の委  
 奴國王の五字あり其大サ方七分七厘厚サ三分弱鈕の高サ四分形蛇の蟠屈したるが  
 如し重さ二拾九錢強あり實に曠世の奇珍にて今侯爵家の珍襲となれり  
 さて此委奴國とは謂ゆる筑前國怡土郡にて今糸嶋郡古事記に伊斗日本紀に伊觀伊都風  
 土記に逸都など書ける地なり彼仲哀天皇紀に天皇を穴門の引嶋に參迎へ申したる  
 伊觀縣主五十跡手が國なりさて此五十跡手は自から名稱けたる如く高麗國意呂山

に天より降り来る日杵之苗裔と云へるより見れば彼新羅人日杵の孫にして豊前國香春に尋ね來り夫より移りて此伊都の縣主と成たるよや有るべき其れ素より韓國の民種なるより能く支韓の地理を暗むし同族田道間守も垂仁天皇の勅を奉給はり彼國に渡りて香菓をも取來りしにて斯く時々往かよひなれとより自から漢朝にも通じ封爵をも受け金印をも與へられしならむ其れ我天皇に對して恐多き理り故斯く此嶋地に埋み世の見聞を包し者ならむ

斯て歲月を経て仲哀天皇の御宇に至り二年正月息長帶姫を立て皇后と爲給ふ此皇后は開化天皇の曾孫息長宿禰王の御女子なり御母は前にも云如く萬城高領姫と申せり年幼きより聰明叡智にまじ御容貌甚美麗しく父の王も其御智の勝れたるを異みたまふ此時天皇皇后と共に越前國角鹿の行宮に座まししが紀伊國に到り德勒津宮にましゝに熊襲叛きて貢租をも獻らぬ故天皇之を討伐給はむとて使を角鹿に遣はし皇后に穴門國の國にて參り逢給へと宣じめたまふ二年六月天皇豊浦の津に着し給ひ皇后は同く七月に御船豊浦に着せり斯て七年が間此豊浦にまじく同八

年正月進んで筑紫に行幸したまふ

凡そ此御征韓に就ては諸書の記事最も繁多なり今此篇には其蕃雜を省略き其必要を取り且つ記紀などの記事中事實の略せる者を詳明するを要せり  
干斯岡縣主の祖熊鯨は天皇の車駕の到るを聞き百枝賢木を船の舳に立て鏡劔玉を懸かざり禮を整へて周芳國沙塵之浦に恭迎へ奉り魚塩の地を獻まつりき次てまた伊親縣主五十跡手其行幸を聞承て熊鯨と同しく五百枝賢木を船に立飾り同しく鏡玉劔を懸け禮を盡して穴門の引嶋に參迎へ奉り奏しけらく天皇よ此八尺の瓊の勾れるが如く曲妙に宇を御めせ白銅鏡の如分明に山海を看行せ此十握劔を提して天の下を平けませとぞ稱へ申しける抑此五十跡手其祖等こそ外國の封爵を受けなごもしたれ今其祖の過失を悔ひて斯敬みて仕奉りしより天皇之を美給ひて伊蘇志蘇志 謹勉の意なりミ詔たまひき故時の人則ち五十跡手が本土を号けて伊蘇國と曰ひこそ是怡土の地名の出來し原なり

さて天皇は遠賀の北の海を旋らし山鹿岬より岡浦に入ます今の水門時に御船進ませ

滯ふれり斯に熊襲妻さく此浦、口に男女の神ます大倉主菟夫羅媛神と云御船の滯  
 ふれるは必き此神の御心ならむと天皇則ち倭の菟田の伊賀彦を祝として祭らしめ  
 給ひし皇后はまた御船を別にして洞海今の若松港より内海に入らして御船を進められ  
 ちに潮干て御船進む事を得さりしかば熊襲恐かしこみ忽に魚鳥を衆め池に放ちて  
 皇后の御覽に入れ慰め奉る斯て潮満来りしまゝ御船を進めて岡の津にぞ泊給ひさ  
 然して同き廿一日には難の縣に到りまし因て香椎宮にぞまじくける。さて同年  
 九月に至り群臣に詔をちつ、熊襲國を討む事を議り給ふ  
 時に神まして皇后に託りて誨へ給はく天皇よ熊襲の服はざるをな憂へまじぞ熊襲  
 に勝りて寶の國こそ有れ美女の眉引なし見ゆる向津國なり此國に眼炎やく金銀彩  
 色、多に有栲衾新羅皇と云吾を祭り給は、又血ぬらず其國を得たまはむと誨  
 たまひき然れども天皇之を疑ひます御心有て諾をひ給はざる體なりしかば神また  
 託して偕は今皇后胎ませり其御子を獲給ふ事あらむと宣ましき斯て天皇は猶強  
 て熊襲を撃給ひしに得勝たまはき還まじき

同九年二月五日天皇御身を痛めます事有て其明日崩りましぬ於是皇后及び大臣武  
 内宿禰密に謀て敵の勢ひに乗む事を恐れ御喪を匿し則ち大臣武内宿禰中臣鳥賊津  
 連大三輪大友主君物部膽摩連大伴武以連に詔のり給はく今や天下天皇の崩御を  
 知せ若百姓之を知らば懈怠有むか竊に天皇の御屍を武内大臣に付て忍びて穴門  
 國に遷し豊浦宮に殯がりなし奉りき  
 皇后は甚く天皇の神の教に従ひまさずて早く崩ト給ふ事を傷みねほじ祟ります  
 神を知て財寶國を求めむと御心に誓ひ給ひ臣等百の寮に命のりして神の御怒を和  
 めむとて國の大赦をなし罪を解ひ過ちを改め更に齋宮を小山田邑糟屋郡の中也に造り給  
 ひ吉日を選びて三月朔日齋宮に入り自から神主となり給ふ則ち武内宿禰に命せて  
 御琴を撫しむまた中臣鳥賊津使主を喚て審神をなします因て琴の頭尾に高繩を置  
 きて請曰給はく先日天皇に教給ひしは誰神を願はくは其御名を知むと七日七夜  
 及び乃ち答へ曰給はく神風伊勢國折鈴五十鈴宮所居神撞賢木嚴之御魂天疎向津  
 媛命にいます亦問はく此神をれきて神いますや答曰給はく幡荻穗に出し吾を屋

田吾田節の淡郡に居ますが有り問白さく亦有り耶答曰給はく天於事代虚於事代嚴之事代神有せり問亦有せりや答給はく有や無しや得知らず審神者曰さく今答たまはず更に後に言給ふ事有なむ平對へ給はく日向の橘の小門之水底に居まして水葉も稚やに出居る神名は表筒男中筒男底筒男神有せり問まつらく有せりや答給はく有りや無や得知らずと遂に言たまはず

抑も此征韓の擧は實に我日本の漸次開發の緒をなす者から爰に此御教を爲給ひし神々は我國の開進發展に始中終關係深き神々にましますなり。されは此御誨の神々向津媛と宣ませる天照大神は固より天地萬機の根軸とます事なれば斯御誨有るは云までも無し彼遠き國は八十綱かけて引寄る事の如くてふ御誓ひにても知らるゝなり次に事代主大神は御名のまゝに此人間世界の百機千關物に體して遺し給はき知ろしめす故天に事知空に事知る事代主と宣ませるにて其御教や固より然るべきなり。さて大國主大神は顯國玉と此世を知しめす神なれど既に御在世より略萬般を此事代主神に委ね代表しめ給ひし故御自からの御教へは無かりしなるべし去るにても宗像大神

は謂ゆる道主貴とます御負荷の上よりしても必ず爰に御教の事の有るべき事なり然して下の皇后御凱旋の軍艦を難波に泊給はむとする時神々の此攝津の海邊に外船の守護の神と祀られまさむ事を乞し、折には天照大神に次まして稚日女神尊を活田に居らまく欲すと宣給ひき。さて此他の三柱皆御教有し神々なるより推せは稚日女神も前に御教へ有たるが終掲げもらしに成たるにぞ有けらし偕ぞ向津媛の御教の次何さか不審しき事の様なる

然して此稚日女神と申すは從來確たる説無くして舊事記其他に天照大神の御妹と云長承二年の大政官符なごにも然見ゆて疑ひなきが如くなるが。また一説に紀伊國高野山に座す神にて丹生津姫尊とも申すなご云へる彌よ訝かしく思はるゝなり播磨風土紀に國 堅大神之子爾保都比賣命とあるが皇后を御幸護ませる事蹟ありて由縁ある様なれどそも此爾保都比賣は伊弉諾伊弉冉の御子なれば天照大神の御妹と云も全く由々と共に御教へまで有むなご無きにあらねど猶いかゞしき書様にて垣山姫なる爾保都比賣が此際以上の神は有るべき事とも思はれず 決なく其神には非るべし此稚日女神は上にも少さか申す如く確乎に宗像大神の一の御名と聞ゆたり



斯て皇后は神の御教を承給ひて禊も無く信みましく彼兼ても神の乞はし、まに  
く水田大田を獻りて御祭祀あらむと思ほし審らかに此地方の地理を察し給へる  
に此地方を是實も貴く實も珍たき彼天津神地津神の許多顯れ出給ひと橋の小門で  
ふ上も無き靈地なるを御心に感し知まけむかし且此御征討の主と御守祐すは表  
筒男中筒男底筒男の大神にます體なるにも其御靈も必ずや此最初に出顯ましく  
える橋の小門にぞ鎮り座すとの御誨告なりしにも此地にて祭るこそ其感應も殊に  
深かるべきを御心に淺からず感けまじたりけむ

さて即て此那珂郡伊弉諾神の初めてみそぎましたる中津瀬より出たりけむ今筑紫郡に併せたりさて序に云此那珂の地名はしも彼なる橋の小門の  
土地に到りまじ爰に神領田を定めまじ佃らゝむるに先づ難河の水を引て神田を潤  
さむとれもほして溝を掘り給ふに迹驚が岡てふ地に及びて大磐塞がりて溝を穿  
す事を得ず皇后之を覽し武内宿禰を召し劔鏡を捧けしめ天晴天地も我赤誠を感得  
て幸祉給はむこならは此塞りを除かしめ給へと天神祇地を禱祈まじ、に奇靈なる  
哉當時盤の上に雷電はためきて其磐を二箇に蹴裂て中を開きて水を通しける故

時の人其溝を号けて裂田の溝跡驚の岡とぞ云ける。さて此溝の水は同郡山田村に  
在る那珂川の一の堰手と云より分け取給ふ水にて其水以下の村々十二箇村の耕地  
に灌ぎて其十二箇村の中央に仲村現人神社と云を鎮まり座しける然して其現人神  
社の祭神こそ則ち謂ゆる表筒男中筒男底筒男の三柱の大神にぞ、おはしける  
抑も此裂田跡驚の岡の事蹟や日本紀の史上に堂々明記せられ操觚者の大抵知悉す  
る所なるも其所在事實に至ては何く如何なる所以と云こと講ずる者甚た稀なる所  
なり今之を慥して爰に詳悉せむとするも事長ければ少焉措きて此次篇に再記しは  
た此地方や實に無比の靈蹟なる所以をも明辨せむとするものなり

第十七 皇后筑紫を平定し賜ふ併に櫛田大神の事歴

皇后は從來九重の深きに馴給ふ御身を以て今こそ有れ當時までは遠波渺茫行方も  
知らぬ外邦に内憂外患御身一ツに負荷ひて御心を決めて赴き賜ふなむ是小成に安  
むせぎ根を断て葉を枯す大謀に出給ふ者にて實も神聖殊勝の御所爲にこそ。さては

先此筑紫の不良の賊を克平らけ内に顧みるの虞無らしめむと第一着手に吉備臣鴨別を遣はし熊襲を降伏せしめ次に夜瀆今朝倉郡なる荷持田の村に羽白熊鷲と云ありて其力强健能飛翔りて人民を掠め害なふ奇怪なる兇賊あり之を誅戮し給はむとて檀日宮より夜瀆郡松峽宮に移す時に飄風御笠を吹墮しぬ時の人其處を御笠と云し即て兵を令して熊鷲を撃滅ほし給ふ其時左右人に我熊鷲を取得て御心安しと宣給ひし是夜瀆の地名の起る所以また此時にや有らむ大三輪社を立て軍衆の聚まらむ事を祈り給ひし其社今彌永に在また下朝座の地にして天照大神住吉大神大己貴大神事代主大神などを齋ひ奉りて其平定を祈り給ひしと云其神社延喜式神名帳なる三奈宜神社是なりと今其社兩所に在り斯て御軍を進め筑後國山門の縣に行啓給ひ女賊田油津媛を誅なひ平けましき其行宮今山門郡鷹尾村八幡宮を其跡と云是を高良の別宮と云も由ありて聞ゆ於是筑紫の國々全たく鎮靜に歸しぬるなり

また此際の事なりけむ神秘書に云度會神主等が遠祖大若子命弟乙若子命鳴鏑の矢を造りて息長足姫尊の三韓を征討給へる時に獻りしかは亦の名を加夫良居命と云とあり

云と見ゆをも此大若子命乙若子命は山城國葛野郡梅宮河内國志夫川郡また伊勢國度會郡沼木郷大間草薙神社等に祭られませる神にして伊勢度會の神主の遠祖にして天御中主尊十八世の孫彦久良伊命の子なり梅宮の社記にも亦の名加夫良居命と云とあり

さて此神のかく鏑矢を造りて故と皇后の御征韓に際し進め奉り夫よりして其御名を加夫良居命と負ましは必き伊勢皇大神の殊更なる御誨告などありて遙々此難の縣に下り來り奉り座し者なるべしさて此大若子命を亦大幡主命と申し又櫛田大神崇め申す事なり今筑前博多の鎮守とす櫛田神社の祭神櫛田大神は則ち此大幡主命を祭れるなり夫に付思ひよりたる説あれど頗る長文なれば横途に亘りて本文のたゆたひを恐るゝまゝ別に下篇に再述すべし

また皇后此御出陣に先たち宗像郡なる宗像の大神の大宮を拜み給ひ大神の其道主貴とす神徳をぞ祈願まじけむ。とは前に云へる對馬國なる宗像神社の社傳に大神より御幡を皇后に授け奉りまじたる傳へに依るにも必き然るべしまた此時今の

宮自嶽なる地よても種々必ず御祈りなきも有つらむそは此宮自嶽は其山の巔や此筑紫宗像にて最も西北の一隅に突出し一望万里視力の及ぶ限り入日の眼炎やく彼方に支那三韓雲歟山乎と眸にうかむ實に韓海を斥候ふよは便利此上無き地なれば當時此地にて軍機を凝し給ひし事なきも有けむ今も此山の峽上つゞきに對馬見嶽と云があるも對馬朝鮮一日に見わたす地なるよりの名なりけり

皇后は此年四月三日肥前松浦縣に到りまし玉島の里小川の側にて進食したまふ爰に皇后飯粒をとりて餌とし釣を垂て祈たまはく朕西の方財の國を求め事成らむには河の魚釣を喰へし則ち細鱗をたたまふて希見き物とのりたまふ故時の人其處を梅豆羅國と云今の松浦郡なり亦皇后は檀日浦に還りまして猶神洲の安危に關る一大事と危ぶみ思しめすにも神の御幸助を試み賜はむとて香椎瀉の海水に頭髮を浸し神の教果して驗あらは髪自から分れて兩こなれと祈給ひしかは則ちおのづから兩に分れたり便ち其まゝ結上げ給ひて髻となして群の臣等に詔玉はく今や師を興し外邦を討つ實に國の大事なり之を臣等に付て若事就す罪を群臣に負しめむは傷

き事なり。さては吾暫男の貌を假りて軍略を取らむ若事就は群臣共に功有む事就すは吾獨罪有むことを示し給ひし

亦將に御艦を出し給はむとして皇后親ら御鉢を取らむして軍士の号令し給はく鐘鼓節無く旌旗乱れなは士卒必ず整はす財を貪はり私をかへりみなは必ず敵の爲虜られなむ敵少なくとも。な輕ぞりを敵強くとも勿屈れそ奸暴がむをな聽しを自から服はむをば勿殺しを遂に戦ひ勝たは必ず賞有らむ背き走らむ者は自から罰有むとを示し給ひける爰に彌よ吉日を卜なひ定めて香椎の浦より前後列をとこのへ儀を正して御艦をぞ發し給ひける

### 第十八 新羅國降伏彼土外府制治高麗百濟歸服

皇后は香椎の宮御發陣あり同十月三日といふには對馬國和珥の津を立し給ふに自から吹風は帆に満ちて追手となり立つ浪は御船を催がして彼方へ送り海中の大小魚は悉々に浮みて御舟を護り進む狀なりし。さては棹楫を勞せず時日に移さず

新羅近くぞ進みける然るに御艦の押寄るまゝ海潮は進みて陸路を浸して。さし登るにぞ新羅の國にては國王を始め大に驚き斯る不測こそ此國開けてより未聞ざる例なれ。こはいかにと惑ふ折しも沖の方より我御軍艦舳前を並べて旌旗空に翻へり鼓聲波濤に響きて攻寄るに新羅王振さけ見つゝも我聞く東の方にし神國有り日本と云亦聖王あり天皇と云必ず其國の神兵ならむと兼てより日本の勇武は何ひ知りたり且懸てもねもほゆる事なるにも豈得防ぐべき一矢をも射せ自ら繩もて身を縛へ白箴を擧げて降伏の實をぞ致しける猶頭を地に叩き祈申さく今より以後長く天地と共に飼部みまひへに伏従ろひ船楫はさず春秋馬梳馬鞭を獻らむ又誓ひ白さく東より出る日輪の西より出て鴨綠の河の逆まに流れむまでも猶貢調を廢トとぞ誓ひける或人彼が陰に是まで我國を窺たるこそ悪けれ誅ト給へと奏しけるを皇后は否神の御教によりて刃に血塗ず服ろひ財らの國を得たるを殺しなむは不祥と詔給ひ其縛ひたるを脱しめ飼部みまひへに宥し給ひ遂に其國中に入て府庫を封し重寶を移さず専ら軍の乱暴を誡め給ふ

さて皇后の杖せる御矛を國王の城門に樹て永く武威を示し後の葉の徴とし給ひける則ち孝昭天皇の皇裔彦國尊命の曾孫大矢田宿禰が御供に從かひしを鎮守將軍として此國に留め給ひて守護なさせしめ之を内國と齊しき由にて其官司の府城を内津官家とぞ稱へ申しける

斯て御軍の威聲遠近に響き轟さける故高麗百濟兩國も恐れ畏こみ自から國の圖籍を捧げて服従來り永く西の藩と稱して朝貢を絶トとぞ誓ひける此二國の服従せしは實事なりと爰に新羅王波沙寐錦は其重臣微叱已知波珍干岐を我身の質とし奉つり仍金銀彩色及び綾羅鎌絹を以て八十艘の船に載せ皇軍に從はしむ是後の世まで八十艘の調貢永く絶せざる由縁なり斯彼國全く仕奉り御政治悉竟給ひけるまゝ一回に十月三日對馬國を發し給ひてより僅に七十日に足らず既に彼國を發途し給ひき同き十二月中旬には筑紫の國に歸り着せ給ひさて同十四日筑前國糟屋郡蚊田といへる所にて應神天皇をそ御生産ましくける後人其地を号けて宇瀨と稱へしなり當時は多々羅川入江となりて遠く宇瀨川に聯し故御船入江を溯はりて宇美にて御産あ

らせられし者なるべし。借其御胞衣を筥に納め埋められし所是則ち筥崎なりと云ま  
 た御出征の前既に御生産の氣まじくまを御歸朝まで御産の延させらるゝ様石を  
 取て御腹を鎮め齋はせ給ひし其石を怡土郡今糸嶋郡深江村に鎮祭し鎮懐石の社と云  
 斯て皇后は韓を征し給ふの明年之を皇后の攝政元年辛巳の年とす此巳の年の二月ま  
 で筑紫に御滞留有て各々の政事を竟給ひ同月穴門の國豊浦宮に移り給ふ斯て京師  
 に上り座むとするに斯に仲哀天皇の御即位以前に生ましたる庶長子に覺坂王忍熊  
 王と云が座り皇后其生えしたる皇子を率て上り給ふと聞て軍を起し皇后を撃むと  
 謀りてち給ふにぞ皇后の將軍武内宿禰と和理武振熊と謀り二王の軍を討むとせり  
 則ち武内宿禰皇子を懷きて紀伊國の水門に泊たり  
 皇后の御船は直ちに難波を指て進むに御船海中に廻て得進ます斯に務古の水門に  
 還りて占む給ふに其時先天照大神誨へ給はく我は御心廣田の國に居るべしと告  
 給ふ即ち山背根子が女葉山媛を以て祭らしむ武庫郡 廣田村次に稚日女尊誨給はく吾は活  
 田長峽國に居らむと欲すと因て海上五十狹茅を以て祭らしむ八郡郡福原庄 生田宮村に在次に事代

主尊誨へ給はく吾を御心長田國に祠れと則ち葉山媛の弟長媛をして祭らしむ八郡郡 中庄長  
 村亦表筒男中筒男底筒男三神誨給はく吾和魂は宜しく大津の沼中倉の長峽に居り  
 便ち往來の船を見て守るべしと告たまふ記傳の説に菟原郡なる住 吉の郷今菟原住吉の地爰に神の教のまゝに  
 鎮り座しめ給ふ故平に海を渡る事を得給ひき。さて彼覺坂王は野猪の害に遇て薨  
 りまむゝに忍熊王猶懲まに戦ひまゝが兩人の將軍の謀り事に陥り遂に湖に投  
 てぞ失給ひき故皇后は事故なく京都に還着せ給ひぬ斯て此御征韓の御成功を是幽  
 契結果の一段落神洲發展の第一着柱石たる者にして是より宇内東西の融和の端を  
 開き第二發展の緒を延出す事實を此以下に演述すべし

第十九 橋小戸の舊蹟併櫛田神社博多鎮祭の考

橋の小戸の事は上に聊か述たるが彼處にては全体行文に躊躇あらむ事を恐れ之を  
 停め更に爰に詳述する者なり抑も古典隨一天神地祇出顯の靈跡橋小戸の事は先づ  
 釋日本紀卷六住吉大神の下に「私記云上案神功皇后紀云云三月皇后親爲神主云

云對曰 於日向國橋小門之水底所居而水葉稚之出居神名、表筒男中筒男底筒男神之有也時得神語隨教而祭之然則此神本在筑前小門」と見ゆ亦二十二社註式にも住吉大神其荒魂在筑紫小戸」と記せり舊疏にも此まゝの文をのせたり是に橋小戸の舊蹟の筑前なるを察すべし。されば日向國と有るは何くにも日向朝日の直指地を云事にて日向國の橋の小戸と云はどの義なり。さて此時皇后の爰に祀らせ給ふは其神の語に橋の小門の水底に居る神と有しに據りませるにて是此地の其舊蹟なる第一の徵證なり次に上にも云皇后の此神の神田に灌ぎ給はむと本郡山田村なる那珂川の一の堰手と云を築きて導き給ふ水則ち裂田の溝を過て灌げりが此下なる村々十二箇村の耕地に注ぎ其村々の中央にますが此三柱の神にませり。さて此三神を何くにも住吉の神と稱ふるを此仲村の神社のみ現人神社と稱ふるなり抑も他にては攝津國住吉に鎮座後の神名に依て申すを此仲村のみ古代よりの神名に隨ふ是此地の小戸なる證の第二なり現人とは万葉の歌にも見えて御征韓の時御船にして常に人と顯れ守り給ふに因るなりまた此舊那珂郡今は筑紫郡地方に其橋の小門にて伊邪那伎神の身出顯し給ひし神々の

皆今に鎮ります御社有る事なり其は先づ万葉其他の歌などにも有て世の知りたる斯香の皇神は海積三柱神に座して此海の向ふなる志賀の嶋に鎮座せり此嶋今は糟屋郡なり則ち式内大の社にて全國中海積神社の第一根本の社なり此嶋は神職をはじめ村民大かた安曇氏の家共次に此郡に上警固村下警固村と云が有て上下共警固神社と云へる社有るが其祭神は大直日命神直日命八十禍津日命三神なり是亦同時出顯の神なれば此地の小門の舊蹟なる證據の第三なり

因に云警固と云村名の出所は古へ此地方に唐船入津し或は支韓の賊民などの浸略に備ふる爲警固所と云を置しに出づ。そは三代實錄貞觀十一年二月の處より右近衛中將太宰權少貳坂上瀧守を太宰府に遣はし鎮護警固せしむと見ゆ亦瀧守の奏言に「謹檢博多是隣國幅湊之津警固武衛之要而擲與鴻臚相去二驛若兵出不意倉卒難備請移置統領一人選士四十人甲冑四十具於鴻臚又謹檢承前撰士百人毎月番上」など見ゆたり按に擲は太宰府を云歟 鴻臚は博多の鴻臚館也と所は今福岡舊城内營所の在る所にして舊本丸にて最も高き地あり古へ警固神社此地に在し也

舊藩馬田家築城のさては外寇警固の義より警固神社と稱せしならむ上警固村は古へ  
際今の地に移す  
那津とて海灣の奥にて外船も泊し故爰にも祀りしならむ

次には此地の地形の小門を稱するに能適へるなりそも此那珂川に云は筑肥の兩國  
に跨りたる脊振山より出たるが此安德村の地に到り御所原に向へなる西隈との東  
西兩岸相迫り警簞流れを隘めて。いかに小門と云べき地形をなせりされは古へ  
より此地方を警瀨とも警門とも云へり今も此邊を岩戸河内と稱せり 是小門の舊跡と云の證の第四  
なり

此警瀨といふは齊明天皇紀七年の所に天皇筑紫に行幸警瀨の行宮に座すと有る  
地なり其趾は上に云安德村なる御所原是なるべし此地は原田種直の在城せし所  
にて安德天皇も少時行宮と給ひし古驛舎にて延喜式にも見ゆ  
亦橋と云事は或説に立警端の由にて上に云河の兩岸岩立向ひ其出鼻對して小門を  
なせらば由ると亦一説に總て山の出鼻を岳端と云此筑前にても立花と稱する所二  
箇所有り一ツは糟屋郡に在電門若杉大鳴など相並ひ 一ツは糸嶋郡一貴山浮岳をどの西

北端なり。さては此地も安德西隈の山の端相向ひたるより岳鼻と云なりと此兩説  
何れにても適ふべし是小門の舊跡と云證の第五なり

此時皇后の御心には確實に此所を小門の古跡とは信なひましけむかし然らずは斯  
まで聖衷を勤しめ玉體を勞さ此現人神社の爲に大造なる堰を築き河水を導きなど  
務め給むやは是厚く此地の小門の舊蹟にして此大神の出顯地なるを信なひ給ひし  
に依る者なり其は彼山田村の一の堰手や其工事の幾ど人爲とも想はぬ程の者にて  
其堰の長サ八十餘間に亘り川を斜に築切り自然石の大抵三四尺より壹間に餘りた  
るを幾百とも知らず並たる其中に兄弟岩とて大石高サ壹丈許なるが二ツ川中に在  
り村翁の口碑に皇后之を築き給ひし時川上より大石流れ來り人力を勞かず大堰就  
けるに最後に流るゝ石を停めむ事を天に祈り給ひしに此二石自然に起立て衆石を  
留けるとを語り傳へたりと。さては是も其舊跡の證の一ツとして第六に充つべき  
なり。また此山田村の伏見神社は祭る所淀姫神謂ゆる下照姫の神なり 神功皇后武内大臣祇園大神をも合  
せ祀ると云山城の國伏見の御香宮より移し齋ひ祀りし由續風土記等に見ゆたれど

熟ら察するに皇后かくまで聖慮を勞きて築き給ひし地なるにも必ず古來其御祠も有けむかし儲御香の宮よりも御靈を遷し合祀り申し、なごにや有む亦其古來よりの神職の家は其時御隨供に仕へ奉りし佐伯氏の人を永く其祠官に定め給ひし佐伯氏は姓氏錄左京神別「佐伯宿禰」大伴宿禰同祖道臣命七世孫室屋大連公之後也」とある此家系なるべし今に現人神社住吉神社の祠官共に佐伯氏にて元と同族の家なり是亦舊跡の證とすべき第七となすべし

斯てまた右橋小門の事と共に上に緒を擧て説を竟らざりし櫛田神社の件は猶能觀察るに蓋し彼大若子命の遙々此筑紫まで鏑矢を持ち下り來て皇后に捧げまつり其名を加夫良居命と負まし、迄の事決して一個の思想より思起し給ひし事には非るべし其は皇祖の御征韓は能ふべき限り天皇の崩御と共に隱密に秘し給ひしなれば世間に衆の知るべくもあらざり且御征韓は兼てに想し立しにもあらず天皇崩御の後神の御教有て自種々神驗を試みまし夫より彼是内地の賊を撃平らけ彼熊襲をも全く滅はし。さて後にぞ征韓の軍御發布は有しならむ儲は三月に神の御教有りて爾

來三四箇月は内國征平に暇明不しならむにも七八月比に征韓御發露を見るに既に十月には御發船有しなれば當時行通音信の不便なりし伊勢と筑紫と遠く阻りたる若子命は殆ど御征韓の事は終に聞及ばれざりし程ならむ然るを斯く御發艦の前に不意到着し奉られしは必ず皇太神宮の夢の御教などありて然しも鏑矢を持下られし事ならむ左にも右にも尋常ならぬ事なりし

儲しも觀願らすに抑も皇太神の八十綱打懸引寄せつゝ、宇内を纏め白雲の向伏す限りの國々より棹楫干ぞ青海原船滿つゞけて參出到らしめます御誓は今ぞ斯角組そむる此御征韓なるにも殊更神靈を籠し鏑矢を奉らしめ賜ひしにて反す復すも尊く畏き事なりけり儲は皇后も豈に忝くも尊くも思食たりけむ

斯て御歸朝の後皇太神宮の御靈を齋ひ祀らしめなご給ひけむ抑も此儼縣なる博多の津は日本の東北隅支韓に打向ひて位置し上長豊の海峽に聯なり將來行通尤ごも頻劇なるべき要地なるにも大若子命の皇太神の御依しを受けまし、神契のまに

く鎮りまして斯は此地の鎮守と今に神威赫耀さす事ご想像れ侍る此大若子



神の御系統を云へば天御中主尊十八世の孫彦久良伊命の御子なり垂仁天皇の御宇越の國に阿彦と云凶賊有しを此命に勅して征伐せしむ命則ち幡を擧て輒く退治の功有し故大幡主命の名を賜へるなりまた此命倭姫尊の從ひて國を見巡り給ひし時倭姫の御櫛田に落ちたり後人其所を櫛田と云さて大若子命を櫛田大神と稱へ奉ると云石城志に云天慶四年小野好古藤原純友を追討の時此津東長寺の阿奢梨尊圓ご心を協せて山城國なる祇園大神を其相殿に齋祀ると云へり昔は二月十五日神幸有りて沖濱夷社に渡御北狄退治の粧ひをなしと云是も大若子命の當昔をまねふ上代の遺風なりしにや是に由るに櫛田大神の博多鎮座は外國鎮護に大に由縁有る事成べし

## 第二十 征韓の結果より發興し來る文物美術の進行

上に掲げたる神の御誨示に寶の國有り眼炎く金白銀彩しき色多に在と宣給ひしは當時の幼稚的に隨ひ宣給ひしにこそ有れ實は眼前の形より以下品物の事のみならず高尚の道理開進の知識工伎人生の歡樂美術の色々を兼包みての事にて其は此二

十世紀の今日に比較すればこそ有れ神代のまゝの純朴質素に對しては支韓の事物隨分目覺しき開進も有けらし彼國學者流の儒に醉ひ漢に溺る、葦に眠をさませむ抑も人生の知識工藝種々の發明も寒帶不毛の洲土など動もすれば飢渴も迫る類或は邦乱れ憂阨甚たしきなどの艱難精苦の間より浚り出す者なるよも我邦の如きは實に天の偏愛せる樂土なるより動もすれば般樂愉安に流るゝの弊あるより神明殊に彼と實際を開き其文物法制美術等を輸入せしめ傍ら外患を設けて民心を驚誠精練なさしめ給ふ所以なり今其文物巧藝の東漸と到りたる概を述べ

先づ彼新羅王が降服して金銀綾羅練絹八十艘の船に積み奉りしを始めて年々朝貢怠りなく高麗百濟も續きて服從貢調を奉りしに特に百濟は最も懇款に貳心無く仕奉りしより其文物工藝の我に貢獻と來りたる擧るに堪ざるなり其間殊に掲焉きを擧れば應神天皇十五年八月百濟王の子阿直岐來朝し良馬を獻す此人經書に通じ皇太子菟道稚郎子之に學び給ひ猶博士や有ると問給ひて同十六年王仁を徵す即て來朝此時王仁論語三千字文を奉る是より儒學我國に採用せられて漢風の道義學我

人心を開導せり

此以前衣縫女眞毛津々西素など渡り來り鍛冶工卓素釀酒仁番など來朝せり是等從來我國固有の製造伎術無きにあらずりも爰に至て改良を加へ潤色せられて大に進歩を致し、なり雄略帝の朝には秦の融通王また努利能美など養蠶及び織機の伎を擴張して綾羅錦帛大に製造せられ大庭に堆高きに至れり次て魏の安貴公文帝のの辰貴渡り來りて繪畫術を弘めぬ是大岡忌寸の祖なり此時代朝廷齊城内蔵、大蔵など倉庫を建設し其品物の出納を皆王任安直岐の子孫なる文氏をして司せらしむ是記簿法の傳はる始なり繼體帝の朝には五經の博士段揚爾を奉つり次て易博士曆術博士等航來し漸々漢籍の趣味布及せり。また吳國の知聰糸渡りぬ是大件狹手彦の討韓の歸朝に從がひ來れるなり此人典藥の書類明堂圖など種々を携へ來て獻れり是等由るにも朝廷に於て征討の毎回彼國の文物民生の幸福に供すべき者を得るを主義と爲給へるや察せらるゝなり。さて此知聰の子善那孝徳天皇の朝牛乳を獻るに依和藥使臣の姓を賜はれり

亦彫刻の伎は繼體天皇の朝司馬達等來朝して佛像を彫造るに創まれり次ては欽明天皇の朝彼佛法舶來せり然して漸々全國に流布せり。また燕の衛滿公の後孫來りて筆を製し筆氏となる又高麗國よりは狛染部來り種々の染術革を染る事などを傳へ其他馬の鞍履の製作は百濟人の潤色する者多々なり職員令内藏寮の下に典履二人縫作靴履鞍具及檢校百濟手部と記し同寮の部下に百濟戸と云もあり。また典革と云も有りて革の製造を掌る是高麗人の使用せらるゝ所なり此他工伎の類彼に取る者多かるべけれど。さのみはこ止置ぬ

古人も云我國の文化其基軸こそ祖宗の皇謨に出たれ其枝葉の裝飾は皆支韓の文物に本つきたり彼王仁阿直伎の經傳を舶來せしを始とし爾來大化の革新大寶の令律撰定其他制度を布れし類大抵彼の典故に因らざるは無し藤原氏の朝權を握取せしも唯外戚の威勢等よ由るに非ず能く支韓より來福せし漢學士の經濟制度の巧術を採納し彼等を政柄機關の黒幕に用るしに依る是中世法律家として政事の樞密に參せし坂上清原中原小槻三善等の家を立し由來なりと云へり

然して以上政法家の典據とする所皆支韓の輸入にして近くは唐令六典類より遠く溯はりては周世の周禮儀禮孔經の道義に準的を取る事なるに其れ皆必竟大昊伏羲氏の仰いで天文を觀俯して地理を察して人事の綱紀を立しに淵源せざるは無し。さては則ち上に謂ゆる我神聖の彼に渡り天に繼ぎ極を立し所以の者也蓋し大陸地方や國歩の艱難數はにして敵國外患恒にせまり心に困み慮はかりに横たはる事多きにも故其浚り出たる工夫を取て斯に則ち祖國に貢獻せしめ給ふ韓招の幽契に出る者なるをや彼是を照して了すべし

第二十壹 八幡大神宇佐出顯及男山に移り王城を鎮護す

斯て息長帶姫皇后は大倭に還着せ給ひし皇太子は僅に貳歳の御幼齡なるにも天下を知らすべきに非ず 凡て此御世代比までは幼齡にて御代知しめしたる事無しそは上代は御位につり事御自から命合し給へばなり さては皇后其まゝ高御座に臨ませ給ふ事なりしならむ則ち大和國は十市郡盤余宮にしも都を定めて座し給ふ即て崇めたへ申して皇御祖尊と稱へ

申けるとそ

譽田天皇は後の御謚應神仲哀天皇の第四子にます幼なくして聰達立く物を監はず事深く動容進止など聖の表有て世に異給へり皇太后の攝政の三年に立て皇太子と爲給へり初太后の御孕にまして天神地祇三韓を授たまへり生給ひてより御腕の上の柄の形なる矢生たり是皇太后の雄々しき御裝なしませるに肖給へるなり時俗柄を褒武多と云しより故譽田天皇と稱へ申しなり。とにかく尋常ならず神々しき御性質にぞましくける皇太后は攝政六十九年己丑四月崩御有ける 御年百歲 明る元年庚寅正月朔日天皇御位に即き給ふ世を治め給ふ事四十一年國內豐饒に三韓靡き從ひ貢詞を納むる事怠たらず最も愛たき御世なりけり則ち四十一年の二月十五日崩御ましくけり御年一百拾歳

扶桑略記等の書に云欽明天皇三十二年正月豐前國宇佐郡麻峯菱瀧池之間に鍛冶の翁有り甚た奇異の所行有し之に因て大神比義殺を絶つ事三年一室に籠居て御幣を捧げ祈言さく若し汝神ならば我前に顯るべしと云しに其時即ち三歳の小兒と現は

れ託宣し云く我は是日本人皇第十六代譽田天皇廣幡八幡鷹也我名は護國靈驗威力神通大自在王菩薩云云初め豊前國宇佐郡馬城峯に顯る其後菱形小倉山に移ります是今の宇佐宮也こあり然して東大寺要録の文にては「天應之初計量神德更上尊號曰護國靈驗威力神通大菩薩」と有り然れば尊号は大神託宣しましし御名にや奉つりし御名にや詳らかならざるなり

抑も八幡宮の神徳や神皇正統記に「昔天孫降臨の御供の神八百萬の神云へり今幣帛を奉らるゝ神三千餘座なり然るに天照大神の宮に並びて二所の宗廟とて八幡を仰ぎ申さるゝ事いと尊とき御事なり」と云また八幡愚童訓には「告給百王鎮護三韓降伏神明第一宗廟仰給云云」とも見ゆたり

熟ら之を觀察るに應神天皇や固より有徳の天子にはまじませども殊さら伊勢に並びて第二の宗廟と崇め護國靈驗威力神通と云に思重訓百王鎮護三韓降伏乃神明など云と百餘代と多き列聖の中に特に此天皇を擧て申すこと如何にも不審なき事能はざるなり猶ほ是上に數は述し如く全く天皇宗像三神と神靈を配せてましますより

の事ご見ゆたり然らずは護國靈驗威力神通とか百王鎮護とか三韓降伏とかいふ事頗る尋常の天皇ごましては穩當ならざるに似たり抑も胎内にして三韓降伏の事あれば。そは御胎の中の事なれば必き別になさしめ給ふ神の有ての事と言ざるを得ざるなり

さて既に數回云へる如く素盞雄大神に地球大主宰とある幽權まじも早く夜見に退去ましたれば其幽權自ら宗像大神に在るべき所以なり。さて地球にあつては地球主宰の祐護に依らざるを得ざる理りより天照太神我皇孫を此下土に降しますに於て皇基の守護は單に宗像大神に依頼ますべき幽理のまじも則ち三女神に詔して天孫を助け奉りて天孫の爲に祭がれよこは詔定め給ひしなり。さて然詔定めますがまじも皇基を護衛給ふにも自から特なる幽權具はりまして二所宗廟と伊勢に並びて朝家の御尊崇厚き事とはなりけらし

されは太神に於ても天照大神の詔命のまじも千萬歳の下もをさくゝ怠り給はせ皇室を鎮護の事神慮撓ひまじも清和天皇の貞觀元年に到り大和國入安寺に住せる僧大

法師位行教豐前の宇佐の宮に詣て一夏御前に候ひしが夢の中に大神御教告有て吾王城の側近く移りて愈よ帝道を守護せむと欲すと告給ひしにぞ行教畏こみ尊く覺ゆて御靈を戴きて京都に上る城州山崎に到りまた夢中に教へ給はく我住所を見よと則ち男山鳩峰に中りて奇異の光見ゆけるにぞ愈よ畏み此事具に公家に奏聞せしむる程に公家更に同年九月勅使を下して實檢せしめ給ひ次で木工權允橘良基をこて正殿禮殿六宇を造立せしめ三所の御體を安置し奉る時に左大臣良相行教を召て仰よ云く上人の奏狀に依り宣旨を下す但以前に天皇勅示現する所の夢男山の峰より紫雲王城に覆ふ又皇后の見給ふ所已に以て同想なり今奏上に奉はるに驚き貴み御殿を造奉る所なり云云以上朝野群載に載る縁起を意を取り約め記すさて是より京畿の鎮護加茂石清水相並び幸祐を垂れ給ふ所なり

第二十貳 神明幽隲武門政權を執り王政復古を埃つ

於是今來古往を顧りみ彼洪初に天神地祇の天の高市に會ひ無窮の將來に向ひ議事

委と幽契の時世を追ふて現象し來る者を觀察するに抑も幽政の施す所や人間の如く目前の情實に拘はり小仁に泥み大體を過つ如きは非きそは日に背きて敵に向ひまじてより忽ち痛矢串負し、嚴兄尊の如く一回神誨を蔑しましてより忽ち一道に向ひ崩御有し仲哀天皇の如きなり爰に慮るに治に居て乱を忘れ敵國外患無くして國常に亡ぶるは勢ひ人情の脱かれざる所我國治多く乱少なく昇平に馴て延喜大曆以降國家閑暇あるまゝ中流以上の取る所詩歌管絃美文の類これ日夕伎を鬪はし材を競ふ所以軍備の如きは夕霧の大將深草少將と云が如き殆むと玩弄事に唱ふるに過ず徵兵邊防唯昔話に聞くのみ嗟乎此の如きを以て元寇の襲來の如きあらば何を以て防戦の術を爲む是保元平治の亂虐の發せし所以なり抑も巧密の治術法制や剛毅忠烈の志操は是皆禍難慘憺の困迫より鍛煉し出す所我國由來和魂果剛の資質あるも之を練るに唯治平のみにして由無かりしなり

天運循環して宇内の融和は今より幾百年の後に到來する者とは是幽冥の中稻目の明往く空を待つが如く期待する所豫卜め是に備へて吾國の人士の志操體質伎術と

之を鍛煉せざるを得ず爰に則ち源平以來亂逆に伴なひ漸く尙武の世となれり世の一動一亂是勇武を練る所以倍し動亂歲月を延くに及むで皇室をして動亂渦中に在らしむべからざるを以則ち七百年間皇室を以て閣上に束ねしむるに到れり蓋し我神明の朝家を鎮護する者謂ゆる自然の原縁有て然る者と云べきなり中世朝家の衰へより源平兩家代るく政柄を取て世を左右せしが先づ藤氏の代りて政を取らば平相國清盛なり是に繼て源將軍頼朝海内を掌にせり源氏系を斷て北條平氏として政權を握り足利又源氏として兵權を取り織田信長又平氏として之に代て朝家を守護し豐臣の平治を経てまた源家に復り徳川幕府の治世に歸したり以上源平代るく政權を取り國家を宰制せし必き原縁無くては有ざるなり是に意を注ぎて察するに彼宇佐八幡宮を石清水に移したるは清和天皇にいますに其第六の皇子貞純親王の裔孫八幡宮を氏神とし清和源氏累代王家の藩屏たりし是既に自からの因縁をなす者の如し吾妻鏡に鶴岡八幡宮の事を述て「本社者後冷泉院御宇伊豫守源朝臣頼義奉勅定征伐安部貞任之時有丹祈之旨康平六年秋八

月潜勸請石清水建瑞籙於當國由井卿」に見ゆ夙よりの事なり但し古來征伐に當る者の八幡宮を祈請する事は源氏に始るにあらず往昔坂上田村丸桓武天皇の天勅を受け東夷征伐の時陸奥國伊澤郡に於て鎮守に八幡宮を勸請せしと云事同書其他に出たり

されども源氏の敬崇は他の比ふべきにあらず殊に義家より掲焉く加はりたり。そは十輪院内府紀等にも凡そ源氏氏神平野を以て爲正也於八幡宮清和源氏義家以來の事なり」とあり抑も義家の八幡宮に因縁有し事は尊卑分脈。神皇正統錄などに云へらく「義家之父頼義朝臣恭詣八幡宮得三寸之劔蒙彼靈感之夢之由且晨於其枕牀得一柄小劔自蒙彼靈夢妻室懷胎即令出生男子今義家朝臣是也」とあり是等より推すに八幡大神の源家に特別に靈祐を賜はりしは明晰なる者なり熟々按ふるに大神の斯く源家に將特更義家に靈祐を賜はる事は彼景行天皇の日本武尊に詔命給ふの意義有る者なるべし

其詔命に朕汝爲人身體長大容止端正力能扛鼎猛如雷電所向無前所攻

必勝即知之形、則我子實則神人是寔天愍朕不叡且國不平、令經綸天業不絶宗廟乎」とある此所以の義にて神明常に國家を保助け時に英傑を降生せしめて世の不平を安寧すされは義家の如きも我國の一たび乱るゝに際して英傑を生誕せしむる者にや將源平交も俊傑を生ト邦家を維持し而して且に王道復古の時到来的を俟つ者と云べきなり。されは源平盛衰記にも「御先祖貞純親王の御子六孫王經基の御時武勇の名を取て始て源氏の姓を賜りしより以來滿仲賴信賴義家爲義義朝佐殿八代なり又故伊豫守賴義三人の男を三社の神に奉る太郎義家石清水。次郎義綱加茂。三郎義光新羅。其中に佐殿正縁として八幡殿の後胤也八幡宮の氏人也」など見ゆ猶源平交戦の間賴朝義經義仲など始終八幡宮を賴仰ぎて願書等奉らるゝ屢なり賴朝鶴岡八幡宮を信仰し社殿の營造其他に厚き吾妻鏡に比々記せり以て源氏の八幡宮に縁由深き者察すべしは九足利尊氏直義義詮直冬などはまた切りに八幡宮を崇信して願書及び武具其他を寄進せし事彼是に見ゆて幾むと舉るに耐ざるなり是また因縁深き事と見ゆるが。さて煩はしければ今はさて措ぬる

なり

斯に亦平氏の氏神と云平野神社の由縁に就て考ふるに此社を簾中抄を始め諸書に八姓の氏神社とあり。また二十二社註式等に平野の社の祭神を擧て「今木神日本武尊源氏氏神。久度神平家氏神。古閑神高階氏氏神。比賣神大江氏氏神」など有るは何の由に據て云へる事とも知られず。いと不審が今彼是參へ考ふるに先づ古事記傳に「平野を平氏の氏神とする事の由は桓武天皇の御産土神に座すが故なるべし其は續紀に「寶龜六年三月置酒田村、舊宮群臣奉觴上壽極日盡歡」とあるを思ふに田村の舊宮とは光仁天皇のいま白壁王と申せし時の御宅にて今木の大神は其地に鎮座し、神なり。かくて桓武天皇も其所にて生まじつれば御産土神なるべし」とありさて桓武天皇後に皇位を踐給ひ平安に都を奠めますに至り今の山城國葛野郡なる地に遷り祀り給ひし事と見ゆ然して能く按ふるに此他に猶特なる由縁の有る様なり其を推きはめて釋ぬるに

先づ古史中にて舊事記天皇本紀に「盤余彦尊都檜原宮初即皇位号曰元年」

云云宇麻志麻治命先<sup>ツ</sup>獻<sup>ス</sup>天璽亦豎<sup>ス</sup>神盾以齋矣謂<sup>ス</sup>五十櫛亦云今木繞<sup>ル</sup>於<sup>テ</sup>布都  
 劔大神<sup>ヲ</sup>奉<sup>テ</sup>齋<sup>ス</sup>殿内云云」こあり是平野の今木神の今木と稱へて齋はれ給ふ最初  
 と聞ゆ。さて此時の様布都劔大神を齋ひ申して其繞に五十櫛此は今俗に御幣申と云が  
如き者にて忌清むるとて  
 巡らし立を立並べ鎮め祀るなりさて五十櫛は忌申の由なる故一ツに忌木飯字に書  
 て今木とも書く事と見ゆ抑も布都御劔大神とは常陸鹿島なる武甕槌大神を申す事  
 にて此大神神世に天神の詔命を受けて國土を平定給ひ後には神武天皇紀伊國熊野  
 の奥より大和へ越行まさむこして禍神の毒氣に遇て悴弊まらける時天神の御命に  
 依りて此神劔を下し給ひ禍神を誅なひ天皇を助け奉りさ夫より爾万永く皇位の御  
 守として聖体を幸祐ひ給ふ所以なり

是より推すにも桓武天皇此平野神社を齋紀給ふにも今木神を主とある祭神とし其  
 他久度古開比賣神など皆天皇の聖體を幸守し給ふ神々を配祀し給ふ事なり 後まで  
授位あ  
ども三代實錄に今木神從一位久度  
古開神並に從三位と見わたるあり かゝる由緒にて皇室に近き皇裔の氏々源氏平氏など其  
 皇室守護の御靈幸を受るとして皆此社の氏子と稱したるより斯く八姓の氏神など

云が如き事に到りしなるべし然して其間平氏は殊に桓武帝の皇胤なるより因縁深  
 く源氏は八幡宮を主と崇信するなどより自から平氏のみ平野を氏神と云様も成た  
 るなるべし儲目から神明にも亦其縁由に因り靈祐ひを賜はる事となりし者歟古紀  
 に云壽永二年七月平家公卿十人連署内大臣以下也以日吉社爲氏社云云但棄平野  
 社用氏社神慮有恐事歟」と見ゆ然れば從來平氏の氏神の平野なりしは相違無  
 き者なり是等より云はゞ源平兩氏の交る々々皇室に藩屏たりしは是全く宗像大神  
 の地輿主宰の靈威と布都主大神の皇室鎮守の靈功と交互に更代して王制復古に至  
 るの其間を護衛せしめ給ふ者と云べきなり

既よも云如く世の一治一乱は命運のせしむる所されは其治乱の運に關かる英豪は  
 古に云維嶽神を降し甫及び申を生むと云比例なれば必ず神明種々の鎮祥を降す事  
 彼武王の船中白魚を得漢高白蛇を斬ると云不測も有けむかし陸奥話紀に(本文漢文  
之を譯す)  
 康平五年の春源頼義阿部貞任を討つ時に清原武則遙に皇城を拜し天地に誓て言ふ云云八  
幡三所臣が中丹を照し給ひ若身命を惜まば必を神鏡の中て先死しめ給へ爰に合軍



臂を擡げて一時に激怒る今日鳩有り軍の上に翔る將軍以下悉く之を拜す略十七日未刻民屋を壞ち運び城の塙を埋め將軍馬より下り誓言ふ昔漢德未衰飛泉忽應ニ校尉之節今天威新大風可助老臣之忠伏乞八幡三所出風吹火と則ち自ら火を把て神と稱へて之を塙の中の屋舎茅に投入る是時鳩亦頻に軍陣の上に翔る將軍再拜す飛焰一時に風に隨ひ樓櫓屋舎悉く猛火となる遂に敵の城柵陷落に至りしと有り斯人奮ひ風隨ひ火則ち空に漲る是自然の妙助冥々中に救援する所ある者のみ

また神の幽中にて常に謀を給ふさま平家物語に云源中納言雅頼卿の許に召使はれける青侍の見たりける夢も恐しかりける例は大内の神祇官ご想しき所に束帶正しき上臈の議定の様なる事有しに末座なる平家の方人し給ふと想しきを其中より追立らる上座の御宿老の此日比平家の預り奉る節刀を召返して伊豆國の流人頼朝に賜はむる也仰ければ其傍なる御宿老の其後は我孫へも給候へとぞ仰せける云云此事入道相國もれき雅頼卿に其者給はつて委細尋ねはやご申遣はされける

彼夢見と者悪かりなむとや思ひけむ逐電したりけり」とあり

されは北條足利如きの逆臣も亦是幽中にては世間進歩的の要器械として彼神世の禰神体に用る給ふ事にて故逆臣の荒びに世の一亂を醸し是に由りて士氣武幹を充分に練磨研究せしめ給ふ所以なり彼南北兩朝の閑ぎありて三種の神器の皇統の大柱石たる所以も明らか忠臣義士の精義の眞實も斯に於て確實に至ると云者なり 儲こそ北條も足利も天祐の因然有て自然世には出しなれ北條時政は平將軍貞盛の子維將より五代四郎大夫時方の子保延四年戊午伊豆國北條にて誕生 神皇正統 壯年の間子孫の繁榮を祈り江嶋なる嚴嶋神社に參籠有しに夢中に龍神顯はれ鱗三箇を遺すご見る是より三鱗を其家紋と定むと云 太平記に見ゆ

また足利氏の系統は八幡太郎義家吾歿後今一たび世に出て天下の政を取るべし 難 平記と云置れしと然して今川記等 八幡殿の御子三男式部大夫義國康和年中東國に下向し下野國足利に住し給ふ義國の御子一畝義重新田殿の初め也二男義康足利殿義康の一男矢田判官義清は備中國水嶋合戦に討死し二男判官義房は頼政に一味

と宇治川合戦に討死三男上總介義兼を義康の家督をば御相續なり義兼は實は八郎爲朝の子なりしを義康の竊に養ひけることなり御長九尺計にて力人に勝れ給ふ義兼の實父爲朝は高名の合戦二十五度に及ぶと云へども一人も非義を以て敵を討ず父母に孝有て禮義を専らと爲し。さる故にや子孫天下の武將ご仰がれ給ふ御事也」と有りさる因由有てにや尊氏直義義詮等必死の危難を屢は免れて室町十數代の榮を取ら也逆臣と云へども亦幽契ある事と見ゆたり

次に織田平の信長公は小松大臣重盛の次男資盛の庶腹の子親實十七代の孫也親實は越前織田明神の神職となれり信長に至て斯も蕃榮實に小松大臣積善の餘慶歟信長天朝に其名達せしは永祿五年十月の事なりし天皇御夢に熱田宮に御使を遣はさるべしとの神の御誨告有し處其折しも北面に仕奉りし侍に近江國野洲郡立入村の住士にして立入右京亮宗繼と云へるが有りて密に万里小路惟房卿に就て奏聞申しけるは尾張國に織田信長と云武將有て皇威を興復すべきの大器を具へたり内勅を熱田宮の奉幣に托して御使を賜りてはご聞の上けしに天皇觀感斜ならず則ち立入

宗繼を尾張へ使されしとぞ是宮廷再興の緒ちなり武家其後文政六年に至り宗繼の忠勳を表旌せられ從四位下を追贈せられしとぞ。されは全く熱田大神の特に幸祐を賜はり者なるべし因に云頼朝の母は熱田大宮司季範が女子なり則ち尾張國筑屋にて誕じのりしし所なりとぞ借足利義康も季範の第二女の嬪なりしされは義朝とは從弟にて相賀なりし皆熱田の御魂や幸ひけむ

豊臣大閤武家評林は系圖に云父を中村彌助昌吉と云祖父を同彌助吉高と云吉高の父を國吉と云近江國淺井郡の出生なり初叡山の登り僧となり昌盛法師と云心中大願を發し天下の乱虐を鎮めて萬庶の塗炭を救はむと竹生嶋に叅籠す時に明神夢中に誨へて云汝其孫裔に曠世の英傑出で擾亂を一掃すべし速に娶妻べしと爰に還俗して尾張國受智郡中々村に住す秀吉は實に其曾孫なり大閤の母嘗て懷中に日輪入たりと夢見て懷妊と天文五年正月大朔日丁巳日出とひとしく出生ありし大閤素なり此事は後來征遣はず藤狀にも見たり即ち日吉丸と云抑も竹生島に鎮ます都久夫須磨神社は式内小の神社にして考證に祭神市杵島姬尊なりされは彼昌盛法師が丹誠の祈請によりて大神の幸祐給ふ所なるべし。さて幼名を日吉丸と云日吉事代主大神の御靈の被ふる所な

るべし

次は徳川相國は其系の出る所義家の三男式部太夫義國に出づ義國の長男義重上州新田庄居住大炊介と稱す義重の四男義季始て徳川を稱す義季十代親氏參河に移り松平を昌す親氏九代の孫之を家康とす家康父を廣忠と云母は水野忠政の女子一説風來寺薬師神に祈り請て孕む所と云然して同國加茂郡賀茂村賀茂大明神有り是家康の産土神として信仰する所なり十一源敬公尾張大納言義直なり御相傳の説よ云源義家は頼義の嫡男にて石清水の氏子とし其神紋を寫して三柄繪を御簾の紋とし次男義綱は加茂の社の鳥帽子子とし一ツ葵を旗の紋とし給ふ三男義光を三井寺新羅明神の鳥帽子子になぞらへ彼神衣の紋割菱を以て紋とし給ふ義家嫡流新田家は大中黒の紋を幕簾に付らる柄繪は御家の秘紋とし徳川家へ傳へ給ひし然るに親氏公三州加茂郡入國以後御威勢も盛むに御子もあまた生れさせ給ふ郡内に因り加茂朝臣と稱し御家の柄繪の御紋を三葵巴にかきな給ひ御一族の御旗幕に付させ給ふ是葵柄繪の始まりなり云云と見ゆ是に由るに加茂味式高彦根神一ツに日吉山王と稱する大神の殊更御靈祐を賜はるより其因縁により葵巴と紋は定

りたる幽契にや

また事跡合考に云所に出るに天正十八年八月家康小田原より江戸城に移られし時榊原式部大輔康政を召し當城内に鎮守の社有りやと有るに康政答て北の方に両社見ゆて候と云家康往き見られ道灌は歌人故天神の社を建立したりと有て今一社の額を見られて即て拜禮「式部々々扱も不思議なる事の有るは當城の鎮守の社無きに於ては坂本の山王を勸請すべしと思ひつるに以前より山王の社建おけるはと仰有たれば式部承はり仰の如く奇妙なる儀にて偏に御城御長久御家御繁昌の吉瑞と被申上候へは殊の外御機嫌の御様子なり」一とあり是に依れば家康山王と加茂大神と同神なるを知られし者歎奇遇と云べきなり

諸此山王は比叡山より武州川越星野山に鎮め祭りしを大田道灌其城の鎮守に移したるにて今の東京麴町區永田町なる日枝神社なり其並びに在しと云天神神社は今麴町平川天神なりと云さて家康江戸入城以來産土神と定め暫く紅葉山に移し明暦の火災の後今の地に移されたり諸大已貴神を祭りたる神田神社と大城の左右に並びて鎮護しますとなり。されは

其祭典も神田と隔年に行はれて海内無比の大祭なりし

抑も日吉山王と稱ふる加茂事代主大神は云が如く御母八幡大神多紀理と常に相比ひまして皇室の守護として常しへの世を鎮めますにも王政復古の時運未だ到らざるの間國土を平治すべき英雄俊傑を交る々々出しめますにも斯く江戸城の后来海内の總鎮府となるべき幽契あるより夙く此地に鎮まり座て徳川の入城を待ましたるにて然すがに家康之を感じせられたる者にて山王社の額を見て扱も不思議なる事かなど歎せられし是ぞ神明の感應する所にて家康其身も凜く寒けたたしき程に覺ゆられしならむ儲其れ則ち三百年の後王制復舊の時運到來に準備し此英雄をして此大都會を開造せしめ給ふ神明冥中の經營漸々に進發し到る者と云べきなり

さて猶考るに日光山二荒山は大國主神と此事代主高彦根神の鎮まります山なるにも家康薨逝の後其本地の神の許にかへりし者なるべし則ち應神天皇の彼豊前宇佐の本地の神の御許に反り鎮りますが如きなり猶皇天の幽隴の星霜を追て發展し到る者八意思兼の神の大初に編成有し政事的神契の數千歳の下藤原氏朝權を取り世を累ね海内の動機を恣にせし夫れ則ち自然の冥祐に出る者にて彼藤原兼通を祝すとして紀貫之の貞信公にかはりて。よめる歌に

大鏡に「言に出て心のうちに知るゝは神の系繩引けるなりけり」とあるは暗に兒屋根命の神契積善の因となり餘慶の果を効すを含めて云へるなり

また天穗日命の大初に天津神の詔命として天皇の大御世を常邊に齋守り奉れと仰せ賜ひしまゝに其御裔菅原氏大江氏となり菅原道實公一たび藤原氏の威權の縱まゝなるを制せんとし爾來文學の家として皇政を裨補し大江氏また儒家として政柄に關涉し廣元に至り其時勢の他に援ふべき途無く源賴朝と共同し彼を總追補使に補せしめて朝廷の政權を武衛に轉しゝなり是則ち七百年の後維新復古の到來に備へ宇内融和に豫トめして武幹を鍛煉するの地素をなす者にて儲は維新の今日に於て賴朝の裔孫嶋津家と廣元の裔孫毛利家と専ら其復舊に當路たりし實に幽契の効す所歟余嘗て口吟びし「濁しけむ大江の水の幾代經て」以上伸る處或は偶然の事をも偏に幽助の効す者と余の妄信思想より妄信し就す類も無きに非るべし。されど天地の大理に於て蓋し十の八九以上に云が如き事實有るべきなり彼王陽明の語に「天地無二人的良知亦不可爲天地」と云り言意は

人皆天地を以て自己の父母とし自己の大本とするなり若此父母とし大本とする天地にして人生の進化向上的に適へ良知を効づる有らば是天地や父母とし大本とするに足らず云の由ならむ抑も其國家正順的に成立進化する者は萬機亦皆正順に發達するなり故に有知の人は蓋し其國の建國來の歴史に鑑みて正順的に成立進化發達したる國と然らざるを察し其將來に有望なる國なると否やとを知る者なり嘗て聞く丸山作樂氏洋行の際澳國馮多因氏に倚り國家學の講を聞かれしに或日馮氏問て曰日本帝室には皇統の璽章として三種の神器と云が有りしか抑も當今其神器に對して上帝より下人民の待遇所感如何なるにやと斯に丸山氏熱心に大古神器授受の原由より今日上皇室より下民庶に至り是を國家報本反始最第一の宗祀とし崇敬至り盡し殊に一國人民は年々歳々參宮と稱し西より東より跟を接て參拜し殆ど之を人生の義務と心得たる様なりと具に演られし馮氏耳を傾け聞竟り少時沈思徐々述られし余嘗て聞て思想せし所と符節を合せたり日本帝室は開關の初造化天神より授けられたる帝位を今日に統を傳へ其天神の代治者たるの璽章を今日に

保存し之を天神の靈體とし報本の大本とし國民舉つて參拜するとは實に宇内無比至貴至善の義を盡したる者にて日本は眞に將來に望ある國なり」との趣意なりと嗚呼既に云へる如く宇内の進運歴數の定まる所や是皆天然の幽陰に出て之に戻らむとするも戻る能ず之に反かむとするも反く能ず往昔孟軻氏舜禹が天の歴數に中り天神相感應して君位に具はる所以を述べ自然の妙天言はせ行ひ事とを以て之を示すと云へり是幽陰の妙機を觀し能穿ちたる一言なり抑も我皇室や天地の初發に天神其帝統を傳へ其璽章を授け歴運の定まる所有史以來三千年の久しき寶祚の神聖尊嚴萬庶の仰き戴く一日の如く金歐無瑕今日に達す是所謂皇天の行ひ事とを以て示す所以也既に寶祚幽陰に由て定立するや斯の如し之に伴ふて其始終向上發展する者皆是神明之を推運して止まざる者あり之を能觀察すれば果して符契を合する者あるなり斯邊瑣氏云分の分たる所以を觀して全の全たる所以を察すべし」と既に全の全たる寶祚の無窮正に確立す則ち其分の分たる萬機の發展進化豈之に伴なはざる者あらむや是此神話の大主義とする所なり嗚呼方今世運の到來日露矛を

接へ結局波羅逐艦隊全滅を日本海に取る願みるに蓋宗像大神道之中に鎮り道主貴と座て照臨す彼來つて斯に崩角稽首する是獨り日露の間に關せんや以て全宇各洲に影響して爪牙を縮むる勢況ある者は皆進運歴數の定まる所なり蓋し世間哲人と云ひ智士と云聖と云賢と云仰も亦何かあらむ唯此進運の妙機を察して之に戻らざるに順がふて進行を趣くるに在る而已冀くは哲人智士此自然の機運に逆らひ妄りに干戈を動かし同胞を糜爛せしむる如き無らむ事を是余輩の大方に嚮て常に祈望て止まざる所なり

八幡 伏敵原縁 終り

年中祭典演義並祝詞全壹册

紙數百二十頁餘 定價金參拾錢 郵稅四錢  
 此書は始に神祭の人生の最要務なると神祇官。大嘗會の四方拜新年祭より曆面の十大祭祈年大祓等の宮中御式其由來緣起次に産土例祭古代恒例祭十箇の由來臨時祭は遷座祈雨除蝗の類或は戰勝。入營。開校。各祖神祭。或は地鎮。上棟。船玉。出船。旅行。漁獵。籠神。或は開店。遣酒。安産。初宮祭。紐解。結婚。賀壽。病平癒。の如き總て六十六題を掲げて其緣起祭神古代行はれし事實を擧げて義由を演へ尙終りに一ノ宮總社鎮守神符玉串幣帛拍手の類式内社神名帳のと神職の起原沿革當今の奉務試験の規則類に至り之を掲げて座右の便利に供す

惟神道話全壹册

紙數凡百貳拾頁 定價金參拾錢 郵稅四錢  
 惟神とは彼日輪地球の大なるを宛ら掌中の玉と保有せらるる天神性有愛護の道是にて人生の萬般

國際法憲法より一個人の修身生活の道に至り悉皆極めて福樂圓滿なら令るは實に此道なり然して神儒洋佛其説の眞理に協合する者は皆斯道の世に充滿せる者かれは此書之を洩さず拾ひ集めて衆道融和せしめ亦之を倫理五常の事實に引當て細説し今日の道徳腐敗を挽回し民徳厚きに歸せしむる所以なり然も其所説總て比喩の語談を用ひ面白く可笑く翁姫婦兒も一讀了解悟入せしむる者其説の新奇妙案幾んど空前と云て可ならむのみ

社會習慣演義 全壹册

紙數百貳拾頁餘 定價金參拾錢 郵稅四錢  
 此書は年中祭典演義の下卷を新改題せり則ち人生の誕生髮置紐解の類の古式より年中の習慣は門松注進細齒固めの類五節句其他の來歴或は歌時俳諧茶湯生花のと或は弓術劍術類の武藝或は相撲歌舞伎淨瑠璃或は初午冬籠祭亦は山笠獅子舞伊賀遊女等の起原沿革の面白き話記應すべき故實悲しむべき樂しむべき者を集め記す者なり

接へ結局波羅逐艦隊全滅を日本海に取る願ふるに蓋宗像大神道之中に鎮り道主貴と座て照臨す彼來つて斯に崩角稽首する是獨り日露の間に關せんや以て全宇各洲に影響して爪牙を縮むる勢況ある者は皆進運歴數の定まる所なり蓋し世間哲人と云ひ智士と云聖と云賢と云仰も亦何かあらむ唯此進運の妙機を察して之に戻らざるに順がふて進行を趣くるに在る而已冀くは哲人智士此自然の機運に逆らひ妄りに干戈を動かし同胞を糜爛せしむる如き無らむ事を是余輩の大方に嚮て常に祈望て止まざる所なり

八幡 伏敵 原縁 終り

告 廣

年中祭典演義並祝詞全壹册

紙數百二十頁餘 定價金參拾錢 郵稅四錢  
 此書は始に神祭の人生の最要務なると神祇官。大嘗會のと四方拜新年祭より曆面の十大祭祈年大祓等の宮中御代其由來緣起次に産土例祭古代恒例祭十箇の由來臨時祭は遷座祈雨除蝗の類或は戰勝。入營。開校。各祖神祭。或は地鎮。上棟。船玉。出船。旅行。漁獵。竈神。或は開店。造酒。安産。初宮參。紐解。結婚。賀壽。病平癒。の如き總て六十六題を掲げて其緣起祭神古代行はれし事實を擧げて義由を演へ尙終りに一ノ宮總社鎮守神符玉串幣帛拍手の類式内社神名帳のと神職の起原沿革當今の奉務試験の規則類に至り之を掲げて座右の便利に供す

惟神道話全壹册

紙數凡百貳拾頁 定價金參拾錢 郵稅四錢  
 惟神とは彼日輪地球の大なるをも宛ら掌中の玉と保有せらるゝ天神生育愛護の道是にて人生の萬般

社會習慣演義 全壹册

紙數百貳拾頁餘 定價金參拾錢 郵稅四錢  
 此書は年中祭典演義の下卷を斯改題せり則ち人生の誕生髮置紐解の類の古式より年中の習慣は門松注進繩齒固めの類五節句其他の來歴或は歌詩俳諧茶湯生花のと或は弓術劍術類の武藝或は相撲歌舞伎淨瑠璃或は初午冬籠祭亦是山笠獅子舞俳優遊女等の起原沿革の面白き話記臆すべき故實悲しむべき樂しむべき者を集め記す者なり

國際法憲法より一個人の修身生活の道に至り悉皆纏めて福樂圓滿なら令るは實に此道なり然して神儒洋佛其説の眞理に協合する者は皆斯道の世に充滿せる者ふれば此書之を洩さず拾ひ集めて衆道融和せしめ亦之を倫理五常の事實に引當て細説し今日の道徳腐敗を挽回し民徳厚きに歸せしむる所以なり然も其所説總て比喩の語談を用ひ面白く可笑く翁媪婦兒も一讀了解悟入せしむる者其説の新奇妙案幾んど空前と云て可ならむのみ

告 廣

國體精華全壹冊

定價 金參拾錢  
郵稅 四錢

此書は彼教育 勅語なる國體精華は 皇祖の遺訓として實に建國の柱石天壤無窮の大本なり去ば今日宇内融通東洋多事に際し斯道の講究發揮の等閑なるは實に怪むべき次第なる左の十四ヶ條を論究せり○第一日本幸福の要素○第二國體精華の國家に與へし幸福○第三隣國を顧て我定へき國是○第四西教の審延及内外の憂患○第五内國の宗教及宇内の趨勢○第六内地人情輕薄に對する急務○第七日本學科に何故神學科を置さる○第八萬國公法と神道の關係○第九皇祖の遺訓に因る結果○第十世襲君主は國家平治の柱石○第十一皇祖遺訓の上代に嚴重ありしと○第十二惟神道の眞義及其進化主義○第十三日本國民の學術の方針○第十四宇内の進運及我前途必須の豫備

井上頼國君序文 本居豊親君題歌 松田敏足纂輯  
國語故稽古辭苑全壹冊 紙數五百三十七頁  
事提引 一頁十四行四六字詰

實價金八拾錢 郵稅金拾錢

○此書ハ神代王朝鎌倉足利徳川世維新ノ今日ニ至ル萬事方言ヲ網羅シ兒女子モ了解シ得ル様解釋セリ殊ニ物語類ノ語解ハ四十年來朝夕誦浮メ考認シタル所ニ出テ解釋尤モ的實平和ナリ  
○此書ハ部門ヲ皇室。神祇。天候。地理。制度。寺院。人倫。習慣。身体。服食。動物。植物。器財。語格。行事。枕詞。故事。十七門部ニ分チ引出ニ便ス  
○此書。故事故物ヲ古書中ヨリ圖ヲ寫シ出シ示ス  
○此書ハ五十音ノ假名ニ由從來ノイロハ引節用ノ體裁ニ依リ詞ノ音數ヲ數ヘテ引出ス尤モ便利ナリ  
右神典國史中世物語類其他小學校讀本同試驗用書類等ニ付キ雜文雜語引歌等普ク拾ヒ集メテ解釋シ且ツ今日朝野ノ事件諸省諸官ノ立廢章程ニ至ルマデ載記シタルハ學校教員ハ勿論官吏村吏神職其他世務ニ執掌スル人常ニ坐右ノ顧問ニ供セハ無上ノ調寶タルベキ書ナリ彼世間無責任ニ頁數ノミ倍層作編セシ者ト同視スルヲ無ク講覽ノ榮ヲ給ハラントラ

(此書當時賣切)

明治四十年七月十日印刷  
明治四十年七月十七日發行

正價金四拾錢

編輯兼  
發行者

松田敏足  
福岡市土手町七番地ノ二

印刷者

山田純一郎  
福岡市養巴町四拾貳番地

發賣所

會通社  
東京市本郷區本郷三丁目廿五番地

全

吉川書林  
全市京橋區南傳馬町一丁目三番地

全

森岡書林  
福岡市博多中嶋町



告 廣

國體精華全覽冊

定價 金拾錢 郵稅 四錢

此書は被教育 勸諭なる國體精華は 皇祖の遺訓として實に建國の柱石天壤無窮の大本なり夫は今日字内融通東洋多事に際し斯道の講究發揮の等閑なるは實に怪むべき次第なる左の十四ヶ條を論究せり○第一日本幸福の要素○第二國體精華の國家に與へし幸福○第三隣國を顧て我定へき國是○第四西教の滲延及内外の憂患○第五内國の宗教及字内の趨勢○第六内地人情輕薄に對する急務○第七日本學科に何故神學科を置ざる○第八萬國公法と神道の關係○第九皇祖の遺訓に因る結果○第十世襲君主は國家平治の柱石○第十一皇祖遺訓の上代に嚴重ありしと○第十二惟神道の眞義及其進化主義○第十三日本國民の學術の方針○第十四字内の進運及我前途必須の豫備

井上頼國君序文 本居豐顯君題歌 松田敏足編輯  
國體故實古辭苑全覽冊 紙數五百七十七頁  
中綴別 一冊 四行 大字 附

實價金八拾錢 郵稅金拾錢

○此書ハ神代王朝鎌倉足利徳川世維新ノ今日ハ至ル萬事万百ヲ網羅シ兒女子モ了解シ得ル様解釋セリ殊ニ物語類ノ語解ハ四十年來朝夕讀譯メ考證シタル所ニ出テ解釋尤モ的實平和ナリ  
○此書ハ部門ヲ皇室。神祇。天候。地理。制度。寺院。人倫。習慣。身体。服食。動物。植物。器財。語格。行事。枕詞。故事。十七門部ニ分チ引出ニ便ス  
○此書。故事故物ヲ古語中ロリ圖ヲ寫シ出シ示ス  
○此書ハ五十音ノ假名ニ由從來ノイロハ引節用ノ体裁ニ依リ詞ノ音數ヲ數ヘテ引出ス尤モ便利ナリ  
右神典國史中世物語類其他小學校讀本同試讀用書類等ニ付キ雜文雜語引歌等普ク拾ヒ集メテ解釋シ且ツ今日朝野ノ事件諸省諸官ノ立廢章程ニ至ルマデ載記シタレバ學校教員ハ勿論官吏村吏神職其他世務ニ執掌スル人常ニ坐右ノ顧問ニ供ヒハ無上ノ圖覽タルモキ書ナリ彼世間無責任ニ頁數ノニ倍層作編セシ者ト同視スルヲ無ク講覽ノ榮ヲ給ハラン

(此書當時尙切)

明治四十年七月十日印刷  
明治四十年七月十七日發行

正價金四拾錢

編輯者

松田敏足

福岡市土手町七番地ノ二

印刷者

山田純一郎

福岡市養巴町四拾貳番地

發賣所

會通社

東京市本郷區本郷寺丁目廿五番地

全

吉川書林

全市京橋區南傳馬町一丁目十三番地

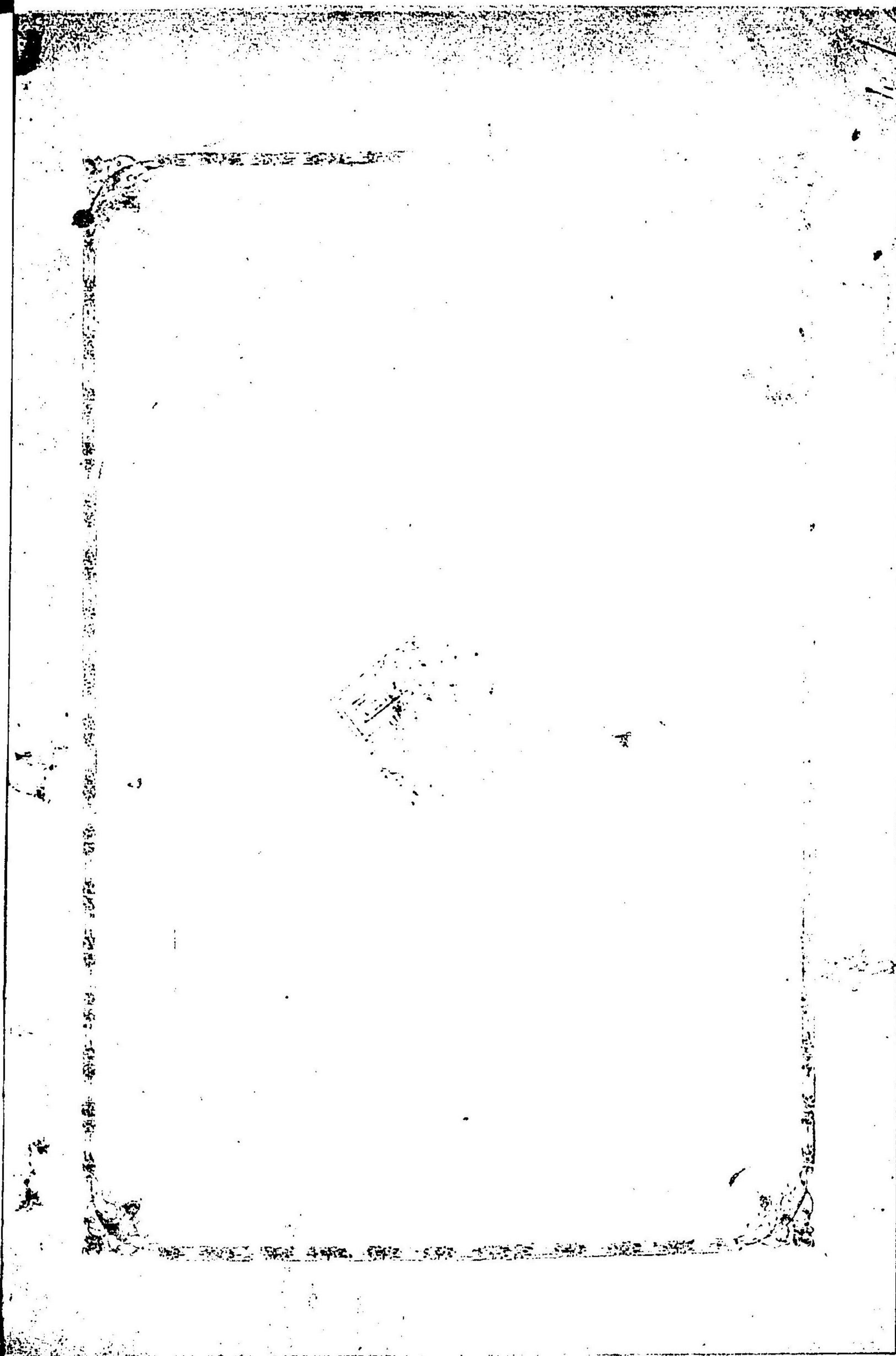
全

森岡書林

福岡市博多中嶋町

257

147



1950  
1951  
1952  
1953  
1954  
1955  
1956  
1957  
1958  
1959  
1960  
1961  
1962  
1963  
1964  
1965  
1966  
1967  
1968  
1969  
1970  
1971  
1972  
1973  
1974  
1975  
1976  
1977  
1978  
1979  
1980  
1981  
1982  
1983  
1984  
1985  
1986  
1987  
1988  
1989  
1990  
1991  
1992  
1993  
1994  
1995  
1996  
1997  
1998  
1999  
2000  
2001  
2002  
2003  
2004  
2005  
2006  
2007  
2008  
2009  
2010  
2011  
2012  
2013  
2014  
2015  
2016  
2017  
2018  
2019  
2020  
2021  
2022  
2023  
2024  
2025

特21

557

八幡大神伏敵原縁

松田敏足

国立国会図書館

014690-000-6

特21-557

八幡大神伏敵原縁

松田 敏足/著

M40

ABB-1127

